

中城村第五次総合計画 中期基本計画（素案）

令和8（2026）年3月

第五次中城村総合計画 中期基本計画 目次

第Ⅰ章 はじめに

1. 中期基本計画の目的	1
2. 計画の期間と構成・評価検証	2
3. 中城村を取り巻く社会経済情勢	5
4. 中城村の現状	8

第Ⅱ章 基本構想の概要

1. 中城の将来像	11
2. まちづくりの基本理念	12
3. 目指す村の姿【施策の大綱】	13
4. 土地利用の考え方	14

第Ⅲ章 中期基本計画

1. 中期基本計画の考え方	19
2. 施策の体系	20
3. 基本計画の見方	22
4. 成果指標の設定	24
5. 基本目標・基本施策	25
目指す村の姿1：子どもの健やかな成長を支援します	25
目指す村の姿2：誰もが笑顔で元気に生活できる村にします	39
目指す村の姿3：豊かな自然と歴史文化を守り継承します	60
目指す村の姿4：安定したまちの基盤をつくります	71
目指す村の姿5：中城の魅力を創造し発展させます	87
目指す村の姿6：安全・安心の暮らしを創出します	101
目指す村の姿7：連携と協働により持続的発展を目指します	113
6. 重点プロジェクト	120

第Ⅳ章 資料編 ※パブリックコメント時は省略

1. 策定経緯
2. 検討体制
3. 住民 WS 成果

第1章 はじめに

1. 中期基本計画の目的

本村では昭和 57 年に策定された第 1 次総合計画から、これまで 4 度にわたって策定を行い、時代に即した様々な施策や事業を推進してきました。直近では、令和 4 年度に策定された令和 15 年度を目標期間とする『中城村第五次総合計画基本構想』（以下、基本構想）において「中城が好き～誇りと愛着が生み出す とよむ中城～」を将来像に掲げ、令和 7 年度を目標期間とする『前期基本計画』を柱として村づくりに取り組んできました。しかし、令和 7 年度をもって前期基本計画の計画期間を終了することから、令和 8 年度から令和 11 年度を計画期間とする『中期基本計画』を策定し、引き続き基本構想の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

前期基本計画の期間内においては、全国的な課題として、加速する少子高齢化、豪雨等の災害の激甚化や気候変動への対応、アフターコロナの中でのデジタルトランスフォーメーション（DX）の進展やインバウンドの増加、特殊詐欺等の犯罪の多様化、物価高や人件費の高騰を背景とする経済的課題等、社会全体で様々な変化がありました。

本村においても、小中学校の移転・整備、国道 329 号西原バイパスの事業化、「島にんじん」の GI 登録、タウンセンター周辺の地区計画等の土地利用検討、子育てに対する支援等、村民の方々の生活に直結した取組みが進められています。さらに本村は未だ人口が増加傾向にある全国的にも数少ない自治体ですが、近年では人口増加のスピードも緩やかになり、住民基本台帳によると令和 7 年 12 月末時点での本村の人口は 22,865 人（令和 2 年国勢調査から +708 人）となっています。今後は、人口というこれまでの量的な成長を評価し、生活の中での豊かさを付加していく、質的な成長を伴走させるという前基本計画からの目標を踏襲しながら、持続的な発展を目指していく必要があります。

このように、本村を取り巻く社会情勢や環境、村民ニーズが刻々と変化する中、中期基本計画では村民の方々の村政や生活する上での様々なご意見や、前期基本計画の評価検証をふまえ、本村の魅力の向上と、変化する課題に柔軟にかつ総合的に対応するため、今後 4 年間で行政として施策ごとに設定する目標に向かって、取組みを進めていきます。



2. 計画の期間と構成・評価検証

(1) 計画の期間と構成

総合計画は、村の目標とする将来像と村の目指すべき姿を明確にし、その実現のための基本的方向性を示すもので、村政運営の基本として、村の最上位計画に位置づけられるものです。

「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成され、本計画は「中城村第五次総合計画基本構想」を実現するために定められる「中城村第五次総合計画中期基本計画」です。

【基本構想】 計画期間：11年間

基本構想は村の将来像と5つの基本理念、7つの目指すべき姿を定めており、計画期間は令和4年度～令和15年度の11年間です。

【基本計画】 計画期間：前期3年間、中後期4年間

基本計画は、基本構想に掲げられた将来像を実現するための計画です。基本構想で示された目指す村の姿を18の基本施策として、現状と課題や基礎データ、取組みの方向性、成果指標等を示しています。計画期間は前期基本計画3年（令和5年度～令和7年度）、中期基本計画4年（令和8年度～令和11年度）、後期基本計画4年（令和12年度～令和15年度）とします。本計画は中期基本計画に該当し、後期基本計画については本計画の達成状況や社会経済情勢の動向をふまえて改定を行います。

【実施計画】 計画期間：3年間

実施計画は基本計画をもとに具体的な事業を実施するための事業計画です。実施計画の期間は3年間とし、毎年ローリング方式により、社会経済情勢の変化や財政状況等を照らし合わせながら、必要な見直しを行います。



(2) 計画の評価・検証

①検証・評価の方法

中城村第五次総合計画に掲げる取組を着実に推進していくにあたり、年度ごとの進捗状況を把握し、計画期間終了時における計画の達成に向けた事業の改善や見直しにつなげるため、検証・評価を実施します。進捗状況についてた取組みごとに進捗の確認リストを作成し、各課担当者が記入を行います。検証・評価の手法については以下の通りです。

- ①基本計画において設定した各施策の「成果指標 (KPI[※])」について、目標値に対する現状を年度ごとに把握・検証し、未達成の場合は課題を含めて、状況に応じた実施計画の見直しを実施する。
- ②基本計画前期・中期・後期の最終年度においては、それまでの進捗確認と検証内容をもとに、それぞれの期間における総括評価を行い、次の期間の基本計画策定に際しての指標とする。
- ③検証・評価については、村議会の意見を聴取しながら、事業改善につなげるとともに、その結果を村ホームページに公表するなど、住民への適切な情報発信に努める。

■検証・評価項目

検証・評価項目	記載内容
実施内容	実施事業名、実施した内容を記載する
評価・課題	実施内容に基づき、1年間で得られた成果、評価、課題について記載する
今後の方向性	評価・課題に基づき、次年度以降の実施内容や取組みの方向性を検討して記載する
指標に対する成果	設定した指標に対する評価を記入する。指標Ⅰ、Ⅱについては具体的な数値を、指標Ⅲ、Ⅳについては、取組みを行ったことに対する成果を記載する
指標に対するコメント	成果に対する評価を記載する
次期計画策定時の方向性	次期計画に向けて継続、見直し、廃止等の方向性を記載する

②前期基本計画の評価

前期基本計画では基本構想で5つの基本理念と7つの目指す村の姿を設定し、基本計画で18の基本施策、52の分野、298の主な取組みを設定しています。その主な取組みの全てにおいて指標を設定し、担当課に現状をヒアリングしながら評価を行いました。全ての取組みの中で、未実施あったものは25件で、これらの取組みについては、中期基本計画の中で方向性を再整理しました。

■参考：前期基本計画の取組数・指標数

※1つの取組みに複数の指標を設定している場合もあるため、取組数と指標数は一致しない

目指す村の姿	施策	取組 数	指標数			
			I	II	III	IV
子どもの健やかな成長を支援します	1. 妊娠から成長までを支える仕組みを構築します	21	12	6	18	2
	2. 子どもの豊かな教育を支援します	30	3	15	20	0
誰もが笑顔で元気に生活できる村にします	3. 健康に暮らすことができる村をつくります	13	16	4	0	0
	4. 地域で支えあい、いきいき暮らせる村をつくります	19	1	3	13	1
	5. たる学びの機会を創出します	9	1	3	4	1
	6. 多様性を尊重し自分らしく暮らせる村をつくります	8	1	1	5	2
	7. 平和の心を次世代につなぎます	4	0	1	2	1
豊かな自然と歴史文化を守り継承します	8. 中城の美しい自然環境を保全します	7	0	1	0	6
	9. 地球環境に配慮した取組みを推進します	10	1	3	2	4
	10. 文化財を保存・継承します	19	2	2	11	4
安定したまちの基盤をつくります	11. 全ての人が快適に生活できるまちの基盤を整備します	31	9	1	16	6
	12. 暮らしやすい住環境と美しい景観を創出します	15	0	2	3	10
中城の魅力を創造し発展させます	13. 経済と産業のさらなる発展を目指します	46	16	13	11	7
	14. 多様な交流が生まれる環境を創出します	3	0	0	2	1
安全・安心の暮らしを創出します	15. 災害に強い基盤と仕組みをつくります	15	2	2	10	0
	16. 住民生活の安全・安心を確保します	22	7	5	9	2
連携と協働により持続的発展を目指します	17. 地域コミュニティを育成します	9	1	0	6	2
	18. 役場の体制強化と堅実な行財政運営を進めます	17	7	5	3	3
合計		298	79	68	135	52

3. 中城村を取り巻く社会経済情勢

昨今、国内外を問わず、村を取り巻く社会・経済の状況は大きく変化しており、本村においても村民生活や今後のまちづくりに大きな影響を及ぼすことが予想されます。そのため、今後起こりうる変化を予測し、柔軟に対応できる計画とすることが必須となることから、特に以下のような視点をもって計画の推進を図っていきます。

(1) 人口減少・少子高齢化社会の進行

日本の人口は平成 20 年の 1 億 2,808 万人をピークに減少傾向にあり、令和 2 年度国勢調査では 1 億 2,615 万と前回調査である平成 27 年国勢調査と比較して 86 万 8 千人減少しています。国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」）の将来推計人口によると 2060 年時点での総人口は 8674 万人、このうち 65 歳以上の高齢者は 3,464 万人で、人口の約 40%になると推計されています。

人口減少が進行すると、労働力不足、経済規模の縮小、社会保障制度への影響、地方財政への影響、コミュニティ機能の低下による地域社会への影響等、多くのマイナス影響が想定されています。

本村では令和 6 年度末時点での高齢化率は 21.8%（全国の高齢化率は 29.3%）となっており、全国と比較すると低い水準を保っていますが、今後本村でも確実に進行していくであろう少子高齢化に対応するため、各種支援を行う事により、子どもから高齢者までが安心して暮らしていける仕組みを作ることが必要です。

(2) 気候変動・地球温暖化への対応

近年、気候変動等を原因として集中豪雨や洪水、大規模地震、異常高温、干ばつ等の自然災害が多発し、全世界的に大きな影響が及ぼされています。さらに自然災害だけでなく、農産物等の食糧生産への影響や、漁業環境の変化、生物多様性への影響なども課題となっています。

特に地球温暖化への対策は急務であり、国は 2020 年 10 月に「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言し、温室効果ガスの削減目標を「2030 年度において 2013 年度から 46% 削減する」としています。

カーボンニュートラルの実現は全世界的な課題ではありますが、国や企業、個人がそれぞれの立場から限りある資源に配慮した低炭素社会づくりに出来ることから取組む姿勢が必要です。

本村は豊かな自然に恵まれ、それが大きな魅力のひとつです。斜面緑地をはじめとした森林の保全、海や河川の環境保全等に積極的に取組み、環境と調和した地域の形成を目指していく必要があります。

（3）安全・安心なまちづくり

多発する自然災害の教訓をふまえて、国、県、各自治体でも防災・減災のための取組みが進められています。一方で高齢化やコミュニティの希薄化等、地域を取り巻く環境の変化に伴い、施設の整備や災害準備品の確保だけでは安全安心なまちづくりは困難になることが想定され、災害に強いまちづくりのためには、一人ひとりが助け合いながら地域でできることを実践する「自助」「共助」「公助」の考え方を組み合わせた災害対策が必要となっています。

また、子どもや高齢者の交通事故や、近年増加している特殊詐欺等の犯罪の被害にあうケースも絶えないことから、交通安全や防犯に対する意識を一層高め、村民や事業者、行政が相互に連携して安全安心のまちづくりを進めていくこと必要です。

（4）健康・福祉への取組み

高齢化の進展等を背景に、国民医療費、介護費用は年々増加しており、それに伴って介護保険料や健康保険料の値上げも行われています。医療保険制度、介護保険制度については給付と負担のバランスを図りながら持続可能性を確保することが必要となっています。

また、健康寿命という考え方方が広く一般的になってきましたが、2022年の厚生労働省のデータによると、健康寿命と平均寿命の差は、男性で約8～9年、女性で約11～12年となっており、この差は医療や介護の必要となる「健康ではない期間」となります。この期間が長くなればなるほど、医療費や介護費の増加につながるため、健康寿命をのばし、健康寿命との差を縮めるため、若いうちから運動や食生活を通した健康習慣を身につけることが、重要視されています。

（5）子育て支援への取組強化

国の子育て支援は、少子化、人口減少への対策として、2023年に発足した「こども家庭庁」を中心に経済的支援、保育サービスの拡充、働き方改革を3つの柱として、急速に強化されています。経済的支援として、児童手当の拡充や高等教育の無償化、保育サービスの拡充として「こども誰でも通園制度」の実施や認定こども園の整備、働き方改革として「産後パパ育休」等育児休業の強化や「育児・介護休業法」の改正等が進んでいます。

また、各自治体においても独自の子育て支援策が取り組まれており、給食費の無償化や子ども医療費助成の対象拡大、第2子以降の保育料無料化など自治体によって様々なメニューが検討されています。

いまや子育てのしやすさや教育環境の良さ、支援の手厚さは、子育て世帯が住居を決定する際の重要なポイントとなっており、自治体の人口減少対策の一環としても取組みが進められています。

(6) 経済対策

日本の物価高は、2021年頃から始まり、ロシアのウクライナ侵攻など世界情勢が不安定化したことによる原材料の資源・原材料物価高騰、コロナ禍からの需要回復及び記録的な円安等を主な原因として加速しています。令和6（2024）年4月における消費者物価指数が令和2（2020）年から7.7%上昇するなど物価高騰の状況が現在も続いています。さらに賃金の上昇が物価上昇に追い付かず、実質賃金はマイナス傾向が続いており、家計を圧迫する状況となっています。国は賃上げやガソリン価格の抑制、政府備蓄米の売渡しなど対策を進めており、2025年から2026年にかけては、多くの自治体で国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した独自の物価高対策が実施・計画されています。

(7) 情報化社会の進展

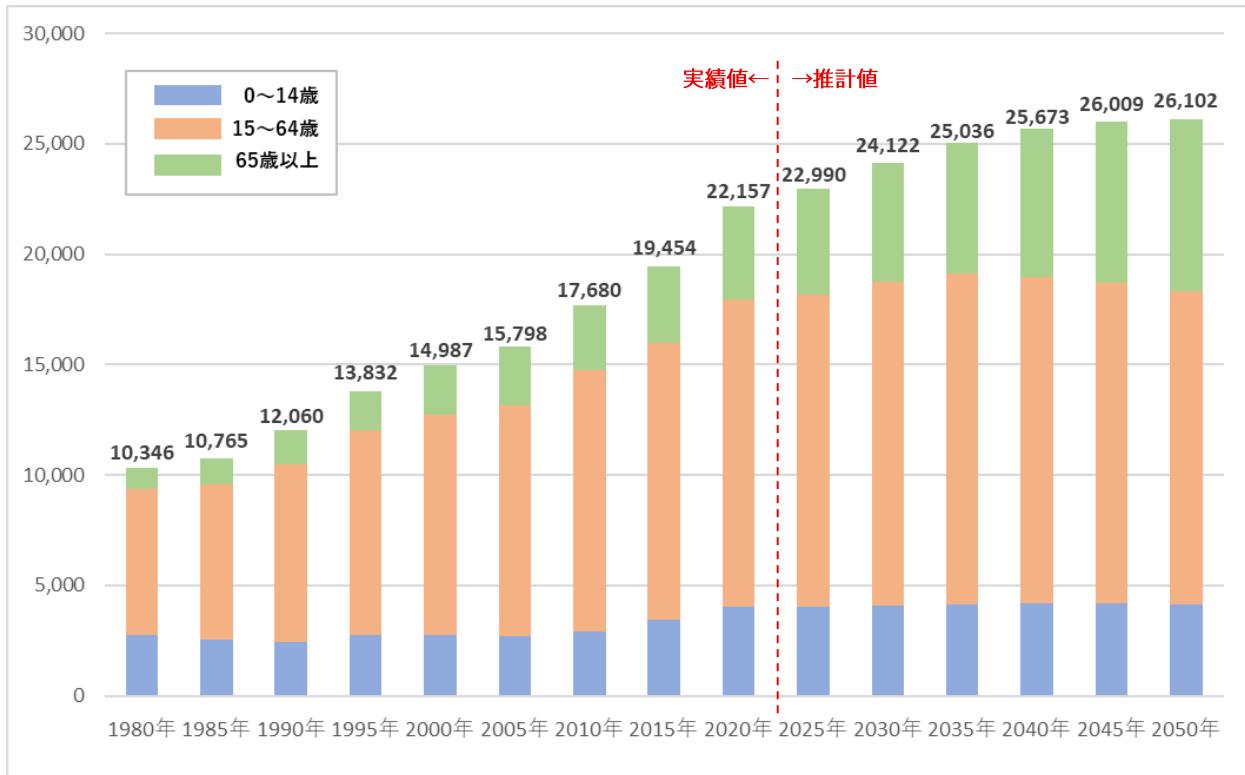
昨今の情報通信技術の発展は目覚ましく、ICT（Information and Communication Technology）に加えて、IoT（Internet of Things）やAI（Artificial Intelligence：人工知能）による業務の効率化や新たな価値が生み出されています。特に新型コロナウイルス感染症の影響等を受け、新しい生活様式が広がる中で、経済活動や日常生活におけるデジタル技術の活用は、ますます広がっていくと想定されています。人口減少や都市部への人口集中による地方の過疎化が課題となっている中で、デジタル化の進展は地域課題の解決や地域の魅力向上に向けた取組みのひとつの手段として期待されています。

4. 中城村の現状

(1) 人口推移と将来人口

本村の人口は第一次総合計画が策定された 1982 年以降、順調に増加しており、2020 年の国勢調査で、初めて 2 万人を突破しました。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後は増加ペースは落ちるもの、2050 年までは人口の増加が続くと見込まれています。

また、年代別に見ると 2020 年で年少人口 18.2%、生産年齢人口 62.7%、高齢人口 19.1% となっており、全国的にみると少子高齢化の進行は抑えられている(全国:年少人口 11.4%、生産年齢人口 59.5%、老齢人口 28.8%) 状況であるとはいえ、2050 年の推計値を見ると、年少人口、生産年齢人口が減少し、高齢人口が増加する傾向が見られます。



■中城村の人口推計（国立社会保障・人口問題研究所の推計より作成）

(2) 子育て・教育

本村では、これまで子育て、教育・保育への支援に力を入れておらず、多くの取組みを行ってきました。特に、機構改革によって「こども課」が新設されて以降、子育て支援施策は年々充実してきており、子育てしやすい村に向けて確実に進んできたと言えます。

近年では子ども医療費の 18 歳まで無償化、給食費の無償化、中城村出産・子育て応援事業等に取組んでおり、幼児教育については、認定こども園を含めた保育施設の充実により、0～2 歳の待機児童 0 人を達成していますが、一方で支援が必要な子どもの増加や保育士不足等の課題も抱えており、今後も取組みを継続しつつ状況に応じた適切な対応が必要となっています。

また人口増加に伴い平成 25 年に南上原地区に中城南小学校が新規に開校、令和 7 年度からは老朽化に伴う中城小学校、津霸小学校の建て替え工事の完了、さらに村内唯一の中学校である中城中学校は令和 11 年度に役場庁舎横への移転整備が完了する予定となっています。

(3) 歴史・文化

本村には中城城跡をはじめとした文化財が数多く残っており、琉球の歴史を伝える貴重な資源であると同時に、本村にとっての重要な観光資源でもあります。

■指定文化財一覧

指定区分	名称	種別	指定年月日
国指定	中城城跡	記念物（史跡）	昭和47年5月15日
	中城ハンタ道	記念物（史跡）	平成27年3月10日
県指定	伊集の打花鼓	無形民俗文化財	昭和60年10月8日
	安里のテラ	有形民俗文化財	平成6年3月31日
村指定	泊の大クワディーサー	記念物（天然記念物）	平成9年3月7日
	伊舍堂前の三本ガジマル	記念物（史跡）	平成9年3月7日
	県道開削記念碑	記念物（史跡）	平成9年3月7日
	ペリーの旗立岩	記念物（史跡）	平成9年3月7日
	津霸の獅子舞	無形民俗文化財	平成9年3月7日
	新垣の石橋	有形文化財（建造物）	平成18年3月27日
	津霸の龜屋	有形民俗文化財	平成18年3月27日
	161.8高地陣地	沖縄戦に関する遺跡	平成26年3月26日
	津霸のテラ	有形民俗文化財	平成26年3月31日
	安里のムラガー	有形文化財（建造物）	令和3年8月2日
	伊舍堂のマーチューグワー	記念物（史跡）	令和3年8月2日



伊集の打花鼓（県指定文化財）

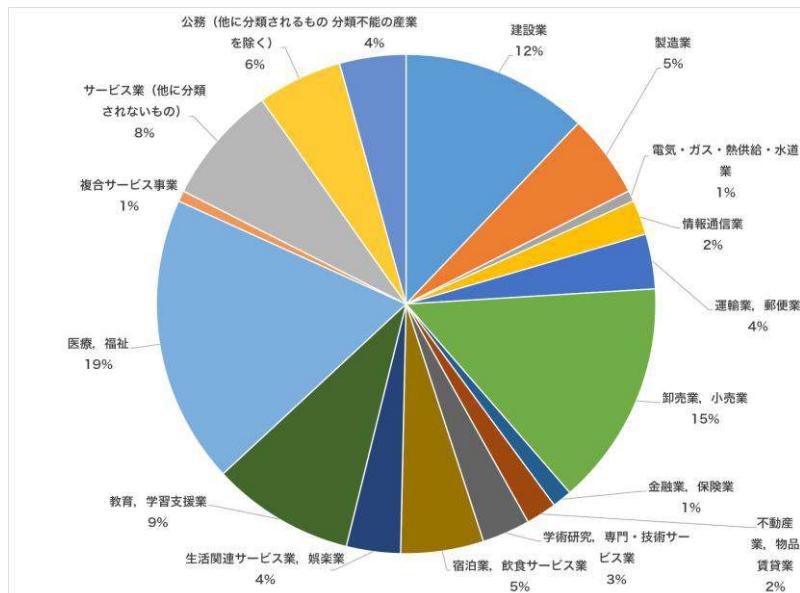


安里のテラ（県指定文化財）

(4) 産業

令和2(2020)年の国勢調査によると本村の産業別割合は第一次産業2.3%、第二次産業17.1%、第三次産業76.4%となっています。村内の就業者数は9,021人で、医療・福祉が最も多く18.2%(1,646人)、次いで卸売業・小売業が14.3%(1,287人)、建設業11.8%(1,068人)となっています。

本村の基幹産業は優良な農地を活かした農業であり、農業の振興、農地の活用について様々な取組を行っています。特に令和6年度に策定した「地域計画(目標地図)」においては、策定の段階から農家の意向調査や地域座談会を開催し、遊休農地の活用や担い手の育成についての将来ビジョンを定めています。また本村の特産品である「中城島ニンジン」がG I保護制度の登録を受け、地域ブランドとして保護されるとともに、中城島ニンジンを活用した特産品の開発にも力を入れていく必要があります。



■産業別人口(令和2年度国政調査より作成)

(5) 交通

本村は那覇市から約15km圏域にあり、公共交通については、路線バスおよび主に村民が利用する、「護佐丸バス(村内コミュニティバス)」が運行しています。主に県民が利用する路線バスは、那覇空港や那覇バスターミナルなどから中城村を通る路線が運行しています。一方で護佐丸バスは地域住民の自立した日常生活及び社会生活に寄与するため、村内の実情に即した公共交通として導入されており、必要に応じて運行ルートの見直しやダイヤの見直しが行われています。また、ラストワンマイルをカバーするサービスとしてシェアサイクルの実証実験も行われています。

第Ⅱ章 基本構想の概要

1. 中城の将来像

令和5年3月に策定された「中城村第五次総合計画基本構想」において、今後11年間の間で目指すべき基本的な考え方を中城の将来像として以下のように定めています。

中城が好き

～誇りと愛着が生み出す とよむ中城～

全国的に人口減少、少子高齢化の進行が課題となる中、本村では人口増加フェーズが続いています。第四次総合計画の期間内では特に市街化区域である南上原地区を中心に人口の増加という量的な成長が一定の成果として成し遂げられてきましたが、第五次総合計画の11年間では、一定規模の人口増加を目指しながらも、その先を見据えて、中城村で暮らしている一人ひとりの暮らしの質を高めていくことが必要になると言えます。

量的な発展に加え、質的な豊かさを付加していく重要な期間と位置づけ、中城が未来永劫に「とよむ」という基本的な視点を踏襲しながら、持続的な発展を目指していきます。

「とよむ」とは…

「鳴り響く」の意味。中城村は、豊かな土地と景観に恵まれ、古くは貝塚時代（約3500年前）から人が住み着いていたことが知られている。古琉球時代以降、護佐丸や中城城などの歴史を彩る人物や史跡が登場し、琉歌にも「とよむ中城 よしの浦のお月 みかけ照り渡て さびやないさめ（世に名高い中城城から吉の浦を眺めると月が美しく照りわたり、なんと平和なことか、とても災いなどあろうはずがない）」とうたわれている。「とよむ」という言葉は、中城においては、この琉歌に由来して、文化・生活すべての面で活気があり、世に響き渡る理想的な村の姿を表す端的な言葉であると言われている。

2. まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念は、「中城の将来像」と、この将来像を実現するための柱となる「施策の大綱」を相互に調整した、まちづくりの共通の考え方となるもので次のとおり定めています。

基本理念1 : **Persons** ~村民を守り育む~

- ・すべての村民が、健康で文化的な暮らしを送ることができる社会を実現します。
- ・子どもたちが健やかに生まれ育つ社会の実現に向けて、より充実した取組みを推進します。
- ・全ての世代がいつまでも健康で生き生きと暮らすことのできる取組みを推進します。
- ・異なる立場の人たちが、分け隔てなく暮らせる多様性社会の実現や、これまでにも追い求めてきた平和への希求を欠くことなく、新しい時代に向けての基盤を形成していきます。

基本理念2 : **Roots** ~自然・歴史・文化を確実に継承する~

- ・中城の未来を描いていくためには、自然環境、歴史的風土等、これまでに継承してきた様々な価値（中城村のルーツ）を理解し共有することが必要です。
- ・村のルーツである自然・歴史・文化を知り、理解し、村民一人ひとりがその価値を再認識し、後世へと継承していくように尽力していきます。

基本理念3 : **Life** ~暮らしに豊かさを与える~

- ・住環境やまちの基盤が整備され、住まい、仕事、余暇活動といった日常生活の充足を図ります。
- ・地区の特性やニーズに応じた取組みを柔軟に推進することで、村民の満足度を高めます。
- ・農業や観光等中城の有するポテンシャルを活かした、新たな価値を生み出す施策に取組みます。
- ・交流人口や関係人口を増やすことで交流を促進し多くの中城ファンを生み出すことを目指します。

基本理念4 : **Sustainability** ~持続可能な未来を支える~

- ・災害に対しては、その被害を軽減し、立ち直っていく復元性をもった仕組みを整えていきます。
- ・新住民を含めた新たなコミュニティ育成にも積極的に取り組んでいきます。
- ・財政の健全化や各種システムの積極的なDXの推進による行政事務の効率化を進めます。
- ・行政運営を担う職員のさらなる資質向上を図り、人的資源の持続的な維持、確保を図ります。

基本理念5 : **Cooperation** ~多様なつながりを基盤とする~

- ・上記4つの理念を実現していくうえで、これらに通底する理念として位置付けます。
- ・周辺市町村との広域連携として北中城村をはじめとする周辺市町村との連携を視野に入れ、広域行政という枠組みの中での取組みの実施を常に念頭に置いた企画立案を目指していきます。
- ・DXによるつながりをもとに、様々な領域におけるデジタル化を推進することで、より高次のサービスや新たなビジネスモデルを創出していくための基盤形成に取り組んでいきます。

3. 施策の大綱：目指す村の姿

以下のとおり「目指す村の姿」を掲げ、まちづくりを推進します。

基本理念1：Persons ~住民を守り育む~

目指す村の姿1：子どもの健やかな成長を支援します

1. 妊娠から成長までを支える仕組みを構築します
2. 子どもの豊かな教育を支援します

目指す村の姿2：誰もが笑顔で元気に生活できる村にします

3. 健康に暮らすことができる村をつくります
4. 地域で支えあい、いきいき暮らせる村をつくります
5. 生涯にわたる学びの機会を創出します
6. 多様性を尊重し自分らしく暮らせる村をつくります
7. 平和の心を次世代につなぎます

基本理念2：Roots ~自然・歴史・文化を確実に継承する~

目指す村の姿3：豊かな自然と歴史文化を守り継承します

8. 中城の美しい自然環境を保全します
9. 地球環境に配慮した取組みを推進します
10. 文化財を保存・継承します

基本理念3：Life ~暮らしに豊かさを与える~

目指す村の姿4：安定したまちの基盤をつくります

11. 全ての人が快適に生活できるまちの基盤を整備します
12. 暮らしやすい住環境と美しい景観を創出します

目指す村の姿5：中城の魅力を創造し発展させます

13. 経済と産業のさらなる発展を目指します
14. 多様な交流が生まれる環境を創出します

基本理念4：Sustainability ~持続可能な未来を支える~

目指す村の姿6：安全・安心の暮らしを創出します

15. 災害に強い基盤と仕組みをつくります
16. 住民生活の安全・安心を確保します

目指す村の姿7：連携と協働により持続的発展を目指します

17. 地域コミュニティを育成します
18. 役場の体制強化と堅実な行財政運営を進めます

基本理念5：Cooperation ~多様なつながりを基盤とする~

4. 土地利用の考え方

(1) 土地利用の基本方針

本村の自然環境や社会経済的及び文化的諸条件等の地域特性や動向をふまえ、将来像である「中城が好き～誇りと愛着が生み出す とよむ中城～」の実現にむけて、土地の有効活用と環境保全との調和による中城の発展をめざし、次のような土地利用の基本方針を設定します。

1) 中城村の地勢に留意した土地利用の配置

地域区分別に以下の方針を土地利用の基本とします。

平坦地域（国道329号から東海岸までの平野部）

- 田園居住を促進する居住環境整備
- 農用地の保全と有効利用の促進
- 商工観光業用地等の適正配置・誘導
- 公共施設等の中心的機能の整備拡充
- 国道329号沿線における商業施設や事業所等の誘致

斜面地域（平坦地域と台地地域に挟まれた斜面緑地部）

- 土砂災害等の防災に資する森林等の自然環境の保全及び良好な景観の保全
- 墓地の適正配置と景観的側面からみた土地利用の誘導
- 環境特性を活かした公園・レクリエーション機能等の充実
- 農用地の保全

台地地域（宜野湾市境界から中城ハンタ道までの丘陵部）

- 森林等の自然環境保全による良好な景観の創出
- 新たな市街地形成や公共施設等の検討・整備
- 公園・レクリエーション機能等の充実
- 農用地の保全
- （仮）宜野湾横断道路及び（仮）中城ＩＣの推進・検討

沿岸地域（中城湾に面した沿岸部）

- 公園・レクリエーション機能等の充実
- 海浜の優れた自然環境を活かした漁業・観光業等の振興拠点の創出やスポーツツーリズムの誘致
- 国道329号（仮）中城バイパスの事業化検討

2) 秩序ある土地利用の実現と良好な市街地環境の実現

土地改良事業の導入された大部分の農用地については、現況の土地利用保全を基本とします。新たな土地利用の導入も含め、農業系、住宅系、商業系、工業系土地利用等異なる土地利用の調和のとれた配置を実現していくとともに、地域の生活拠点形成のため、地区施設等の適切な配置や地域間連携が密接に行えるきめ細やかな土地利用誘導を図ります。また、既存の集落地周辺居住用地での安全で防災性の高い住環境を形成していきます。

3) 自然環境の保全と共生

本村の農地や森林、海岸線などの自然環境は、本村住民のみに留まらず、沖縄本島中部地域における都市居住者にとっての貴重な共有資源です。近年においては、地域の資源を活かした個性的で魅力あるまちづくりが一層求められる時代となってきており、自然景観や広大な田園風景などの本村の魅力の維持・向上に努め、これらを最大限に活かすことができるまちづくりを進めます。

さらに、災害の発生防止や温暖化の防止など潜在的な機能や将来にわたる食糧供給の基盤としての重要な機能を有することから、人と自然が共生しながら自然環境を保全していくためのまちづくりを進めます。

4) さらなる村土の有効活用に向けた取組み

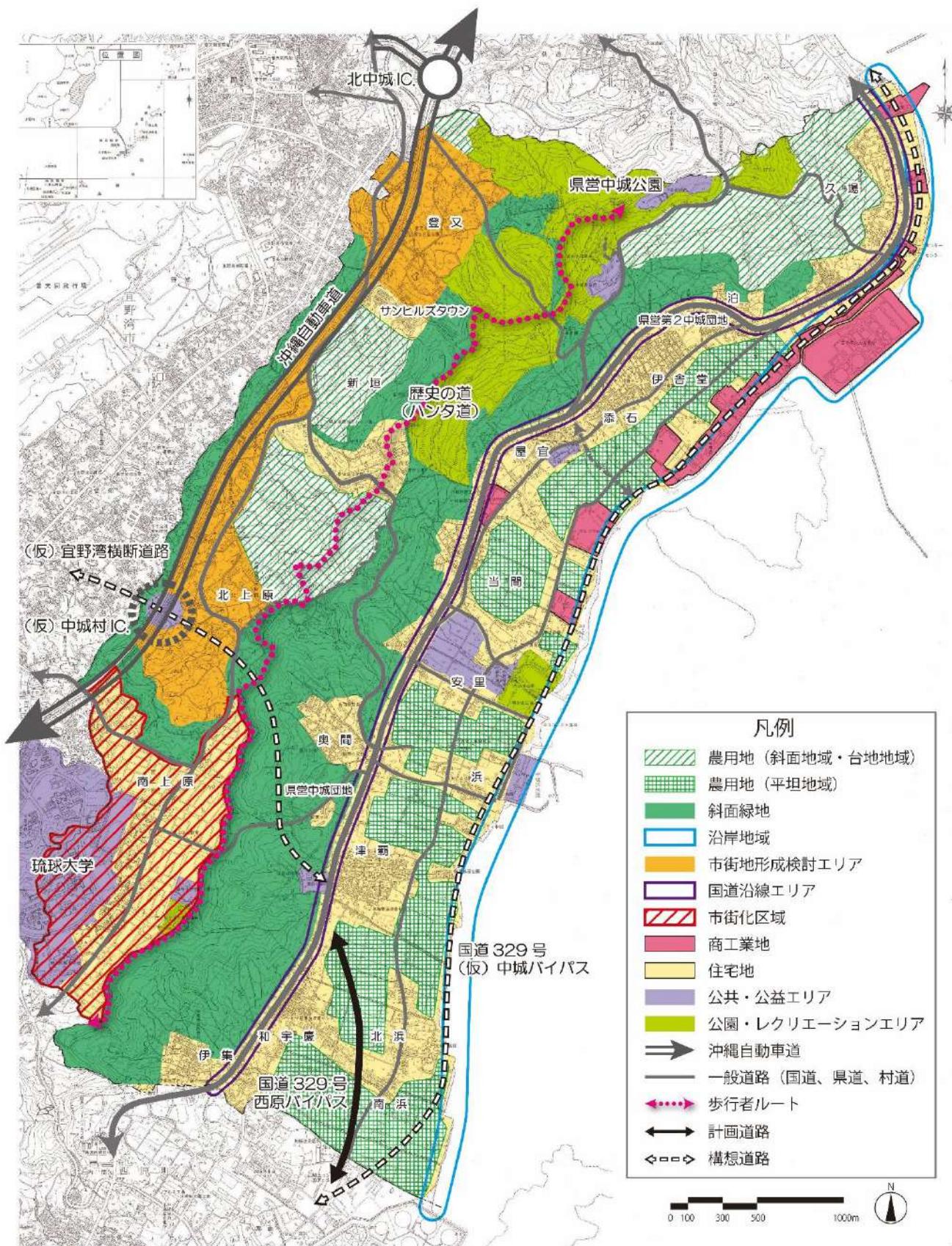
沖縄電力吉の浦火力発電所の周辺地域においては、良好な商工観光業振興拠点形成の早期実現のための土地利用施策を進めています。

また、発電所周辺以外のエリアについても、良好な居住環境の保全やまちの基盤の更新、農用地の有効利用等について地域の特性を活かした総合的な整備を検討していきます。

5) 将来都市構造をふまえた土地利用の配置

県全域および近隣市町村の開発動向に即した都市構造の位置づけとの整合性を図りつつ、那覇広域都市計画区域から中部広域都市計画区域への移行も含め、多様な都市計画のあり方を検討します。また、斜面緑地を境に二分化された平坦地域・台地地域ごとに住民生活に対応する土地利用及び公共施設等の配置を検討していきます。

■ 土地利用構想図



（2）4つの拠点を生かしたまちづくり

第4次総合計画で位置づけられた4つの拠点を生かしたまちづくりを、継続的に推進していきます。

1) 歴史文化ふれあい拠点（県営中城公園周辺地区）

世界遺産中城城跡を中心に、広域的な利用を促す県営中城公園の整備に並行して、新たな公共施設等の誘致・整備を検討し、中城の歴史と文化の拠点形成を進めます。

2) 豊かな暮らしサービス拠点（役場周辺地区）

役場庁舎や護佐丸歴史資料図書館、吉の浦会館や吉の浦公園が集積するエリアは、住民生活を支え、多様な交流をはぐくむ中城の中心として位置付けます。

公共・公益施設の機能強化や新たな機能導入を検討し、村の「タウンセンター」としての拠点形成を進めます。

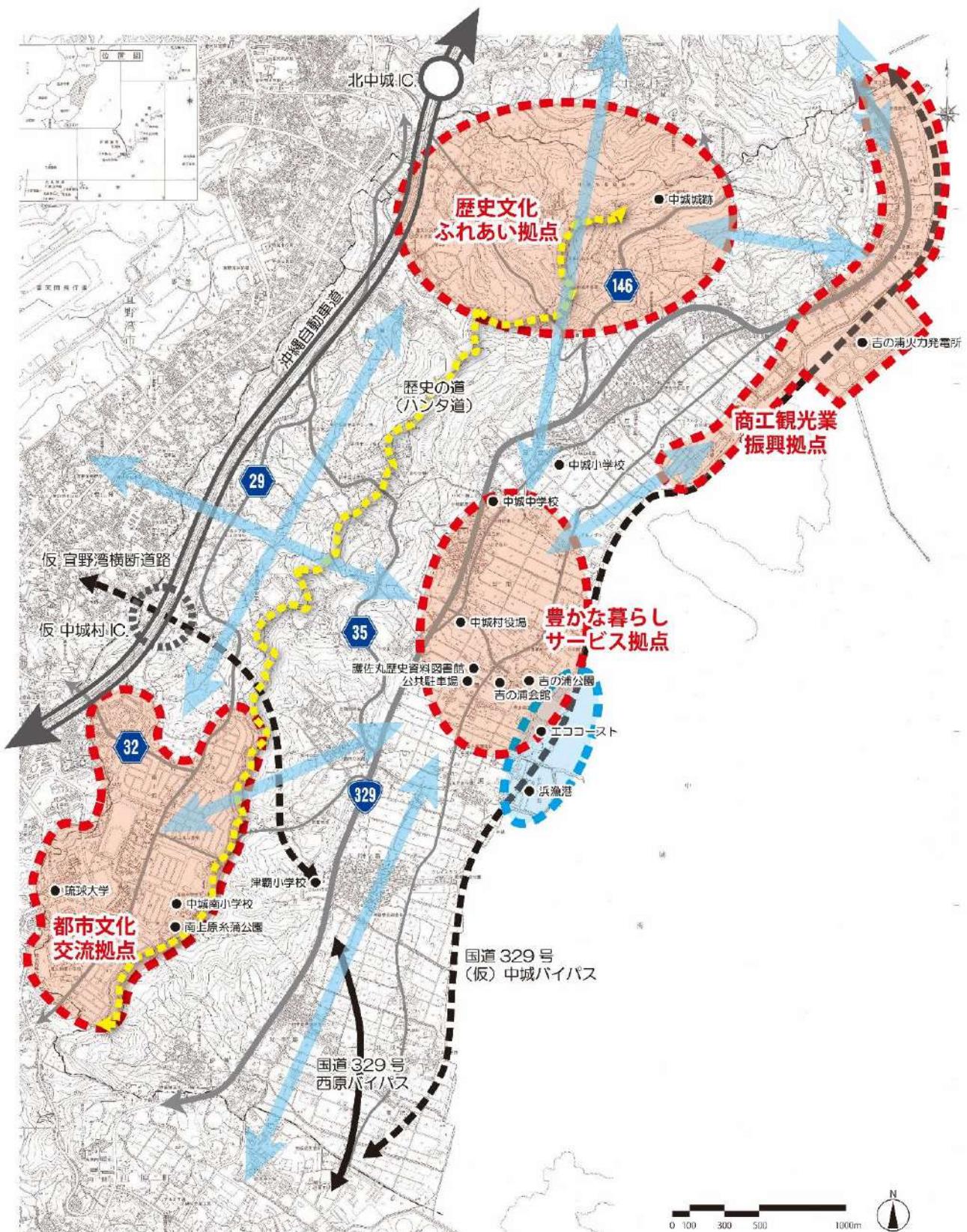
3) 都市文化交流拠点（南上原土地区画整理事業地区）

琉球大学周辺におけるまちづくりを継続し、学園都市のイメージを生かすとともに大学機能の活用を図り、高品質な住環境と文化交流の拠点形成を進めます。

4) 商工観光業振興拠点（吉の浦火力発電所周辺地区）

吉の浦火力発電所周辺のまちの基盤整備を推進し、居住環境の保全と商工観光業振興の拠点形成を図るとともに、エココースト※を含む海岸部の整備によって沿岸エリアのネットワーク化を図ります。

■ 4つの拠点図



第3章 中期基本計画

1. 基本計画の考え方

(1) 基本計画策定の目的

これからの中づくりを進めるうえでは、村民と行政がそれぞれの役割を担い、協働の中づくりを行っていくことが重要となってきます。行政には村民の意思を大切にすると同時に、村民の意向を反映させることが求められる一方で、村民には中づくりの主役として地域活動への参画や村の課題に対する理解を深め、主体的に関わる姿勢を持つことが望されます。

また行政においては、変化の大きな社会情勢を的確に捉えその対応を図るほか、村民の理解と協力を得るためのわかりやすい情報提供を図る必要があります。

そこで基本計画では、基本構想で掲げる中城の将来像である「中城が好き～誇りと愛着が生み出すとよむ中城」の実現に向けて、中城を目指す村の姿を明確にするとともに、目標達成のための取組みの方向性を示し、行政経営の基本となる計画として、総合的に施策の展開を図ることを目的とします。

(2) 基本計画の構成

基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するための7つの「目指す村の姿」に紐づく18の基本施策、さらに基本施策ごとに展開される分野によって構成されています。基本計画は前期3年、中・後期各4年で、社会情勢の変化や住民ニーズに対応するよう改定を行います。

2. 施策の体系



～誇りと愛着が生み出す とよむ中城～

Life

～暮らしに豊かさを与える～

Sustainability

～持続可能な
未来を支える～

～多様なつながりを基盤とする～

4. 安定したまちの基盤をつくります

5. 中城の魅力を創造し発展させます

6. 安全・安心の暮らしを創出します

7. 連携と協働により持続的発展を目指します

⑪ 全ての人が快適に生活できるまちの基盤を整備します

⑫ 暮らしやすい住環境と美しい景観を創出します

⑬ 経済と産業のさらなる発展を目指します

⑭ 多様な交流が生まれる環境を創出します

⑮ 災害に強い基盤と仕組みをつくります

⑯ 住民生活の安全・安心を確保します

⑰ 地域コミュニティを育成します

⑱ 役場の体制強化と堅実な行財政運営を進めます

11 1 2	11 2	11 3	11 4	11 5	11 6
1 2	2 3	3 4	4 5	5 6	
均衡のとれた土地利用の推進					
公共施設の整備					
道路整備の推進					
公共交通の拡充					
雨水排水の強化					
上下水道の充実					

12 1 2	12 2	12 3	12 4	12 5	12 6
1 2	2 3	3 4	4 5	5 6	
住環境の向上					
公園緑地の管理					
景観の形成					

13 1 2	13 2	13 3	13 4	13 5	13 6
1 2	2 3	3 4	4 5	5 6	
墓地対策の推進					
農業の振興					
水産業の振興					
商工業の振興					
観光の振興					
特産品の開発					
交流事業の推進					
スポーツキャンプ等の誘致					
防災施設の整備					

14 1 2	14 1	15 1	15 2	16 1	16 2
1 2		1 2		1 2	
防災体制の強化					
消防救急体制の強化					
防犯対策の推進					
交通安全対策の強化					
協働によるまちづくり					

17 1 2	17 1	18 1	18 2		
1 2		1 2			
村民が参加・活躍する場の充実					
行政サービスの向上					
行財政の確立					

3. 基本計画の見方

基本施策と分野を記載しています

この分野に該当する SDGs アイコンを示します

村の持つ関連計画を示します

取組みの根拠となるデータ等を示します

インデックス

施策1 妊娠から成長までを支える仕組みを構築します

分野1-1 母子保健の推進



■現状と課題

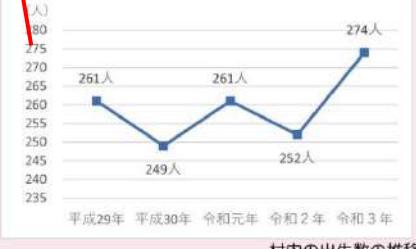
近年、本村の人口増加に伴い、出生数も緩やかな増加傾向にあります。さらに南上原地区等への子育て世帯の転入増を背景に、子育て支援に対する需要は高まりを見せており、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援が必要となっています。さらに国においても、不妊治療の保険適用や出産一時金の増額など、妊娠・出産への支援に対する取組みが進んでいることから、本村でも安心して妊娠・出産ができる環境の整備が急務となっています。子どもが健康に育つよう各種健診、予防接種、各種相談事業や講座などを継続して実施することや、こども医療への支援など経済的支援についても併せて取り組む必要があります。また障がいのある子どもへの支援については、施設整備など周辺市町村との連携も視野に入れた取組みを進めが必要です。

■関連計画

『第2期中城村子ども・子育て支援計画』(令和2年3月／福祉課)

『中城村 第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画』(令和4年1月／福祉課)

■データ



用語解説欄



取組みの方向性を示します

主な取組みと担当課、成果分類を示します

成果分類Ⅰ、Ⅱについて目標値を示します

■取組みの方向性と成果目標（目標指標）

1 安心して妊娠・出産できる環境の整備

妊娠婦を対象として教室や講座等の開催や相談事業の実施等による心と体のケアや、妊娠出産に対する経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠出産できる環境を整えます。

□主な取組み（所管課）

主な取組み	所管課	指標分類
・情報提供の拡充による妊娠婦健康診査の受診促進	こども課	Ⅲ
・「パパママ教室」等の開催による健康管理と保健指導の充実	こども課	Ⅱ
妊娠婦への産前・産後の各種相談や、栄養士による栄養指導機会の充実	こども課	Ⅲ

□成果指標

指標	分類	基準値	前期目標 (R17年度)	最終目標 (R19年度)
パパママ教室開催数 ※R4年度事業開始	Ⅱ	—	12回/年	12回/年

写真

写真

3 こども医療への支援拡充

子どもたちの健康維持と子育て世帯に対する支援を促進するため、乳幼児及び児童生徒を対象とした医療助成を拡充するとともに、制度の分かりやすい情報発信を行います。

□主な取組み（所管課）

主な取組み	所管課	指標分類
・子どもの医療費助成や各種補助制度に関する情報発信の強化	こども課	Ⅲ
・子ども医療費助成制度の継続及び内容の検討	こども課	Ⅲ

□成果指標…なし



2 子どもが健康に育つ環境の整備

子どもの発達段階に合わせた健診を実施することで、健やかな成長を支援するとともに、人口増加に伴う健診回数の見直しや、情報提供、支援が必要な子どもや家庭をいち早く発見し、さらなる支援につなげます。

□主な取組み（所管課）

主な取組み	所管課	指標分類
・乳幼児の各発達段階に応じた健診の実施	こども課	Ⅰ, Ⅲ
・乳幼児の各発達段階に応じた各種教室・相談体制の充実	こども課	Ⅱ, Ⅲ
・出生数及び転入者の動向や社会状況に応じた健診回数の見直し	こども課	Ⅲ
・母子保健推進員の活動支援による助言・相談の拡充	こども課	Ⅰ, Ⅱ
・各種予防接種、母子保健などの拡充	こども課	Ⅰ

□成果指標

指標	分類	基準値	前期目標 (R17年度)	最終目標 (R19年度)
乳児一般健診受診率	Ⅰ	91.1%	95.0%	95.0%
1歳6ヶ月健診受診率	Ⅰ	89.5%	95.0%	95.0%
3歳児検診受診率	Ⅰ	96.1%	96.5%	96.5%
2歳児個別歯科検診受診率	Ⅰ	57.6%	80.0%	80.0%
離乳食教室実習開催数	Ⅱ	3回/年	18回/年	18回/年
わくわく教室開催数	Ⅱ	5回/年	12回/年	12回/年
未受診者訪問率	Ⅰ	69.0%	90.0%	90.0%
こにちは赤ちゃん訪問率	Ⅰ	79.9%	95.0%	95.0%
定例会開催数	Ⅱ	6回/年	12回/年	12回/年
未就学児予防接種率(0~1歳)	Ⅰ	84.5%	98.0%	98.0%
未就学児予防接種率(2~6歳)	Ⅰ	98.5%	98.0%	98.6%
就学児予防接種率	Ⅰ	39.2%	90.0%	90.0%
HPV接種率(小6→高1女子対象)	Ⅰ	3.1%	10.0%	30.0%

4 障がいのある子どもへの支援充実

障がいのある子どもに対する相談機能とサービス支援の充実により、障がいの早期発見と適切な療育につなげます。また医療的ケア児や重症心身障がい児などが安心して生活できる環境づくりを進めます。

□主な取組み（所管課）

主な取組み	所管課	指標分類
・障がいに関する知識の普及	福祉課	Ⅲ
・早期支援の充実に向けた体制整備の検討	福祉課	Ⅳ
・地域や関係機関等との情報共有と交流の推進	福祉課	Ⅱ

□成果指標

指標	分類	基準値	前期目標 (R17年度)	最終目標 (R19年度)
定例会開催数	Ⅱ	4回/年	4回/年	4回/年

※再掲：施策4「障がい者福祉の充実」

インデックス

4. 成果指標の設定

第五次総合計画では、基本的に全ての取組みに対して指標を設定し、それに基づいて評価を行うこととしています。しかし、取組みの内容によっては、数値目標を伴う具体的な評価が難しい部分もあることから、評価については、以下の4つのパターンに当てはめて設定することとします。

パターンI：KPI（目標達成度を計るための指標）に基づく定量評価

取組みを実施することで、具体的な数値の改善が見込める施策について、数値目標を設定し達成状況を評価します。達成状況によって、それ以降の取組みの方向性を検討し、達成しなかった場合には課題分析、要因分析を行います。

例：予防接種の接種率を○%から○%まで増やす

中城城跡への入込客数を○人から○人まで増やす など

パターンII：実績値を目標値として設定する定量評価

期間内で一定の回数や数値を維持する取組みについて、数値目標を設定して評価します。指標設定の際に、「年○回開催」等の目標値を設定して、それについて達成できたか否かを評価し、未達成の場合には要因分析を行います。

例：0～2歳児の待機児童数0人を維持する

広報紙への掲載を年○回実施する など

パターンIII：定量的な目標値を設定せず、実施の有無もしくは実績値での評価

対象の取組みについて実施したか否かの評価、もしくは必要に応じて行う整備や事業等についての実績報告で評価します。実施済みの場合は計画の見直しの際に次段階への移行検討や事後評価を実施し、未実施の場合にはその要因・課題分析を行うとともに、次段階での取り扱いについて検討します。

例：○○計画策定に向けた検討を実施したかどうか

各種相談事業の実施において参加者数は何人だったか（実績値） など

パターンIV：指標を設定しない定性評価

どうしても取組み単独での評価が難しい場合のみにおいてこのパターンを適用します。確定ではないものの計画期間内に何らか事業が起こる可能性があるものや、他の事業と連携して取り組むことによって評価が可能となる取組みに対して適用します。

例：県と連携した新たな高規格道路の整備

護佐丸バスと他の交通機関の接続検討 など

5. 基本目標・基本施策

目指す村の姿1：

子どもの健やかな成長を支援します

基本施策1 妊娠から成長までを支える仕組みを構築します

分野1-1 母子保健の推進.....	26
分野1-2 子育て支援の充実.....	28

基本施策2 子どもの豊かな教育を支援します

分野2-1 保育・幼児教育の充実.....	30
分野2-2 学校教育の推進.....	32
分野2-3 交流事業の推進.....	34
分野2-4 食育の推進.....	36

施策1 妊娠から成長までを支える仕組みを構築します

分野1-1 母子保健の推進



■現状と課題

本村の出生数は、ここ数年横ばいの傾向にあります。機関改革による「こども課」創設以降、特に子育て支援に力を入れており、妊娠出産や乳幼児の健康に対する支援は充実してきました。

国においても、出産育児一時金の増額や妊婦のための支援給付金（令和6年度までは村独自で出産・子育て応援給付金として支給）等の金銭的支援、産後パパ育休や育児・介護休業法の改正等による産後の働き方支援等、妊娠・出産に伴う支援も取組みが進み、本村でも産後ケア事業を充実させたり、こども医療費助成を18歳までに拡充したりと、安心して妊娠・出産ができる環境の整備を進めています。

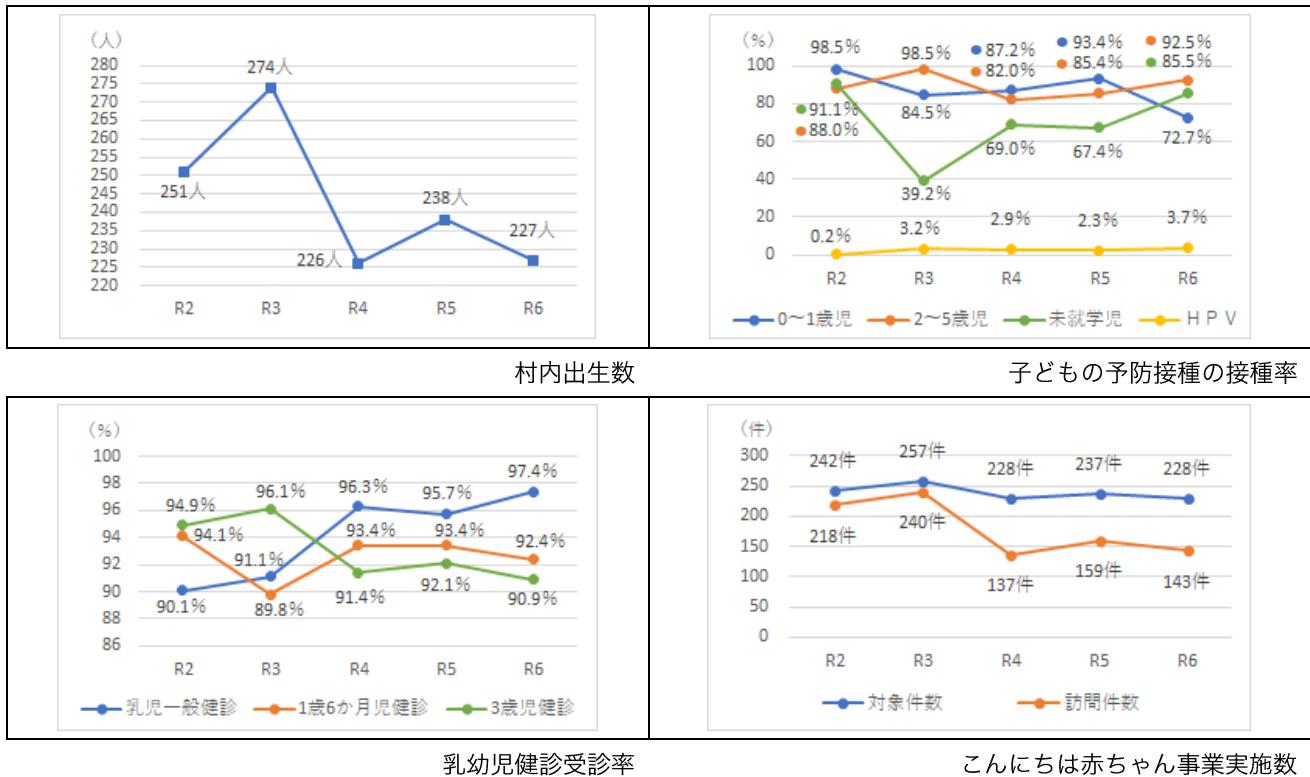
今後は、子どもを健やかに成長させるための各種健診、予防接種、各種相談事業や講座などを継続して実施しつつ、その中でも、近年増加してきている障がいを有するなど見守りが必要な子どもへの支援については、施設整備など周辺市町村との連携や庁内の体制強化も視野に入れた取組みを進めることが必要です。

■関連計画

『第2期中城村子ども・子育て支援事業計画』（令和2年3月／福祉課）

『中城村 第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画』（令和4年1月／福祉課）

■データ



■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 安心して妊娠・出産できる環境の整備

妊娠婦を対象として、教室等の開催や相談事業の実施による心と体のケアを図り、安心して妊娠出産できる環境を整えます。

主な取組み	所管課	指標分類
情報提供の拡充による妊娠婦健康診査の受診促進	こども課	III
「パパママ教室」等の開催による健康管理と保健指導の充実	こども課	II
妊娠婦への産前・産後の各種相談や、栄養士による栄養指導機会の充実	こども課	I

指標	基準値	中期目標 (R11)	最終目標 (R15)
パパママ教室開催数	II	12回/年	12回/年
妊娠訪問実施率（1回目）	I	21.8%	23%
訪問実施率（2回目）	I	38.1%	40%
新生児訪問実施率	I	86.1%	87%
			90%

2. 子どもが健康に育つ環境の整備

子どもの発達段階に合わせた健診、予防接種、相談事業等を実施し健やかな成長を支援します。

主な取組み	所管課	指標分類
乳幼児の各発達段階に応じた健診の実施	こども課	I.III
乳幼児の各発達段階に応じた各種教室・相談体制の充実	こども課	II.III
出生数及び転入者の動向や社会状況に応じた健診回数の見直し	こども課	III
母子保健推進員の活動支援による助言・相談の拡充	こども課	I.II.III
各種予防接種、母子保健などの充実	健康保険課	I

指標	基準値	中期目標 (R11)	最終目標 (R15)
乳児一般健診受診率	I	97.4%	97.5%
1歳6ヶ月健診受診率	I	92.4%	95.0%
3歳児健診受診率	I	90.9%	95.0%
2歳児個別歯科検診受診率	I	58.2%	62.0%
離乳食教室実習開催数	II	18回/年	12回/年
わくわく教室開催数	II	12回/年	12回/年
こんにちは赤ちゃん訪問率	I	66.9%	70.0%
定例会開催数	II	12回/年	12回/年
未就学児予防接種率(0~1歳)	I	72.7%	95.0%
未就学児予防接種率(2~5歳)	I	92.5%	95.0%
就学児予防接種率	I	85.5%	90.0%
HPV接種率	I	3.7%	10.0%
			10.0%

3. こども医療への支援拡充

子どもたちの健康維持と子育て世帯に対する支援を促進するため、制度や仕組みについての分かりやすい情報発信を行います。

主な取組み	所管課	指標分類
子どもの医療費助成や各種補助制度に関する情報発信の強化	こども課	III

4. 障がいのある子どもへの支援充実

障がいのある子どもに対する相談機能とサービス支援の充実により、障がいの早期発見と適切な療育につなげます。また医療的ケア児や重度心身障がい児などが安心して生活できる環境づくりを進めます。

主な取組み	所管課	指標分類
障がいに関する知識の普及	福祉課	III
早期支援の充実に向けた体制整備	福祉課	IV
地域や関係機関等との情報共有と交流の推進	福祉課	II

指標	基準値	中期目標 (R11)	最終目標 (R15)
定例会開催数	II	4回/年	4回/年
			4回/年

【用語解説】

出産育児一時金

健康保険法等に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度

パパママ教室

妊娠さんとパートナーと一緒に妊娠・出産・育児について学んだり、赤ちゃんのお世話を体験したりする場

療育

障がいのある子どもやその可能性のある子どもに対し、個々の発達の状態や障害特性に応じて、今の困りごとの解決と、将来の自立と社会参加を目指し支援すること

医療的ケア児

NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童

施策1 妊娠から成長までをさせる仕組みを構築します



分野1-2 子育て支援の充実

■現状と課題

子育て支援は国も力を入れており、特に経済的支援では児童手当の拡充や高等教育の無償化、子育て世帯を対象とした各種支援等が進められています。

しかし、共働き世帯や核家族世帯、ひとり親世帯等の増加や、子どもを対象とした犯罪の増加等を背景として、安全・安心な子どもの居場所に対するニーズは依然として高く、子どもの居場所であり親子の相談場所でもある児童館や子育て支援センターの役割が重要になっています。

また、学童クラブについては充足が進んでいるものの、高学年のお子さんを対象とした放課後の居場所作りは課題であり、今後の人口動態を見定めながら必要な受け皿を確保していく必要があります。

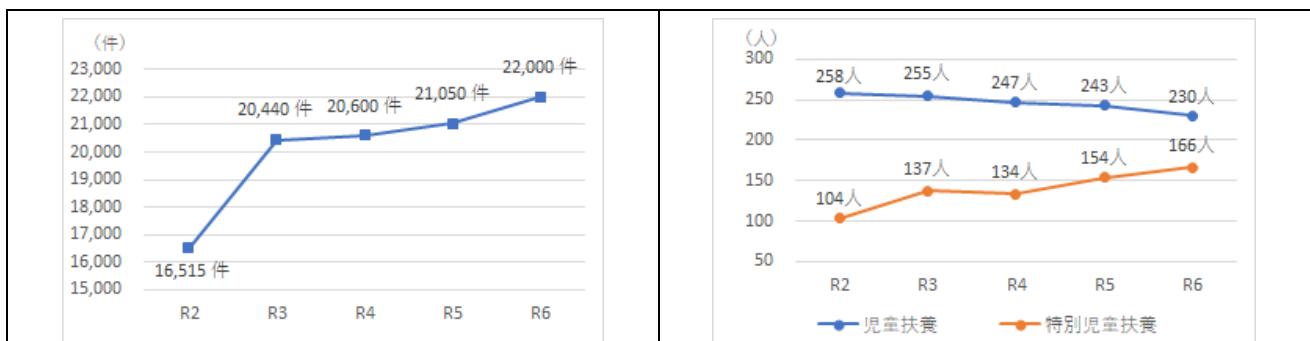
一方で、虐待やDV、ネグレクト、子どもや子育て世帯の貧困も社会問題となっており、早期発見、早期対応が必要です。

さらに、近年では情報伝達手段が多様化しており、特に子育て世代はHPやSNS等を利用した情報収集が主流となっていることから、各種支援についての情報を効率的かつ確実に、必要な人へ届けることのできる仕組みの構築が求められています。

■関連計画

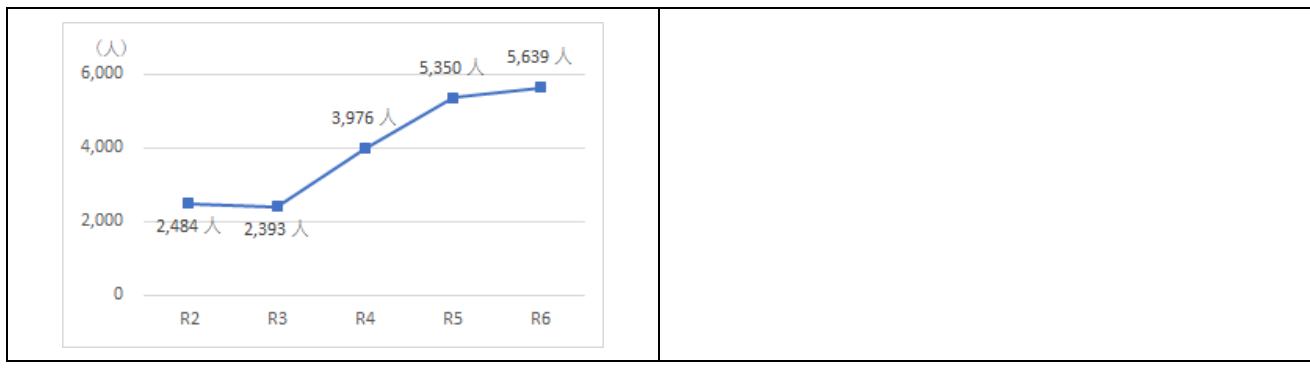
『第2期中城村子ども・子育て支援事業計画』(令和2年3月／福祉課)

■データ



情報サイト「すくすく!なかぐすく」のアクセス数

児童扶養手当受給者数(各年4月1日時点)



児童館利用者数

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 村民ニーズに即した子育て支援施設の整備

子育て支援施設について施設維持や備品の拡充を行います。また、子どもが多い地区など、地域に応じてニーズが異なるため、必要に応じた対応を検討します。

主な取組み	所管課	指標分類
既存施設の整備拡充、維持管理強化及び教材・備品の改善	こども課	III
子育て支援施設の充実	こども課	IV
学童クラブの待機児童ゼロに向けた取組み推進	こども課	II

指標		基準値	中期目標 (R11)	最終目標 (R15)
学童クラブの待機児童数	II	9人	0人	0人

2. 子育て世帯への各種支援の充実

情報発信と広報周知に努めるとともに、SNS 等利用者の情報獲得方法に対応した効果的な伝達方法を検討し、必要な情報や有益な情報が必要とする人に確実に届くように努めます。

主な取組み	所管課	指標分類
親子の居場所の提供と個別相談の充実	こども課	I
包括的な出産・子育て支援の情報発信	こども課	I
児童手当制度や福祉資金制度など諸制度の広報周知の継続	こども課	III

指標		基準値	中期目標 (R11)	最終目標 (R15)
子育て支援センター利用者数	I	11,894 人/年	12,000 人/年	15,000 人/年
「すくすく！なかぐすく」、村HP こども課サイト閲覧数	I	21,834 アクセス	25,000 アクセス	30,000 アクセス



3. 困難を有する子ども、子育て世帯への支援

家庭内の実態は外から見えにくいものであることから、困難を抱える世帯についての情報収集に努めると共に、必要な世帯に必要な支援が届くよう努めていきます。

主な取組み	所管課	指標分類
ひとり親世帯の生活実態の把握及び支援策の継続	こども課	III
子どもの貧困に対する地域支え合い事業の浸透と、地域ぐるみの活動の創出	こども課	III

【用語解説】

児童館

児童福祉法第 40 条に基づく児童厚生施設。地域において児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする

児童扶養手当

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るための手当

福祉資金制度

低所得者世帯などに対して、低利または無利子での資金の貸し付けと必要な援助指導を行う制度。

子どもの貧困

必要最低限の生活水準が満たされておらず心身の維持が困難である絶対的貧困にあるか、またはその国の貧困線（等価可処分所得の中央値の 50%）以下の所得で暮らす相対的貧困にある 17 歳以下の子どもの存在及び生活状況のこと

施策2 子どもの豊かな教育を支援します

分野2-1 保育・幼児教育の充実



■現状と課題

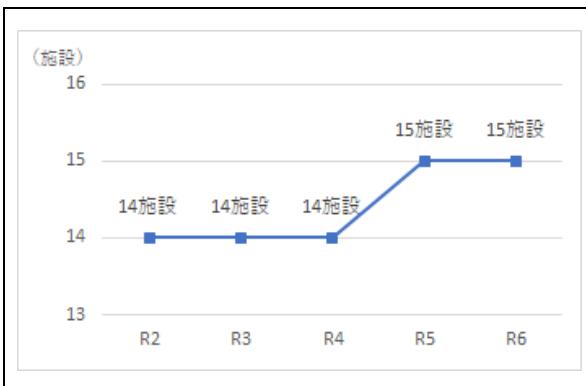
保育・幼児教育は、幼児期の成長に対応し、集団学習や遊びを通じて、子どもの健全な育成を助け、義務教育課程に引き継ぐ役割を担っています。これまででも本村においては、保育・幼児教育に向けた環境づくりを推進しており、令和5年度に役場庁舎横に新たな認定こども園が開設されるなど、幼保一体化の取組み推進等による取り組みを進めています。しかし、子どもの増加や、保育無償化、共働き世帯の増加等により保育・幼児教育施設のニーズは未だ高いままであり、さらに安全で充実した保育・教育環境の維持や、支援を必要とする子どもの増加により、保育士等の確保が喫緊の課題となっています。

■関連計画

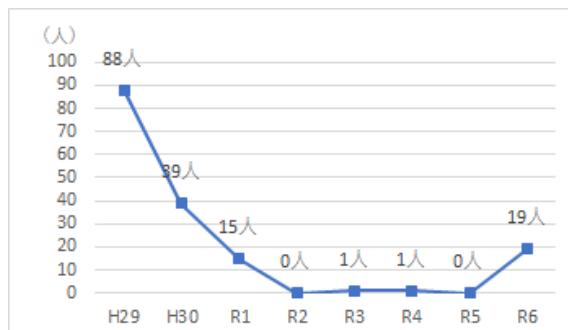
『第2期中城村子ども・子育て支援計画』（令和2年3月／福祉課）

『中城村 第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画』（令和4年1月／福祉課）

■データ



保育施設・認定こども園施設数



待機児童数（0～2歳児）

【用語解説】

幼保一体化

幼稚園と保育所という所管の異なる二つの教育・保育施設の一体的運用を図ること。

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設

待機児童

子育て中の保護者が保育所または学童保育施設に入所申請をしているにもかかわらず入所できず、入所待ちしている（待機）状態の児童のこと

幼小接続アドバイザー

幼児教育アドバイザーのうち、主に幼保小接続カリキュラムの作成・活用等への支援、小学校教諭との合同研修の企画・実施等、幼保小接続に係る取組について中心的な役割を担うひと

加配保育士

障がい児保育を実施する保育園等に通常の人員配置に加えて配置される保育士のこと

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 村民ニーズをふまえた保育所・認定こども園運営

幼児教育に求められるニーズを把握し、保護者が安心して子どもを預けることのできる施設運営を行います。また保育士不足に対応するため、保育士確保に対する支援を検討します。

主な取組み	所管課	指標分類
社会的な要請を適確に把握した幼児教育の充実	こども課	IV
0～2歳児の待機児童ゼロに向けた取組み推進	こども課	II
安全教育、保健教育の推進	こども課	IV

指標	基準値	中期目標 (R11)	最終目標 (R15)
0～2歳児の待機児童数	II	19人	0人

2. 幼児教育連携体制の推進

幼児教育担当及び幼小接続アドバイザーによる協議会の運営や、合同研修会、園児児童の交流等を実施します。その中で、教育内容や指導方法、環境改善などについての指導助言を行い、村内全体の幼児教育の質の向上に取り組みます。

主な取組み	所管課	指標分類
幼児教育施設と小学校との交流機会の充実	こども課 教育総務課	II

指標	基準値	中期目標 (R11)	最終目標 (R15)
交流事業の年間実施回数	II	6回	6回
幼児教育連携体制推進協議会の開催	II	2回	2回
保幼小合同研修会の開催	II	4回	4回
幼児教育施設の訪問支援の全園実施	II	100%	100%

3. 支援を必要とする園児への体制強化

支援を必要とする子どもが増加傾向にあることから、職員の学習機会の創出や、必要に応じた加配保育士等の配置等による受け入れ体制の強化を図ります。

主な取組み	所管課	指標分類
保育職員の学習機会の創出	こども課	II
加配保育士の適切な配置	こども課	III

指標	基準値	中期目標 (R11)	最終目標 (R15)
研修会の開催数	II	4回/年	4回/年

4. 専門施設の整備検討

支援が必要な子どもに対応した専門施設の設置を検討します。施設整備を行う場合には近隣市町村と連携を含めた検討を行います。

主な取組み	所管課	指標分類
児童発達支援センター等の専門施設の整備検討	福祉課 こども課	IV



吉の浦こども園（R5.4より）

施策2 子どもの豊かな教育を支援します



分野2-2 学校教育の推進

■現状と課題

近年、村内における学校教育を取り巻く環境は大きく変化しています。中城小学校、津霸小学校、中城中学校の3校で移転、建て替えの計画が進んでおり、小学校2校は令和7年度中に、中学校は令和10年度に完成予定となっています。また児童生徒の数も依然として増加傾向であり、平成25年に開校した中城南小学校では、特に児童数が多いことから、これまで増築等により対応を行ってきましたが、敷地等の状況によりこれ以上の拡充は難しく、不用品の廃棄等による教室の確保を行いつつ、令和8年度からは希望者に対して中城南小学校から中城小学校又は津霸小学校への通学を可能とする制度の導入を検討しています。

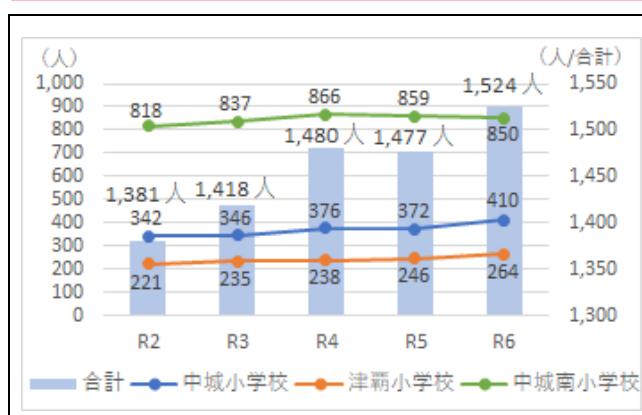
教育内容については、各学校に適した教育方法を検討すると共に、英語教育など社会情勢に適応した教科や、琉球史、「中城ごさまる科」など本村の特色ある教育の充実も図っていく必要があります。

また村立小中学校においては、様々な支援を必要とする児童生徒への対応として支援員等を配置し、個々に応じた適切な支援体制の強化が求められます。

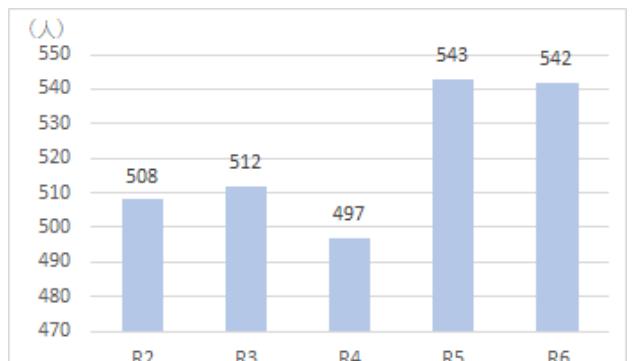
■関連計画

『中城村小中学校改築整備基本計画書』(令和3年3月／教育総務課)

■データ



村立小学校の児童数



中城中学校の生徒数



中城ごさまる科副読本



中城南小学校

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 特色ある教育の充実

地域のことを学ぶ機会の充実や、国際化社会に対応した語学力の強化など、中城としての特色ある教育プログラムに取組みます。

主な取組み	所管課	指標分類
地域の歴史・文化を活用した平和学習の推進	教育総務課	III
小中学生を対象とした語学教育の充実	教育総務課	II
護佐丸や琉球史に関する学習機会の拡充	教育総務課	III

指標	基準値	中期目標 (R11)	最終目標 (R15)
ALTの配置	II	3人	3人

2. 学校施設・備品・教材等の充実

現在行われている3校の建て替え、移転を着実に進めるとともに、必要に応じて備品の更新等を行います。

主な取組み	所管課	指標分類
小学校の建替えと中学校の移転整備に関する取組み推進	教育総務課	IV
児童生徒に応じた適切な施設整備の実施	教育総務課	IV
実情をふまえた教材・備品の拡充及び環境整備の推進	教育総務課	III

3. 支援を必要とする児童生徒への体制強化

障がいを持つ子どもや不登校等、支援を必要とする子どもが増加傾向にあることから、支援員向けの研修機会を創出し、適切な支援員の配置を行います。また登校の難しい子どもへの相談体制づくりに努めます。

主な取組み	所管課	指標分類
支援員の研修機会の創出	教育総務課	I
支援員の適切な配置	教育総務課	III
障がいを持つ子ども・家族に対する就学支援	教育総務課	III
不登校の児童生徒への対応	教育総務課	III

指標	基準値	中期目標 (R11)	最終目標 (R15)
特別支援員の保護者アンケートにおける満足度	I	94.0%	95.0%

4. 地域や家庭との連携強化

コミュニティスクール（学校運営協議会制度）の導入により、地域と家庭が一体となって子どもの成長を支える取組みを支援します。

主な取組み	所管課	指標分類
自然体験や生活体験などの学習活動ができる環境づくり	生涯学習課	III
コミュニティスクール制度を取り入れた円滑な学校運営の推進	教育総務課	II
地域人材や大学生等を活用した学習支援	生涯学習課	I

指標	基準値	中期目標 (R11)	最終目標 (R15)
学校運営協議会開催数	II	各校3回ずつ/年	各校3回ずつ/年
人材バンク登録者数	I	64人	80人

5. 教員の指導力向上

研修会の開催等により教員の指導力向上を目指します。

主な取組み	所管課	指標分類
中城村学力向上推進委員会を中心とした「教育力」向上への取組み体制の強化	教育総務課	II

指標	基準値	中期目標 (R11)	最終目標 (R15)
校種間交流連携研修会の開催数	II	2回/年	2回/年

【用語解説】

中城ごさまる科

教育課程特例校制度の承認を受けてH26年後から村内の3小学校で実施。護佐丸や中城城跡を通して地域の歴史を学び、愛着と誇りを育むことを狙いとする。

コミュニティスクール（学校運営協議会制度）

学校運営に地域の声をいかし、地域と一体となった学校運営に取組むことのできる仕組み

学校運営協議会

保護者や地域住民などの意向を学校運営に反映させる学校内の協議会

人材バンク

専門的もしくは趣味等で身につけた知識、技能等を持っている個人・団体の方に登録していただき、村民の方々や学校等の要請に応じて、生涯学習活動の支援をもらう制度。

分野2-3 交流事業の推進



■現状と課題

児童・生徒を対象とした交流事業においては、姉妹都市、兄弟都市との交流や、昨今の国際化を背景とした海外短期留学派遣事業等の国際交流プログラム事業が継続的に実施されていました。令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の影響により、事業自体の実施が困難な状況となっていましたが、令和5年度以降は順次再開されています。

また、国際社会への対応を図るため、中高生を対象とした短期留学派遣や、小中生を対象とした県内合宿語学学習などを実施しており、定員を大きく上回る応募があるなど、意欲のある子どもたちにとって、有意義な取組みとなっています。

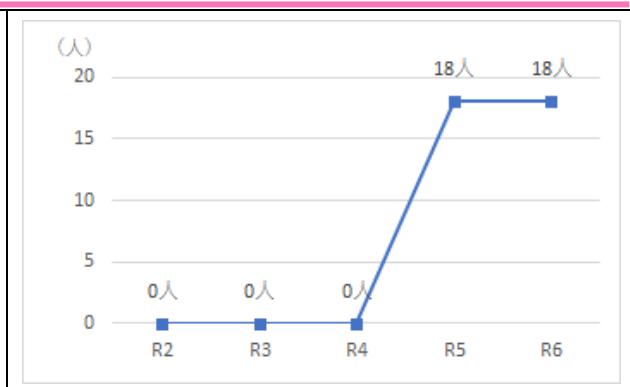
さらに、村内においても学校間交流や校種間交流による子ども同士の交流事業についても取組みを進める必要があります。

■データ

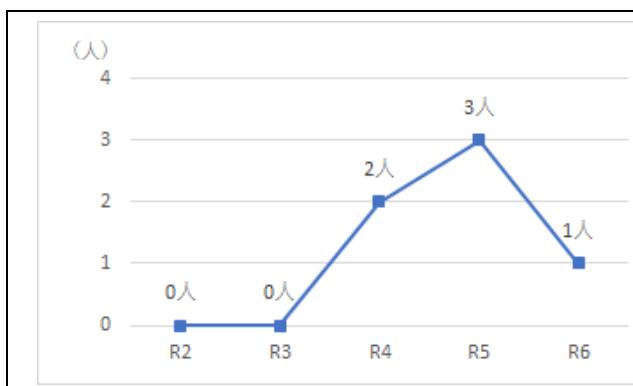
※各事業とも令和2~3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止



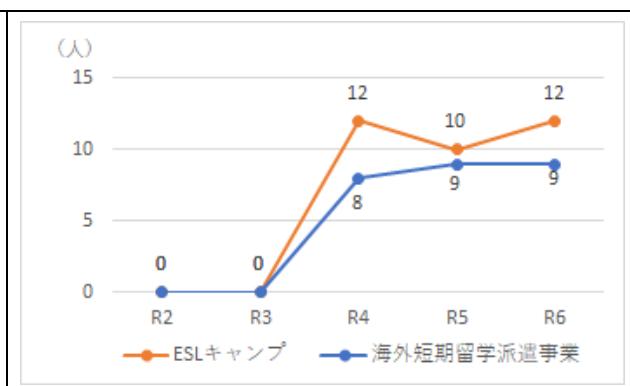
姉妹都市への派遣人数（児童交流事業）



兄弟都市への派遣人数（児童交流事業）



海外移住者子弟研修生受入人数



語学学習の参加人数

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 児童生徒の地域間・世代間交流の推進

村子ども会育成連絡協議会の活動を支援し、行事やイベントを交流の機会として各自治会子ども会や学校間の提携を推進します。また、姉妹都市・兄弟都市との派遣交流事業を継続し、中城村の次世代を担う人材を育成します。

主な取組み	所管課	指標分類
村子ども育成連絡協議会の支援と地域協働活動の推進	生涯学習課	III
姉妹都市・兄弟都市の小学生と中城村内の小学生との派遣交流事業の実施	教育総務課 生涯学習課	II

指標	基準値	中期目標(R11)	最終目標(R15)
姉妹都市への派遣人數（児童交流事業）	II	18人/年	18人/年
兄弟都市への派遣人數（児童交流事業）	II	7人/年	18人/年



兄弟都市：福智町との児童交流

2. 国際交流の推進

国際化社会への対応を図るため、体験型語学学習機会の充実や、海外移住者子弟研修生受入事業を継続して実施します。

主な取組み	所管課	指標分類
小中高生を対象とした体験型語学学習の機会の充実	生涯学習課	II
海外移住者子弟研修生受入事業等の友好親善事業の実施	企画課	II

指標	基準値	中期目標(R11)	最終目標(R15)
海外短期留学の参加人数	II	9人	10人
ESLキャンプの参加人数	II	12人	15人
海外移住者子弟研修生の受入人数	II	1人/年	3人/年



海外移住者子弟研修生による成果

【用語解説】

姉妹都市・兄弟都市

文化交流や親善を目的として結びついた都市。本村では千葉県旭市と福岡県福智町。

海外短期留学派遣事業

海外で学習する機会を与えることにより、心の豊かさと国際感覚を養うとともに、明確な自己表現力を培い、国際社会に適応する能力や資質の向上を図り、国際性豊かな人材を育成することを目的とした事業

海外移住者子弟研修生受入事業

国外から研修生を受け入れ、郷土の歴史や文化を学び、村民との交流を通して社会の発展に寄与する人材を育成するとともに、国際交流思想の高揚並びにこれらの移住国と中城村との友好親善に寄与することを目的とした事業

子ども会育成連絡協議会

体験学習を通した児童の健全育成、リーダー養成を目的とした活動などを実施する会

施策2 子どもの豊かな教育を支援します



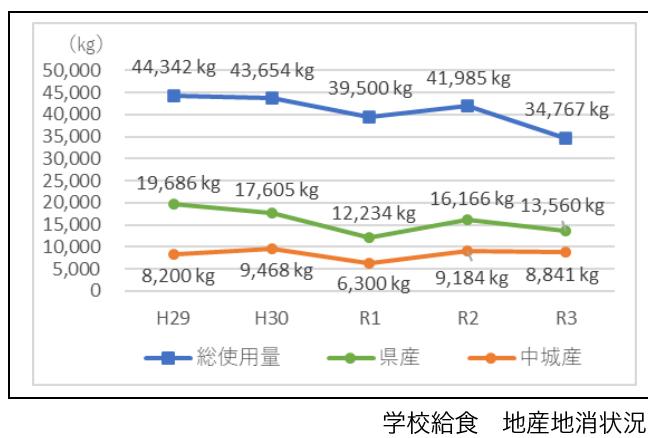
分野2-4 食育の推進

■現状と課題

現在の食を取り巻く環境は、外食やテイクアウトが容易になったことや、核家族世帯や共働き世帯の増加を背景に、大きな変化がみられるようになりました。全国的にも肥満が大きな問題となっており、さらに子どもについては、肥満に加えて「こ食（個食、孤食、小食など）」や欠食による影響、ダイエット等を背景とする栄養不良も懸念されています。また、生活環境の変化により沖縄独自の食文化に触れる機会が減少していることから、学校給食においては沖縄県の郷土料理をメニューに加えたり、村内産の農産物を利用したりすることにより、食に対する理解の向上を図っています。食に対する正しい理解が、心身の発達、将来的な生活習慣病予防のためには必要です。

また、食物アレルギーをもつ子どもが増加傾向にあるとも言われています。本村においては完全アレルギー対応メニューの提供は現時点で難しいことから、メニューの工夫や詳細献立の提供により、対応を図っていく必要があります。

■データ



学校給食 地産地消状況



学校給食

【用語解説】

食物アレルギー

摂取した食物が原因となり、じん麻疹・湿疹・下痢・咳などの症状が起こること

詳細献立

食品表示基準で表示を義務のある7品目（えび・かに・小麦・そば・卵・乳・落花生）表示が推奨されている21品目（アーモンド・あわび・いか・いくら・オレンジ・カシューナッツ・キウイフルーツ・牛肉・くるみ・ごま・さけ・さば・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン）を献立に表示

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 学校教育を通じた知識の向上

学校教育や給食の中で、食に関する教育を実施し理解を促すとともに、地元農水産物を取り入れることにより、沖縄県の食文化に対する愛着や誇りを育てます。

主な取組み	所管課	指標分類
食生活に対する意識高揚のための学校教育における食育の充実	教育総務課	II
地元農水産物を取り入れた学校給食による郷土に対する愛着や誇りを持つ情操教育の推進	教育総務課	I

指標	基準値	中期目標 (R11)	最終目標 (R15)
各校における食に関する年間指導計画の策定率	II	100%	100%
学校給食における村内産農水産物の使用率	I	12.7%	25.0%

2. 食生活に関する意識の向上

学校だけでなく家庭でも食事の充実を図っていくため、お便り等を通して意識啓発を行っていきます。

主な取組み	所管課	指標分類
家庭での食事の充実を図っていくための意識啓発	教育総務課	III

3. アレルギーに対応した学校給食への取組み推進

全てのアレルゲンに対応したメニューの提供は、現時点で困難であることから、メニューの工夫や使用している材料を詳細に提示することで安心な給食の提供を目指します。

主な取組み	所管課	指標分類
アレルギーを持つ子どもへの対応	教育総務課	III



学校給食献立表

日	曜日	こんなて 毎日牛乳ができます	主な材料と体内での働き			調味料	香辛料
			(あか) 血や肉 骨とつくる	(青い) 動く力や 体温となる	(みどり) 体の調子を ととのえる		
1 水		ごはん トマトソース ごぼう、豆乳(大豆) トマト、かぼちゃ キャベツのオイスター味噌	血や肉、骨とつくる 豆乳	動く力や 体温となる 豆乳	体の調子を ととのえる 豆乳	スクラム、島二ツじゅうのま、島みやこうり、じんじん キャベツビーマン、じんじんもや、だけのこにんにく	醤油、ソース、油、大葱、牛肉・鶏肉・シマーマス、こしょう
2 木		ヨウゼン 豆腐入りグリーミースープ とり肉、豆腐(大豆)スキムルク(乳) 大豆キーマソース 豆腐せんぞく	ヨウゼン 豆腐入りグリーミースープ 豆腐	豆腐入りグリーミースープ 豆腐	人乳とまじめキャベツ、こまつな、ネギ おし煮、白玉餅(ひんごく)、黄糖、三連糖	わさび(葉)、大葱、牛肉・鶏肉・シマーマス、こしょう	シマーマス
3 金		せりのこなれ 餅はんぺんフライ キャベツのナムル オクラ(豚肉)	せりのこなれ 餅はんぺんフライ(小麦・卵・豚肉・大豆・魚肉) キャベツのナムル オクラ(豚肉)	餅はんぺんフライ(小麦・卵・豚肉・大豆・魚肉) キャベツのナムル オクラ(豚肉)	人乳とまじめキャベツ、こまつな、ネギ 三連糖、白玉餅(ひんごく)	わさび(葉)、人乳、シマーマス、こしょう	シマーマス
7 火		餅はん カキソテイライス	餅はん カキソテイライス	餅はん カキソテイライス	餅はん カキソテイライス	たまねぎ、人乳、シマーマス、こしょう	カキソテイライス、餅はん

詳細献立表（一部抜粋）

目指す村の姿2：

誰もが笑顔で元気に生活できる村にします

基本施策3 健康に暮らすことができる村をつくります

分野1 保健事業の充実	40
分野2 健康づくりの推進	42
分野3 国民健康保険の充実	44

基本施策4 地域で支えあい、いきいき暮らせる村をつくります

分野1 地域福祉の充実	46
分野2 高齢者福祉の充実	48
分野3 障がい者福祉の充実	50
分野4 国民年金の充実	51

基本施策5 生涯にわたる学びの機会を創出します

分野1 生涯学習の充実	52
分野2 学習拠点の整備	54
分野3 生涯スポーツの推進	55

基本施策6 多様性を尊重し自分らしく暮らせる村をつくります

分野1 人権の尊重と男女共同参画の推進	56
分野2 地域共生社会の推進	57

基本施策7 平和の心を次世代につなぎます

分野1 平和行政の推進	58
-------------------	----

施策3 健康に暮らすことができる村をつくります

分野3-1 保健事業の充実



■現状と課題

全国的にがんや糖尿病、高血圧、心疾患などに代表される生活習慣病の患者は、年々増加傾向にあります。これらの疾患は初期段階では無症状であることも多く、早期発見のためには検診の受診が重要です。村内では、各種がん検診、特定健診の受診率は疾患によって差があるものの、特定健診は増加傾向、それ以外は微増もしくは横ばい傾向となっています。

近年、健康寿命という言葉も一般的になってきましたが、その一方で要介護認定を受ける人も増加しています。要介護にならないためには、若年期からの生活習慣や健康に対する意識づけが重要であり、今後は受診率の向上を目指した取組みの継続が必要です。特に特定健診対象前の若年層については一般健診の受診率が低く、これらについても対応を図る必要があります。

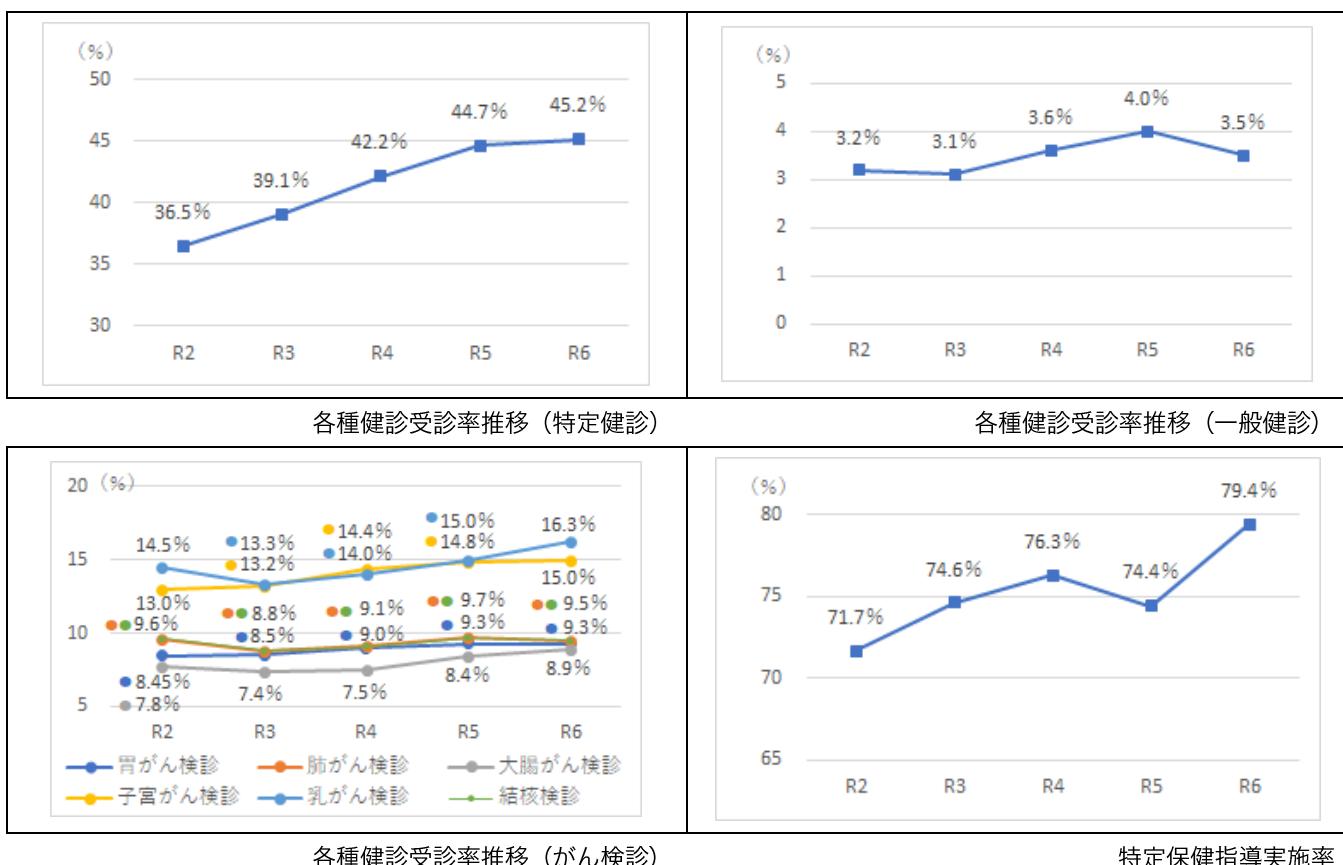
■関連計画

『健康中城21』(平成25年3月 健康保険課)

『第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)、第3期特定健康診査等実施計画』

(平成30年3月 健康保険課)

■データ



■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 各種健診の受診促進

疾病の早期発見、早期治療につながるよう、各種健診の受診促進と、未受診者に対する受診勧奨を進めていきます。また健診日程の工夫など受診率の向上に向けた取組みも進めます。

主な取組み	所管課	指標分類
がんおよび各種疾病の予防、早期発見、早期治療に向けた健診受診率の向上	健康保険課	Ⅰ
未受診者に対する受診勧奨の継続	健康保険課	Ⅰ

指標		基準値	中期目標 (R11)	最終目標 (R15)
胃がん検診受診率	1	9.3%	10.0%	12.0%
肺がん・結核検診受診率	1	9.5%	11.0%	13.0%
大腸がん検診受診率	1	8.9%	10.0%	12.0%
子宮がん検診受診率	1	15.0%	17.0%	20.0%
乳がん検診受診率	1	16.3%	18.0%	20.0%
特定健診受診率	1	45.2%	52.0%	60.0%

特定健診啓発チラシ

【用語解説】

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群のこと。ガン、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患などが代表例。

特定健診

生活習慣病の予防のために、対象者（40歳～74歳）に対して行うメタボリックシンドロームに着目した健診。

特定保健指導

生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる人に対して、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すサポートを行うこと。

施策3 健康に暮らすことができる村をつくります

分野3-2 健康づくりの推進

■現状と課題

沖縄県は1990年代までは日本でもトップクラスの長寿県でした。しかし、2022年に厚生労働省が行った調査によると、沖縄県の健康寿命は男性で全国45位、女性で全国46位と非常に低い順位であり、前期高齢者の要介護3-5の認定率は全国でもトップクラスに高い割合となっています。沖縄県では「健康おきなわ21（第3次）」を策定し県民の健康増進に力を入れていますが、全国的にも生活習慣病や肥満は増加傾向にあり、さらに運動不足や食生活を背景に発症年齢の低年齢化も進んでいます。

本村でも、ふれあい事業など村民の自主的な健康管理へ向けた継続的な支援を行うとともに、健康診断等を基本とした疾病の未然防止や早期発見・早期治療へ向けた取組みを充実させが必要です。

■関連計画

『健康中城21』（平成25年3月 健康保険課）



健康づくり事業

【用語解説】

健康生活推進委員

村民ひとりひとりが健康で明るい生活を営むためには、健康づくりに対する意識の高揚と地域に密着した健康づくり事業の推進が大切であることから、これらの健康づくり運動を効率的に進めるため配置されている。



■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 疾病の未然防止に向けた取組みの推進

疾病の未然防止に向けて、高齢者の予防接種に対する補助の継続や、各種健診における健康相談への対応を図ります。

主な取組み	所管課	指標分類
高齢者をはじめとした大人の各種予防接種の拡充による公衆衛生の向上	健康保険課	III
住民健康診断をもとにした健康教育や健康相談の強化	健康保険課	III

2. 普及啓発活動の支援

イベント等の開催により健康づくりへの意識啓発を行うとともに、村民の健康づくりのために健康生活推進委員の活動支援を行います。

主な取組み	所管課	指標分類
健康づくりの啓発普及のための食をテーマとしたイベントの開催	健康保険課	II
健康生活推進員の活動支援	健康保険課	II

指標		基準値	中期目標 (R11)	最終目標 (R15)
イベント開催箇所数	II	14 か所	15 か所	16 か所
推進員の人数	II	16 人	18 人	20 人

施策3 健康に暮らすことができる村をつくります

分野3-3 国民健康保険の充実

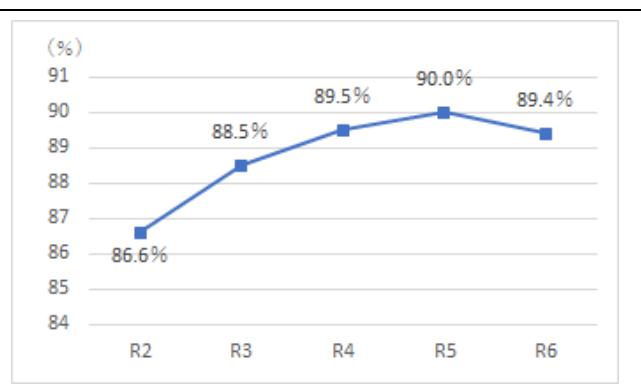
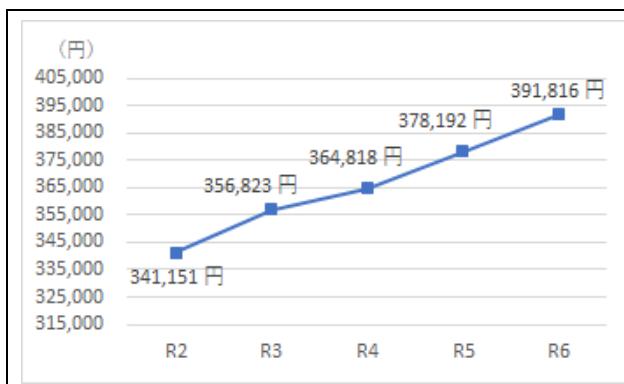


■現状と課題

国民健康保険制度は、他の医療保険制度（被用者保険、後期高齢者医療制度）に加入していない全ての国民の方を対象とした医療保険制度であり、医療費保障の骨格的な役割を担っています。本村の国民健康保険は、加入世帯数は減少傾向となっているものの、医療費適正化等の取組みにより、現年度分の保険税の収納率は約 97% となっており、今後も安定した収納率を維持することが必要です。

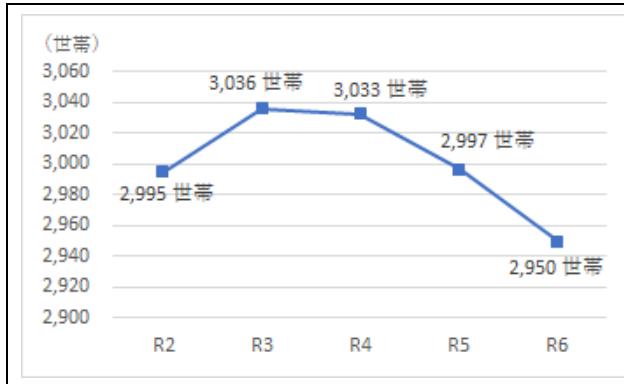
また、近年では医療費の増加が顕著であり、ジェネリック医薬品の利用促進や重複受診の抑制等だけでは追いつかない現状があることから、広報周知や疾病の未然防止を含めた他の事業との連携により医療費の適正化を進める必要があります。

■データ

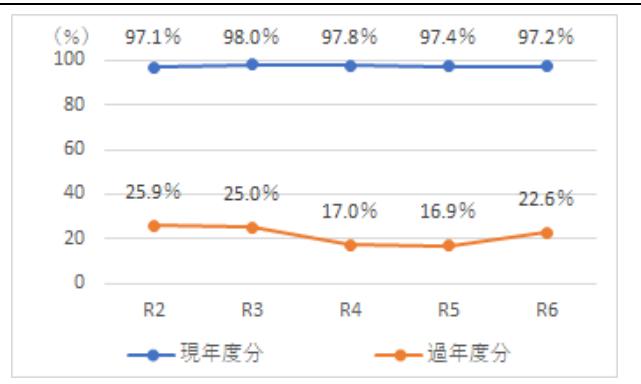


一人当たりの年間医療費

ジェネリック医薬品の利用割合



国民健康保険加入世帯数



国民健康保険税の収納率

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 財源の安定化と制度の適正化

財源の安定化を図るため、国保制度に対する広報周知の継続的な実施と、収納率向上のための取組みを進めていきます。

主な取組み	所管課	指標分類
国保制度に関する広報及び啓発活動の実施	健康保険課	II
健全な運営確保に向けた財源の安定化	健康保険課	I
収納率向上のための徴収活動の拡充	健康保険課	I

指標		基準値	中期目標 (R11)	最終目標 (R15)
広報の実施回数	II	8回/年	8回/年	8回/年
法定外縁入金	I	50,000千円	0千円	0千円
国民健康保険税収納率（現年度分）	I	97.2%	98.0%	98.0%
国民健康保険税収納率（過年度分）	I	22.63%	30.0%	30.0%

2. 医療費抑制の推進

医療費の増大が進んでいることから、広報の実施やジェネリック医薬品の使用促進、保健指導の強化による疾病の早期発見・予防等による医療費抑制に努めます。

主な取組み	所管課	指標分類
レセプト点検の実施	健康保険課	III
ジェネリック医薬品の普及・使用促進	健康保険課	I
医療費抑制のための広報周知	健康保険課	II
健診結果に基づく保健指導の強化	健康保険課	I, II

指標		基準値	中期目標 (R11)	最終目標 (R15)
ジェネリック医薬品の利用率	I	90.4%	92.0%	93.0%
広報の実施	II	3回/年	2回/年	2回/年
特定保健指導率	II	79.4%	75%以上	75%以上
保健指導実施率	I	13.3%	30.0%	50.0%

【用語解説】

収納率

確定した納付されるべき額(調定額)のうち、実際に納付された額(収納済額)の割合。収納率が高いほど、税の公平な負担が図られており、かつ、安定した財政運営を行うことができる状態といえる

ジェネリック医薬品

新薬（先発医薬品）と品質、効き目、安全性が同等な薬のこと。新薬より低価格で提供できる。

重複受診

医師の診断が納得できない、症状がよくわからない気がするなどの理由から、同じ病気で複数の医療機関を受診すること

レセプト点検

診療報酬明細書（レセプト）を点検すること。レセプト点検は、診療報酬明細書の内容が正確なものであるかを点検していく行為であり、医療事務の中でも重要な業務の一つである

施策4 地域で支えあい、いきいき暮らせる村をつくります

分野4-1 地域福祉の充実



■現状と課題

本村の人口増加の要因は、転入者の増加による社会増が大部分を占めており、マンションやアパートなどの集合住宅の増加等を背景に、村民同士のコミュニケーション機会の喪失、自治会への加入率の低下、地域コミュニティの希薄化等が顕在化しています。近年では高齢者や子どもたちの見守り、災害時における対応などコミュニティが持つ役割はより重視される傾向にあります。地域に关心を持ち、地域活動に参加、協力する人を増やすと共に、民生委員や児童委員など地域福祉における活動の担い手に対する支援や、社会福祉協議会等との連携による取組みがさらに必要となってきています。

■関連計画

『第2次中城村地域福祉推進計画～とよむ福祉プラン』

(令和4年2月/福祉課・社会福祉法人 中城村社会福祉協議会)

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 村民の意識高揚のための取組みの推進

福祉への理解と意識向上を図るとともに、地域全体で支えあうコミュニティづくりを進めるための周知啓発を行います。

主な取組み	所管課	指標分類
民生委員児童委員による活動等 地域福祉の周知・啓発の促進と地域活動の活性化	福祉課	III
ふれあい事業等村民が支え合う 地域福祉体制の支援	福祉課	III



ふれあい事業

2. 推進体制の強化と関係機関への支援強化

きめ細やかな福祉活動の展開のため、社会福祉協議会に対して継続的な支援を行います。

主な取組み	所管課	指標分類
きめ細かな福祉活動の展開のための社会福祉協議会への支援	福祉課	III

3. 地域福祉推進計画に基づく継続的な支援

第2次中城村地域福祉推進計画に基づき、計画的な事業推進を図ります。

主な取組み	所管課	指標分類
村民福祉向上のための地域福祉推進計画の推進	福祉課	III

【用語解説】

ふれあい事業

80歳以上の人を対象に各自治会が主体となって行う地域住民のふれあいを目的とした事業。各公民館で月に1回程度のペースで開催している。

民生委員・児童委員

民生委員は厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。(厚生労働省ホームページより)

写真など

写真など

施策4 地域で支えあい、いきいき暮らせる村をつくります

分野4-2 高齢者福祉の充実



■現状と課題

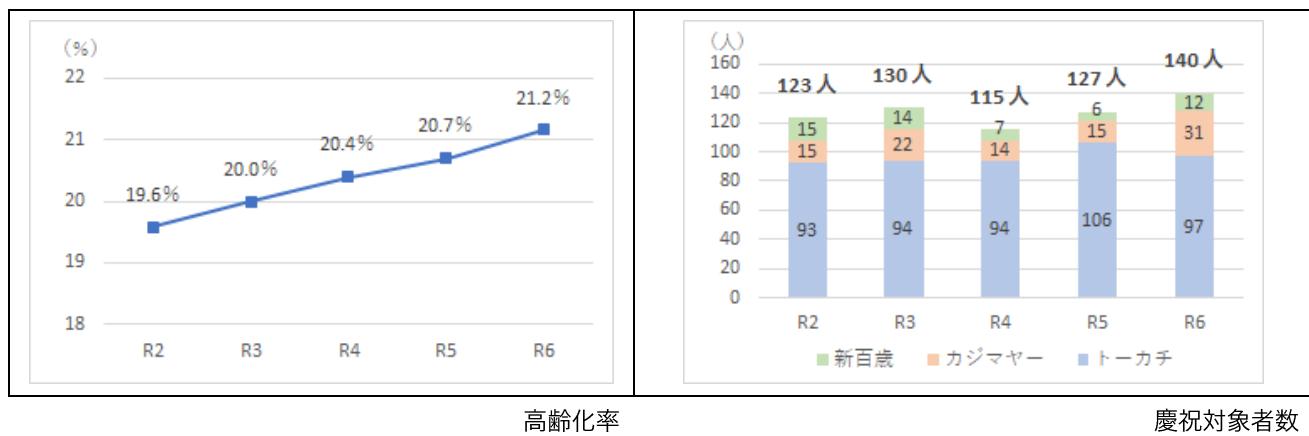
本村における令和6年度末時点の高齢化率（人口に対する65歳以上の割合）は21.2%となっており、超高齢社会に突入しています。県全体では平均寿命も伸びていますが、本村はマイナスであり、今後さらに介護サービスや買い物支援等の需要が高くなることが予想されています。また、本村の特徴として、地域間での高齢化率に格差があり、南上原地区以外の地区における高齢化率が高いことが懸念されます。核家族化の進行により高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯が増加することから、見守りや介護予防事業に対する取組みと支援が必要となることに加えて、高齢者の生きがいづくりや交流のための拠点づくり、レクリエーション等の健康づくり活動などが求められています。

■関連計画

『第2次中城村地域福祉推進計画～とよむ福祉プラン

（令和4年2月/福祉課・社会福祉法人 中城村社会福祉協議会）』

■データ



敬老祝い金事業



介護予防事業

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 高齢者福祉環境の整備

高齢者の増加をふまえ、介護、福祉サービスなど当事者の視点に立った支援や情報提供を行うとともに、介護を支える人材の確保や育成についても取組みを進めます。

主な取組み	所管課	指標分類
認知症サポーター育成など介護予防の普及啓発	福祉課	I
在宅福祉サービスの充実	福祉課	III
介護予防の拠点づくりの推進	福祉課	III
地域密着型サービスの充実	福祉課	III
地域包括ケア体制の推進	福祉課	III
【再掲】ふれあい事業等村民が支え合う地域福祉体制の支援	福祉課	III

指標		基準値	中期目標 (R11)	最終目標 (R15)
認知症サポーター養成講座の参加人数 (村人口比)	I	8.8%	10.0%	12.0%

2. 生きがいづくり支援の推進

元気な高齢者を増やすため、老人クラブ等への支援を行うとともに、祝い金事業等については継続的に実施します。

主な取組み	所管課	指標分類
敬老会事業、敬老祝い金支給事業の継続実施	福祉課	III
老人クラブ連合会および地区老人クラブへの支援	福祉課	III

【用語解説】

認知症サポーター

村が開催する認知症サポーター養成講座を受けた人の呼称。認知症を正しく理解し、自分のできる範囲のボランティア活動として認知症の人やその家族を応援する。具体的には、サポーターはそれぞれの生活する地域や職域において、認知症の人をみかけた際に、その行動を見守ったり、道案内などの手助けをしたり、あるいは周囲の人に対して、認知症についての正しい知識や配慮すべきことを伝えたりする。

地域密着型サービス

今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、出来る限り住み慣れた地域で生活が継続できるように、市町村指定の事業者が地域住民に提供するサービス

トーカチ

数え年88歳のお祝い。トゥシビー（生年祝い）とは関係なく、米寿の賀として祝う習慣が沖縄にも根付いてきていると言われている。

カジマヤー

数え年97歳のお祝い。カジマヤーとは風車のこと。老齢になると人は童心に返り、風車を持って遊ぶようになると考えられていることに由来。

施策4 地域で支えあい、いきいき暮らせる村をつくります

分野4-3 障がい者福祉の充実



■現状と課題

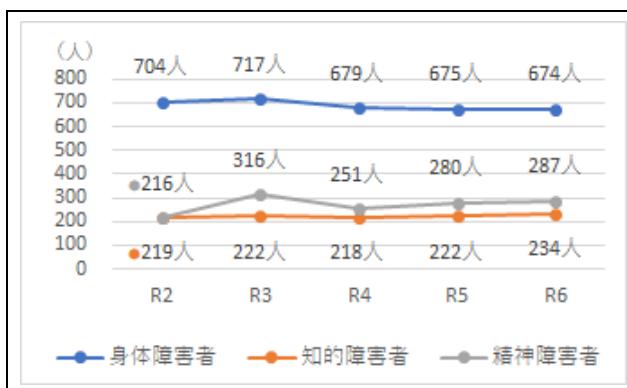
本村の障害者手帳所持者の推移をみると身体障害者手帳所持者については若干の減少傾向にあるものの、療育手帳や精神保健福祉手帳の所持者は年々増加傾向にあります。障がいについては個人差も大きく、程度も内容も様々で複雑化が進んでいます。本村でも障がい者に対する福祉サービスの充実や関連機関との連携に努めてきましたが、今後はさらに必要な人に必要な支援を届けるための仕組みの充実や、障がいに関する村民理解の向上に取り組む必要があります。

※障がい児については分野1-1 母子保健の推進にも記載

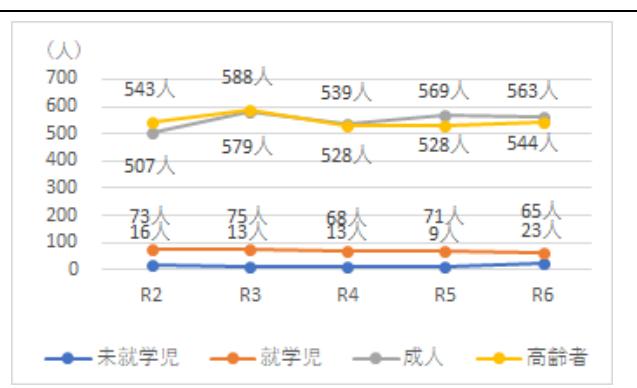
■関連計画

『中城村 第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画』(令和4年1月／福祉課)

■データ



障害者手帳の区分別所持者数



障害者手帳所持者の年齢区分

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 支援体制の整備拡充

障がいの早期発見、支援に向けた体制の充実図るとともに、障がいの特性や当事者の視点に立った支援や情報提供を進めます。

主な取組み	所管課	指標分類
早期支援の充実に向けた体制整備	福祉課	IV
障がい福祉サービスなどの支援施策の推進	福祉課	III
各種支援制度などの周知・活用	福祉課	III

2. 村民への周知啓発の推進

関係機関や障がいのある方と連携しながら、広く村民に対して理解の促進と知識の普及に努めます。

主な取組み	所管課	指標分類
【再掲】障がいに関する知識の普及	福祉課	III
【再掲】地域や関係機関等との情報共有と交流の推進	福祉課	II

指標	基準値	中期目標(R11)	最終目標(R15)
【再掲】定例会開催数	II	4回/年	4回/年

【用語解説】

障害者手帳 身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた方に交付される手帳

療育手帳 知的障がいのある方へ交付される障害者手帳

精神保健福祉手帳 何らかの精神障害（てんかん、発達障害などを含む）により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方を対象に交付される手帳

施策4 地域で支えあい、いきいき暮らせる村をつくります

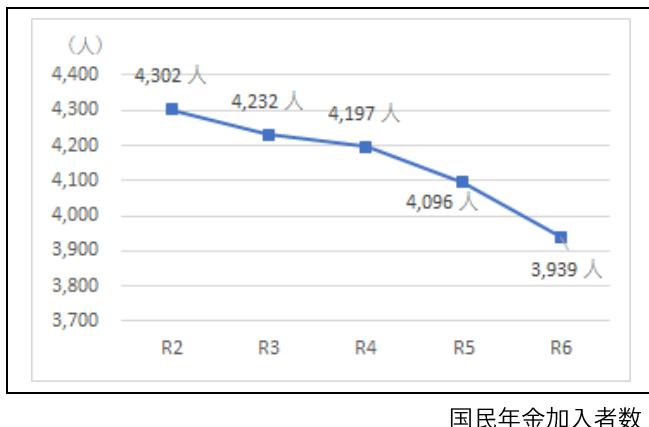
分野4-4 国民年金の充実



■現状と課題

国民年金の加入者数は高齢者労働者の厚生年金加入等を背景として現状傾向にあります。本村でも同様に国民年金の加入状況は減少傾向であり、令和6年度時点の加入者数は3,939人でした。しかし若年層を中心に国民年金制度についての理解が十分ではないなどの理由により、未加入者や未納者も依然としていることが課題となっていることから、国民年金への理解を促し、未納者、未加入者への対応を図るとともに、障害年金や遺族年金制度の周知や、年金相談の充実などを図る必要があります。

■データ



■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 国民年金制度の周知啓発

広報活動や年金相談の充実に努め、さらに障害年金や免除申請等に関する意義の周知を行うことにより未納者、未加入者の減少に努めます。

主な取組み	所管課	指標分類
広報活動や年金相談の充実	住民生活課	II
障害年金、免除申請に関する意義の周知	住民生活課	

指標		基準値	中期目標 (R11)	最終目標 (R15)
広報の実施回数	II	5回/年	5回/年	5回/年

【用語解説】

障害年金

病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった際に現役世代の方も含めて受け取ることができる年金

遺族年金制度

国民年金または厚生年金保険の被保険者が亡くなったときに、その方によって生計を維持していた遺族が受け取ることができる年金。「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」があり、亡くなった方の年金の加入状況などによって、いずれかまたは両方の年金が支給される

施策5 生涯にわたる学びの機会を創出します

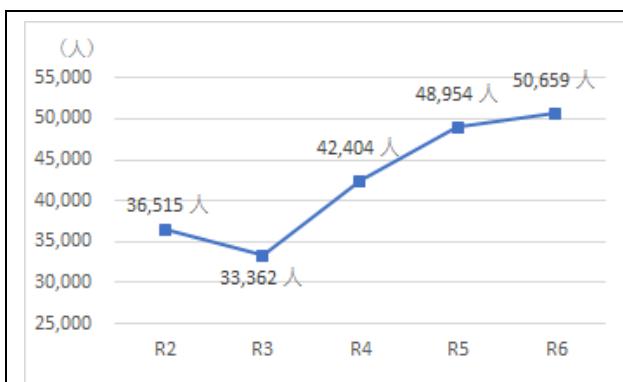
分野5-1 生涯学習の充実



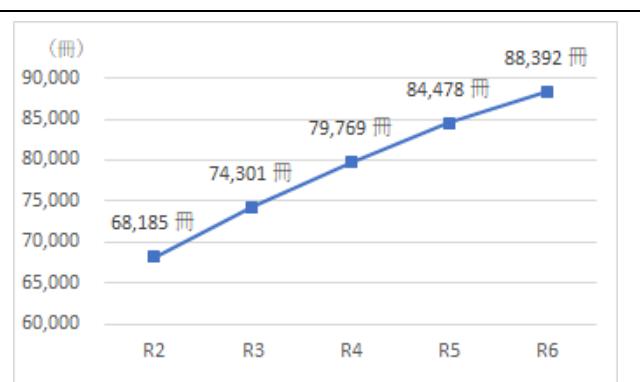
■現状と課題

本村では平成28年に護佐丸歴史資料図書館が開館したのち、来館者も蔵書数も順調に増加し、村民の学習拠点となっています。また、人生100年時代の到来や、高齢者の増加等を背景に、生涯にわたる学習機会の創出や生きがいづくりが求められており、生涯学習講座の開催や、サークル・同好会などの支援を行っています。さらに、子どもについては、放課後ども教室の開催や中城村文化協会、子ども会育成連絡協議会への支援などにも力を入れています。今後も既存のサークルや同好会への支援継続や団体間での交流・連携についても継続して取り組む必要があります。

■データ



護佐丸歴史資料図書館来館者数



護佐丸歴史資料図書館 蔵書数



生涯学習講座（親子昆虫教室）



サークル活動（終活講座）

【用語解説】

中城村文化協会

地域に根ざした独自の文化として継承・発展している村内の伝統芸能（古典音楽や古典舞踊、うちなーぐち、琉舞、琉球筝曲など）活動をする団体

子ども会育成連絡協議会【再掲】

体験学習を通した児童の健全育成、リーダー養成を目的とした活動などを実施する会

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 社会教育・生涯学習活動の支援

誰もが参加することのできる、学びのきっかけや学びの場を提供します。また各種団体やサークルなど村民の主体的な活動については、活動場所や生涯学習フェスティバルのような発表の場の提供等の支援を行います。

主な取組み	所管課	指標分類
村民ニーズに対応した講座や教室の開設及び拡充	生涯学習課	II
各種団体やサークル、講座受講生の成果の発表や活用の場の創出	生涯学習課	III
自主的な文化活動の支援拡充による、村文化協会や各文化団体の体制強化	生涯学習課	III
放課後子ども教室等による学校施設の活用検討	生涯学習課	IV
村民の学習拠点としての護佐丸歴史資料図書館の機能の充実と情報発信の強化	生涯学習課	I

2. 団体間連携・交流の促進

社会教育団体の育成支援や村内の各種活動団体間の連携・交流支援を行い、各団体がより充実した活動が出来るよう支援します。

主な取組み	所管課	指標分類
社会教育団体の育成支援及び社会教育推進体制の強化のための各種団体間の連携・交流支援	生涯学習課	III

指標		基準値	中期目標 (R11)	最終目標 (R15)
生涯学習講座・教室数（講座数）	II	11 件	14 件	15 件
護佐丸歴史資料図書館への来館者数	I	50,659 人/年	57,000 人/年	61,700 人/年

施策5 生涯にわたる学びの機会を創出します

分野5-2 学習拠点の整備



■現状と課題

本村における主な学習拠点は、護佐丸歴史資料図書館及び吉の浦会館、吉の浦公園施設となっています。護佐丸歴史資料図書館については、新型コロナウイルスの影響を除けば、来館者は年々増加していますが、特に人口増加の著しい南上原地区などからのアクセス改善を求める声も多くあるほか、吉の浦会館や吉の浦公園の施設は老朽化等による対応や備品の充実が急務となっており、本村の生涯学習拠点として更なる充実が求められています。さらに公共施設は役場周辺の平坦部に集中しているため、それ以外の地域での交流を可能とする場所の提供が必要となっています。



護佐丸歴史資料図書館



吉の浦会館

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 活動拠点施設の整備・拡充

村内の人口増加と活動に対するニーズの多様化に対応するため、既存の拠点施設の計画的な整備、更新や新たな拠点施設の検討を進めています。

主な取組み	所管課	指標分類
村民の様々な活動の拠点となる施設の充実	生涯学習課	III
自治公民館を活用した生涯学習における事業支援	生涯学習課	IV

施策5 生涯にわたる学びの機会を創出します

分野5-3 生涯スポーツの推進



■現状と課題

本村では、これまで吉の浦公園を中心としてスポーツにおける講習会や教室等を開催してきましたが、コロナ禍を契機に参加者数が減少しており、依然としてコロナ禍以前の参加者数には達していません。近年では、全国的に中学校等の部活動において外部指導者や部活動指導員を導入する動きも高まっていることから、村体育協会や社会体育団体への支援を行うことで、指導者の育成に対する期待も高まっています。さらに村が誘致を行っているスポーツキャンプの際の交流会などにより、村民のスポーツへの参加・体験の機会を創出する必要があります。



サッカーキャンプ交流会



陸上教室

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 生涯スポーツの推進

村民ニーズをふまえた教室やイベントの開催により生涯スポーツを推進します。また、各種関連団体への支援により、スポーツ団体の育成に努めます。

主な取組み	所管課	指標分類
村民ニーズに応じた教室やイベント等の開催による生涯スポーツの推進	生涯学習課	II
村体育協会や団体への支援拡充と、スポーツ団体の育成	生涯学習課	II

指標		基準値	中期目標 (R11)	最終目標 (R15)
スポーツ教室数	II	4 件	4 件	4 件
補助実績	II	3 件/年	3 件/年	3 件/年

施策6 多様性を尊重し自分らしく暮らせる村をつくります

分野6-1 人権の尊重と男女共同参画の推進



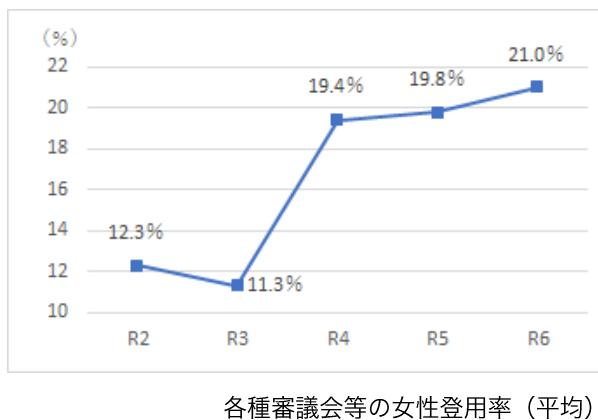
■現状と課題

世界的に多様性、人権、インクルーシブなどへの意識の高まりがみられ、沖縄県では「差別のない社会づくり条例」施行や、弁護士等の専門家による啓発活動や相談窓口設置等の取組みを進めています。しかし、特にインターネットやSNSによって匿名性の高い情報発信が可能になったことなどから、ネット空間を介した人権侵害やヘイトスピーチ等が、未だ大きな社会問題となっています。

本村でも人権擁護委員の活動支援や学校における人権問題等に取組みを進めていますが、人権に対する課題は対象も内容も多岐にわたることから、庁内での体制を整理し効果的な取組みを進める必要があります。

また、近年では女性活躍社会への取組みも進められており、沖縄県でも「男女共同参画計画」や「性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）」等により取組みを進めていることから、本村でも誰もが個性と能力を發揮しできるよう取組みを進めていく必要があります。

■データ



■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 人権の尊重

学校等も含めたあらゆる場を通じて人権や多様性についての理解や尊重を促すとともに、多様な主体と連携した相談、支援体制の強化に取組みます。

主な取組み	所管課	指標分類
人権や多様性についての尊重と理解の促進	福祉課	IV
人権問題に対する啓発活動の実施	福祉課	III
多様な主体と連携した相談・支援体制の強化	福祉課	III

2. 男女共同参画の推進

情報発信や啓発活動を行うことにより男女共同参画への意識醸成を図ります。またワーク・ライフ・バランスの実現などあらゆる分野における男女共同参画を推進します。

主な取組み	所管課	指標分類
男女共同参画基本計画策定に向けた調査・研究	総務課	III. II

指標	基準値	中期目標(R11)	最終目標(R15)
各種審議会等の女性登用率（平均）	II	21.0%	21.0%

【用語解説】

インクルーシブル

さまざまな背景（障がいの有無や国籍、年齢、性別など）を持つあらゆる人が排除されないこと

性的マイノリティ

同性愛者や両性愛者、トランスジェンダー、性同一性障がいなど、性のあり方が少数派であることを意味する言葉

ヘイトスピーチ

人種、出身国、民族、宗教、性的指向、性別、容姿、健康（障がい）などに基づいて、個人または集団を攻撃、脅迫、侮辱する発言や言動のこと

SNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活のバランスが取れた状態のこと

施策6 多様性を尊重し自分らしく暮らせる村をつくります

分野6-2 地域共生社会の推進



■現状と課題

村内では護佐丸歴史資料図書館の建設や役場庁舎の新築移転など、公共施設の整備が進んでいます。新しい公共施設については、障がいのある人や高齢者等にとって使いやすい整備が行われていますが、古くなった施設の中にはそれらが十分ではないものが残っています。

また、役場や公共施設の窓口やホームページ、SNS等における情報発信やコミュニケーションについても、必要とする人に確実な情報が届くよう、全職員が障がい等に対する知識を持ち、情報伝達における配慮を行うことが必要です。

このように、様々な困難を抱える人達において、外出するという事に対するハードルを下げることのできる整備が求められています。またユニバーサルデザインの考え方に基づき、公共施設だけでなく、公共サインや広報、ホームページなどの情報発信ツールについても検討を行っていく必要があります。

■関連計画

『第2次中城村地域福祉推進計画～とよむ福祉プラン

(令和4年2月/福祉課・社会福祉法人 中城村社会福祉協議会)』

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 地域共生社会の推進

誰もが安心して公共施設や公共交通を利用し、活動に参加できるよう、公共施設、公園等のバリアフリー化を進めるなど、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりに取り組みます。また、情報発信やコミュニケーションについても、必要な情報が十分に伝わるよう、配慮します。



多目的トイレ

主な取組み	所管課	指標分類
公共施設におけるユニバーサルデザインの促進	総務課 こども課 教育総務課 生涯学習課	IV
情報発信に困難を抱えている人に対する伝達方法の検討	全課	III
誰もが安心して活動に参加するための施設整備及び機能拡充による利用促進	全課	III



役場前の思いやり駐車場

【用語解説】

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いにかかわらず、出来るだけ多くの人々が利用できることを目指した建築・製品・情報などを設計するという考え方

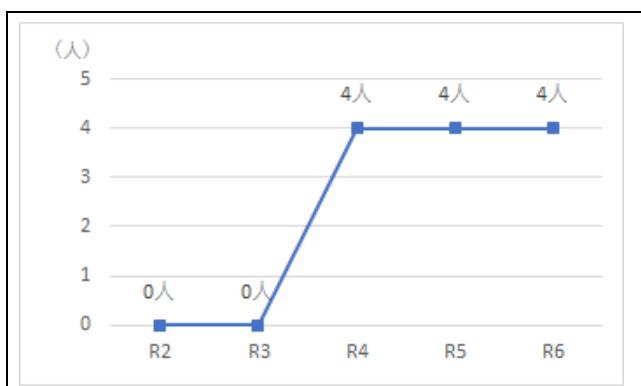
分野7-1 平和行政の推進



■現状と課題

本村では昭和60年に「中城村非核宣言」を行い、核の廃絶と恒久平和の確立を目指すという姿勢を明確にしています。令和7年には、毎年8月17日を「中城村平和の日」とすると定め、戦後80年を迎える戦争体験者が減る中、沖縄戦の実相を継承し平和の大切さを考える日として制定しました。毎年開催されている中城村全戦没者慰靈祭に加え、中城平和の日の行事も戦争に対する正しい理解と平和意識の高揚のためにも、継続して行われていく必要があります。教育の分野においては戦争を知らない世代が大半を占めるようになってきたこともふまえ、全ての世代へ向けた平和教育や知る機会の創出が求められており、戦跡遺跡の適切な保全と教育への活用が必要です。また、沖縄県は米軍基地の約75%が集中しており、その中で米軍基地の所在しない村でありながら、普天間飛行場離発着の米軍航空機等飛行ルートであるがゆえの騒音問題など住民の日常生活における課題も多くあることから、普天間飛行場の早期返還など米軍基地問題解決への取組みも必要です。

■データ



平和派遣事業の派遣人数



中城村非核宣言



中城村全戦没者慰靈祭

【用語解説】

戦争遺跡

中城村内の沖縄戦(一部日露戦争や日独戦争も含む)に関する遺跡

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 平和事業の展開

講演会や企画展、各種広報活動の展開により、平和教育、平和学習の機会を創出し、村民の意識高揚を図ります。

主な取組み	所管課	指標分類
平和事業や各種広報活動の拡充による平和学習の機会の創出	企画課	III
小中学校での平和教育の推進	教育総務課	III

2. 関連施設の保全・活用

村内に残る平和記念施設や戦争遺跡については、適切な保存に努めるとともに、平和学習における資源としての活用を図ります。

主な取組み	所管課	指標分類
戦争遺跡の適切な保存と、平和学習資源としての活用	生涯学習課	III

3. 基地問題の解決

騒音等の基地問題の解決に向けて、関係機関と連携した取組みを進めていきます。

主な取組み	所管課	指標分類
騒音等の諸問題の解決に向けた取組み	企画課	IV

中城村非核宣言

世界の恒久平和を実現することは、人類共通の願いである。しかるに今日、世界的な規模で核軍拡競争が激化し、人類はかつてない核戦争の脅威にさらされている。こうした事態のもとで、核戦争から人類の滅亡を拒む世界の人々は核廃絶と平和を求めて立ち上っている。

中城村民は、世界唯一の核被爆国民として、また、第二次世界大戦において日本国内で唯一の悲惨な地上戦を体験した沖縄県民として、全ての戦争を否定し、人類の生存を脅かす核の廃絶を世界の全核保有国に強く求めるものである。

これは、平和を希求するわれらの総意であり、人類の生存を確実にするために、われらに課せられた歴史的使命である。

よって、中城村民は、平和に生きる権利を真に自らのものにするために、核の廃絶と恒久平和の確立をめざして全力を尽くすことをここに宣言する。

昭和60年7月29日

中城村

目指す村の姿3

豊かな自然と歴史文化を守り継承します

基本施策8 中城の美しい自然環境を保全します

分野1 自然環境の保全 61

基本施策9 地球環境に配慮した取組みを推進します

分野1 ゴミ減量とリサイクルの促進 62

分野2 気候変動への対応 64

基本施策10 文化財を保存・継承します

分野1 歴史環境の保存・活用 66

分野2 伝統文化・民俗芸能の継承 68

分野3 住民意識の高揚及び周知啓発 69

施策8 中城の美しい自然環境を保全します

分野8-1 自然環境の保全



■現状と課題

丘陵斜面域および台地地域に分布する森林は、本村の自然景観を特徴づけており、水源涵養や村土保全及び動植物の生息環境の形成など重要な機能を果たしています。また、中城湾に面した海岸域は海浜及び沿岸海域の自然景観を形成しています。

しかし、近年では、想定を超える大雨等による災害の危険性も高まっており、特に広大な斜面緑地を有する中城においては、集中豪雨の際に土砂崩れが発生している状況もあることから、災害を未然に防ぐという観点での自然環境の維持が求められます。

将来にわたってかけがえのない自然を守り育て、共有財産として受け継ぐことを目指し、身近な自然に親しむ機会を創出し、環境保全への意識高揚に努める必要があります。

■関連計画

『中城村森林整備計画』（令和4年3月/産業振興課）

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 環境保全の推進

環境保全を確実に進めるために、実態把握、保全・再生の方針検討、取組みの実践を段階的に推進します。また、現状において実施している取組みについては、今後も継続していきます。

主な取組み	所管課	指標分類
自然環境の実態把握と動植物の適切な保全	産業振興課	IV
斜面緑地・農地周辺・海辺の適切な保全・再生	産業振興課	IV
海岸や河川の環境保全	住民生活課 産業振興課 都市建設課	IV
緑のネットワークの創出	産業振興課 都市建設課	IV
丘陵斜面域の森林保全・育成による地すべり防止や、新規開発の抑制	産業振興課	IV
海岸地域における防風・防潮林帯の造成による防災機能の強化	産業振興課	IV

2. 環境教育の推進

学校教育の現場や生涯学習との連携の中で、体験を通して中城の自然環境を知り、理解するためのプログラムを実践します。

主な取組み	所管課	指標分類
自然環境や生活環境の保全に向けた環境教育の実施	住民生活課	II

指標	基準値	中期目標(R11)	最終目標(R15)
小中学校への講座の実施回数	II	1回/年	1回/年



斜面緑地



中城湾に面した海岸線

施策 9 地球環境に配慮した取組みを推進します



分野 9-1 ゴミ減量とリサイクルの促進

■現状と課題

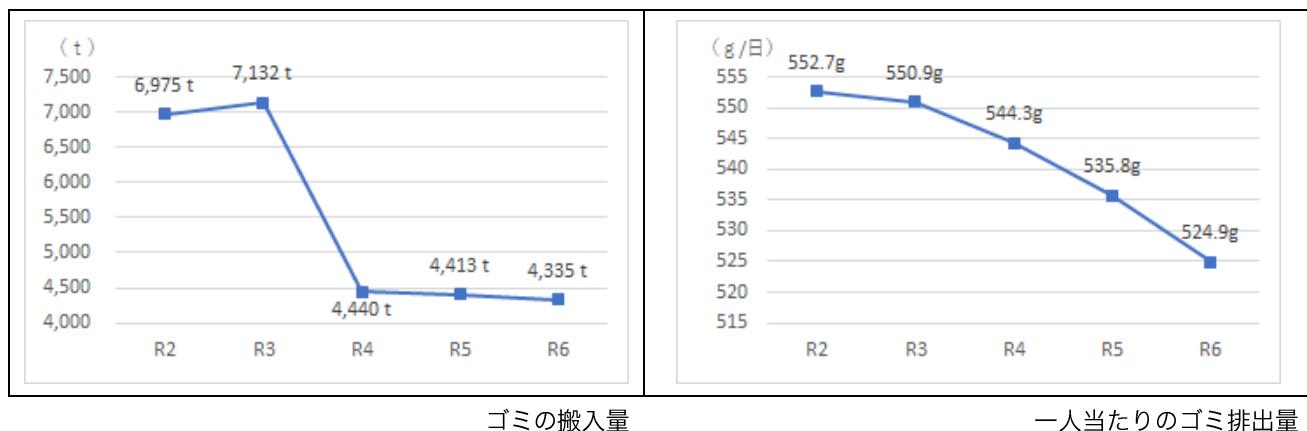
ゴミ対策は、村民の日常生活に密接してきめ細かな施策需要が高く、これまで収集システムの改善や円滑な処理体制の強化などを推進してきました。令和3年度までは、新型コロナウイルスによる外出自粓の影響もあり、ゴミの搬入量は増加傾向にありました。令和4年に指定ゴミ袋、粗大ごみ処理券、処理場への自己搬入の金額が上がったことや、生ごみの自家処理についての普及により令和4年度以降、搬入量、一人当たりのゴミの排出量ともに減少傾向となっています。また、産業廃棄物等の不法投棄については、パトロールの強化等により対策を進めていますが、未だ大きな課題であることは否めません。

一方で、令和11（2029）年度に広域処理施設の供用開始が予定されており、処理能力の向上による対応が期待されるところですが、ゴミの排出量を減らしていくという観点で、村民の意識啓発や取組みを拡充していくことも重要です。村民ニーズに即した収集の仕組みへの調整や、自家処理、リサイクルの促進に向けた取組みのさらなる拡充が求められます。

■関連計画

『中城村一般廃棄物処理基本計画』（平成30年3月/住民生活課）

■データ



【用語解説】

自家処理

一般廃棄物を家庭などで自ら処理すること。生ごみを堆肥にしたり家畜の飼料としたりする場合など。

3R

Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の総称。ゴミの発生を抑制する、何度も使う、再資源化することでゴミを減らす取組みのこと

生ごみ処理機

乾燥または微生物による分解によって、生ごみを減量化及びたい肥化させる機器。購入に対して助成金制度を設けている自治体も多い。

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. ゴミ減量対策の推進

3Rによるゴミ減量化への意識高揚と自家処理の促進という2つの取組みをさらに強化していきます。

主な取組み	所管課	指標分類
ゴミの減量化に対する意識高揚	住民生活課	I
生ゴミ処理機等の導入による自家処理の促進	住民生活課	II

3. リサイクルの促進

分別収集を推進し、缶、ペットボトル等の資源物の再資源化や再利用可能な家具等について、譲渡の取組みを進めています。

主な取組み	所管課	指標分類
分別収集の推進及びゴミの減量化のための具体的な施策の検討	住民生活課	III

指標		基準値	中期目標 (R11)	最終目標 (R15)
一人当たりのゴミ排出量	I	524.9g/日	505g/日	490g/日
生ゴミ処理機・コンポスト容器購入補助金申請件数	II	18件/年	15件/年	15件/年

2. ゴミ処理施設の効率的な運用と維持管理の推進

ゴミ処理量の動向をふまえ、現有処理施設の維持管理を徹底し、効率的な事業運営を推進します。

主な取組み	所管課	指標分類
ゴミ処理施設の適切な維持管理の継続	住民生活課	IV



ゴミ処理施設（青葉苑）

4. 不法投棄への対応

廃棄物の不法投棄に対する監視を強化し、監視カメラの運用や必要に応じてパトロールを実施しながら、景観保全や環境美化に努めます。

主な取組み	所管課	指標分類
不法投棄の監視強化に向けた体制・設備の強化	住民生活課	II

指標		基準値	中期目標 (R11)	最終目標 (R15)
不法投棄監視カメラの稼働数	II	18台	21台	25台

5. 周辺市町村との連携強化

安定的かつ効果的な廃棄物処理を継続するため、新たな処理施設の整備を推進するとともに、災害時等の近隣市町村との連携を強化します。

主な取組み	所管課	指標分類
円滑なゴミ処理のための仕組みの確立	住民生活課	IV
災害時等のゴミ処理における近隣市町村との連携強化	住民生活課	IV

施策 9 地球環境に配慮した取組みを推進します



分野 9-2 気候変動への対応

■現状と課題

気候変動は既に全世界的に大きな課題となっており、近年では日本でも集中豪雨、猛暑日の増加、平均気温の上昇等が多発しています。気候変動への対応は、温室効果ガス排出を減らす「緩和」と、気候変動の影響に備え被害を軽減する「適応」の2つの柱が重要です。緩和は省エネや再エネ、公共交通機関の利用等、適応は熱中症対策や気候変動に対応した農業などを差し、日本は2050年カーボンニュートラルを目指して国・企業・個人それぞれが「緩和」と「適応」の両面から具体的な対策を進めています。

気候変動への対策は、個人、企業、自治体、国家等がそれぞれの立場で取組みを進めていく必要があり、本村においても、村民の気候変動に対する意識醸成を皮切りに、次世代のエネルギー導入に向けた検討を進めていかなければなりません。

■関連計画

『中城村地球温暖化対策実行計画』(平成29年3月/住民生活課)

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 再生可能エネルギーへの取組み推進

中城に適した再生可能エネルギーの導入検討と、再生可能エネルギー導入に対する支援に向けた検討を行います。

主な取組み	所管課	指標分類
本村に適した再生可能エネルギーの把握と積極的な導入	企画課 住民生活課 産業振興課 教育総務課 生涯学習課	IV

2. 脱炭素社会へ向けた取組みの推進

暮らしの中で実践できる脱炭素への取組みを広く村民に周知し、理解を深めていきます。

主な取組み	所管課	指標分類
脱炭素ライフスタイルの実現に向けた村民意識の啓発	住民生活課	II

指標	基準値	中期目標(R11)	最終目標(R15)
広報の実施回数	II	2回/年	2回/年



役場庁舎の屋上に設置された太陽光パネル

【用語解説】

新エネルギー

非化石エネルギー源のうち、技術的には実用段階であるが経済的な理由から普及が十分に進んでおらず、利用促進を図るべきエネルギー源。新エネルギーは再生可能エネルギーの中に含まれる位置づけになる。

再生可能エネルギー

非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの。(例:太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスなど)

写真など

写真など

施策 10 文化財を保存・継承します

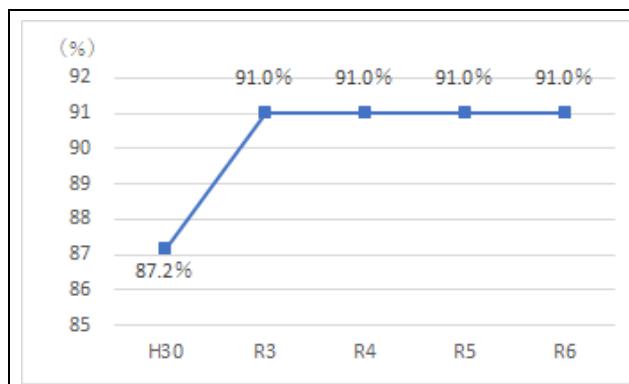
分野 10-1 歴史環境の保存・活用



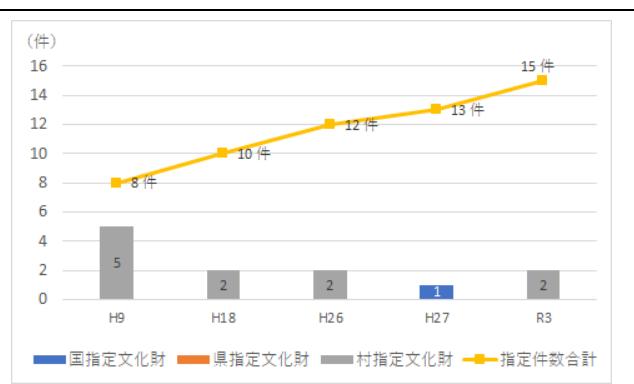
■現状と課題

中城における文化財については、これまで調査研究や整備が行われていますが、国の史跡であり世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の構成資産でもある「中城城跡」や、同じく国の史跡である「中城ハンタ道」の保存・活用が行われています。中城城跡については、令和5年度に「史跡中城城跡保存活用計画」が策定され、現在はその整備に向けた計画の策定も進んでいます。また、中城城跡やハンタ道以外にも、新垣グスク、ペリーの旗立岩、護佐丸の墓などの優れた文化財が遺存しており、いずれも先人から受け継がれた中城の重要な共有財産です。さらに、集落内に残る御嶽や拝所などの祭祀空間等は、集落における暮らしに密着しており、古くから中城の「とよむ」を支える基盤となっていました。今後は、こうした文化財の保存・活用に向けた取組み体制をさらに強化することで、情報を広く発信し、村民にその価値を伝えていくことが重要になってきます。そして、文化財のみならず、周辺環境を含めた歴史的風致の保全という視点から、包括的に歴史・文化を守っていく取組みへと展開させていく必要があります。

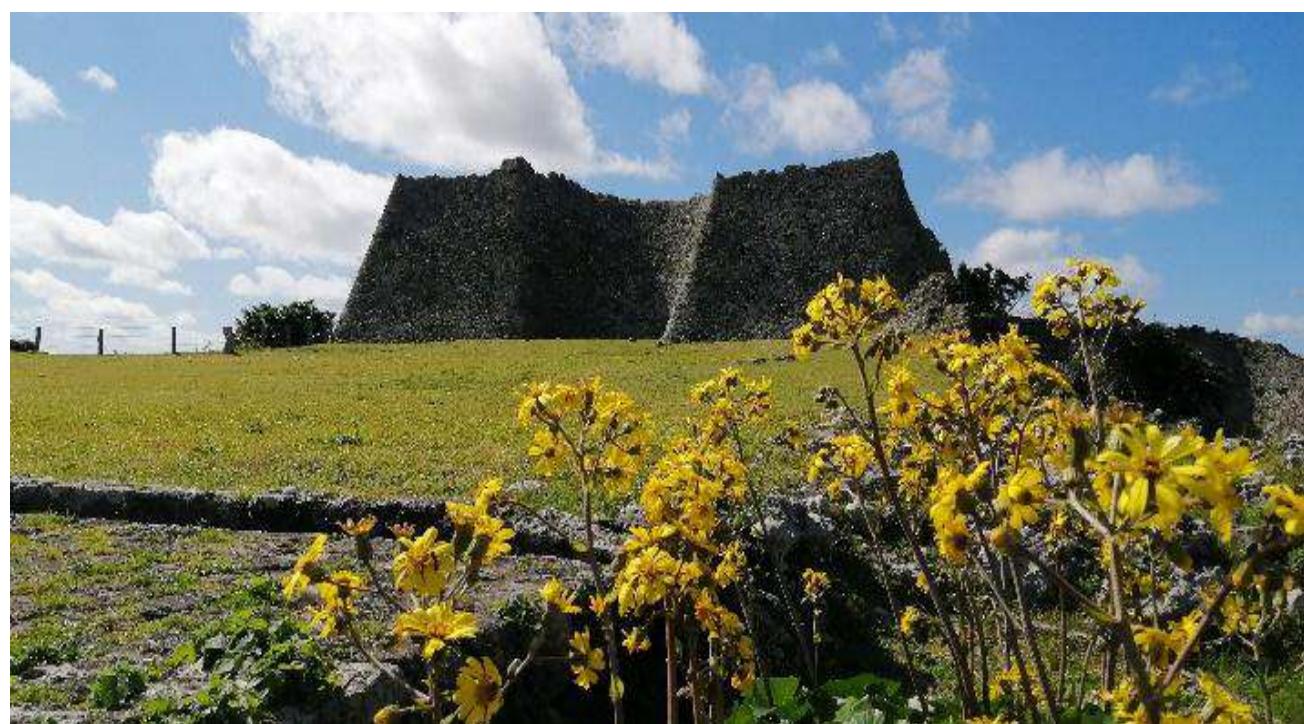
■データ



指定史跡範囲における公有化率 (R1.R2 はデータなし)



村指定文化財件数 (指定のあった年のみ記載)



世界遺産中城城跡

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 学術調査・研究活動の推進

文化財の歴史的、学術的な調査・記録・研究活動を継続して進め、文化財保護への取組みを強化するとともに、これらの成果を適切に発信していきます。

主な取組み	所管課	指標分類
文化財保護の取組み強化のための調査・研究活動の継続	生涯学習課	III
中城城跡周辺の発掘調査、歴史民俗資料に関する調査研究の継続	生涯学習課	III
ハンタ道周辺の発掘調査、歴史民俗資料に関する調査研究の継続	生涯学習課	III

3. 関係機関と連携強化

県や関係市町村、各種民間団体のネットワーク化を推進し、保存活用における多面的な展開を目指していきます。

主な取組み	所管課	指標分類
関係機関との連携による計画的な保存整備事業の継続と広域連携を視野に入れた活用の促進	生涯学習課	III
団体間及び広域的な文化活動のネットワーク化の促進による新たな文化創造	生涯学習課	III

2. 文化財及び周辺の計画的な保存整備の推進

中城城跡及び中城ハンタ道については保存活用計画に基づく計画的な保存整備事業を継続していきます。また、村内に分布する数多くの歴史資源については、これらを取り巻く歴史的環境や美しい自然環境を含めた保存活用を推進するとともに学習、観光、歴史文化の情報発信拠点の整備をお検討します。

主な取組み	所管課	指標分類
中城城跡周辺の計画的な保存整備の継続	生涯学習課	III
中城ハンタ道の計画的な保存整備の推進	生涯学習課	III
中城ハンタ道の公有化事業の推進と周辺一帯の国指定文化財追加指定へ向けた取組み実施	生涯学習課	III
村内に分布する歴史資源の保全	生涯学習課	I
文化財の保護・継承のための活用・整備の推進	生涯学習課	III
調査成果の常設展示と歴史学習の場となる拠点（ガイダンス施設）の整備	生涯学習課	IV
集落の立地特性や集落内の文化財、樹木等の保全と環境整備	生涯学習課	III

指標	基準値	中期目標（R11）	最終目標（R15）
村指定文化財件数	I	11 件	14 件

【用語解説】

公有化

土地などを国や公共団体が所有すること
保存活用計画

文化財の保存活用計画は各市町村において取り組んでいく目標や取組みの具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプラン。

分野 10-2 伝統文化・民俗芸能の継承



■現状と課題

伊集の打花鼓、津霸の獅子舞などをはじめとする地域独自の伝統文化・芸能に関しては、その地域のアイデンティティを支える重要な柱として継承されてきました。しかし、コミュニティ意識の希薄化や担い手の不足を背景に、その継承が困難になってくるものが出てくることが予想されます。現在では、中城文化まつりでの発表や、兄弟都市福智町への派遣において民俗芸能を上演する等、周知活動を行っているが、今後は地域の負担も軽減しつつ、指導者等の人材育成や公演の機会創出などに取り組んでいくことが重要になります。さらに、長期的な視点での継承という側面においては、地域の無形文化財に対する記録編纂を実施し、次世代に残していくためのアーカイブにも取り組む必要があります。

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 伝統芸能や風習に関する調査や記録

伝統芸能等についての文献調査、聞き取り調査を継続し、記録編纂を行うための体制を強化します。また、調査結果については勉強会や展示会等を通じて、地域へ発信します。

主な取組み	所管課	指標分類
村内の民俗芸能の記録編纂体制の強化及び結果の地域への還元	生涯学習課	Ⅲ
情報発信システム構築への取組み検討	生涯学習課	Ⅲ

2. 地域芸能を担う団体への支援

各種団体の育成を支援するとともに、自主的な文化活動の推進体制を強化するとともに、若い世代の担い手を増やしながら、継続的な地域文化の発展に努めます。

主な取組み	所管課	指標分類
村民ニーズに対応した多様な文化事業の拡充	生涯学習課	Ⅲ
若い世代の担い手増加と継続的な地域文化の発展	生涯学習課	Ⅲ



民俗芸能（伊集の打花鼓）



民俗芸能（津霸の獅子舞）

【用語解説】

アイデンティティ

心理学における概念で自己同一性。

無形文化財

演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上または芸術上価値の高いもの。

アーカイブ

一般的には保存記録等と訳されるが、ここでは公共性が高く、のちに重要性をもち得る記録や資料を、まとめて保存・管理する施設や機関および事業のこと。

施策 10 文化財を保存・継承します

分野 10-3 住民意識の高揚及び周知啓発



■現状と課題

有形無形に限らず、文化財の保存・継承における最大の課題は、当事者である村民の認知度、理解度の不足です。本村では、「中城ごさまる科」の取組み等によって、子どもたちが歴史文化及びその価値について学ぶ機会が設けられています。しかし、ここ10年の急速な人口増加により、中城の歴史や文化を知らない新しい村民が大幅に増加していることもあり、相対的には歴史・文化に対する村民意識の低下は進行していると考えられます。

まずは、自分たちが住む村の歴史や文化に興味を持つてもらうことが重要であるため、歴史環境や伝統文化・民俗芸能といった文化財の存在を知ってもらうためのPRを充実させ、さらには村民のみならず、広く村内外にその価値を伝えていくことが必要です。

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 歴史文化に触れる機会の創出

文化財を活用した各種イベント等を積極的に開催し、これまで文化財に触れる機会のなかつた人たちを巻き込みながら、歴史文化を体験する機会を提供していきます。

主な取組み	所管課	指標分類
歴史・文化の掘り起こしによる新たな発見機会の創出と運営	生涯学習課	Ⅲ

戦略的な広報を実施することで、わかりやすい情報を広く中城内外に届けていきます。

また、講座等に加え、案内板、解説版の整備等も充実させながら、学習機会を創出します。

主な取組み	所管課	指標分類
保護意識高揚のための文化情報の整備と定期的な周知広報	生涯学習課	Ⅲ
文化財学習をはじめとした多様な文化活動への参加機会の創出	生涯学習課	Ⅲ



護佐丸歴史資料図書館での企画展



こどもガイドによる文化財巡り

目指す村の姿4

安定したまちの基盤をつくります

基本施策11 全ての人が快適に生活できるまちの基盤を整備します

分野1	均衡のとれた土地利用の推進	72
分野2	公共施設の整備	73
分野3	道路整備の推進	74
分野4	公共交通の拡充	76
分野5	雨水排水の強化	78
分野6	上下水道の充実	80

基本施策12 暮らしやすい住環境と美しい景観を創出します

分野1	住環境の向上	82
分野2	公園緑地の管理	83
分野3	景観の形成	84
分野4	墓地対策の推進	85

施策 11 全ての人が快適に生活できるまちの基盤を整備します

分野 11-1 均衡のとれた土地利用の推進



■現状と課題

護佐丸歴史資料図書館や役場新庁舎の整備が完了し、保育所の新設や中城中学校の移転等の機能集積が進む「タウンセンター」において、中城村役場周辺地区計画が決定され、計画に基づく良好な市街地形が進んでいます。前期総合計画策定時におけるまちづくりアンケートにおいても「新しいまちの整備」は道路環境整備に継ぐ高い値となっています。一方で、中城に対する居住ニーズは、依然として一定の高さを維持しており、今後も宅地の安定的な供給が求められるものの、南上原地区における土地区画整理事業についてはほぼ完了を迎え、新たな土地利用施策の実施が必要となってきます。

こうした本村の土地利用を取り巻く状況の中で、新しい視点での土地利用の推進を検討していく段階に入ってきており、西原道路などの道路整備を契機とした新規市街地の形成検討、国道 329 号西原バイパスの整備、また久場・泊の特定保留地の市街化編入など、均整の取れた土地利用の推進を図っていかなければなりません。さらに、都市計画法の施行以来、開発を抑制されてきた村土の有効利用が可能となるよう、新たな都市計画の枠組みに向けた検討を進めていくことが必要です。

■関連計画

『中城村景観計画』(平成 24 年 3 月/都市建設課)

『中城村商業施設誘致促進基本構想』(令和 3 年 11 月/企画課)

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 新しいまちづくりの検討

将来的な居住ニーズ動向や新たな産業誘致といった複合的な課題に対応するために、土地利用の見直しを行います。また、公共施設の跡地利用や役場庁舎周辺の拠点整備を進めることで、中城の新しい賑わいを形成していきます。さらに、西原町小那霸工業団地に隣接する国道 329 号西原バイパス整備地区周辺においては、道路整備に伴い、産業誘致に向けた土地利用方針の整理・基盤整備の検討を行います。

主な取組み	所管課	指標分類
新たな土地利用の導入による市街地形成等の検討	都市建設課	IV
公共施設の跡地利用の検討	総務課・都市建設課	III, IV
豊かな暮らしサービス拠点整備の推進	都市建設課	III
地区計画を活用した新たなまちづくりの検討	都市建設課	III
国道 329 号西原バイパス周辺地区の産業誘致に向けた土地利用方針の整理・基盤整備の検討	都市建設課 産業振興課	III

2. 多様な都市計画のあり方検討

北中城村との共同のまちづくり計画を含め、那覇広域都市計画区域から中部広域都市計画区域への移行等、多様な都市計画のあり方についての検討を進めます。

主な取組み	所管課	指標分類
中部広域都市計画区域への移行に向けた検討	都市建設課	III

【用語解説】

タウンセンター

広域圏を対象に多機能な機能をあわせもつ。生活機能と商業機能を融合させることによって中心市街地の活性化を促す複合業態のこと。

土地区画整理事業

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

地区計画

それぞれの区域の特性にふさわしい良好な環境の街区を形成するための決定されるもの。都市計画法による。

施策 11 全ての人が快適に生活できるまちの基盤を整備します

分野 11-2 公共施設の整備



■現状と課題

現在中城村内においては公共施設の建て替え、整備が進んでおり、中城小学校、津霸小学校は令和7年度末で立て替えが完了、中城中学校は令和10年度に建て替えが完了する予定となっています。今後は、移転整備による旧役場跡地、旧中城中学校跡地、旧北上原分校跡地等の公共施設の跡地活用についても、村民ニーズに沿った新たな施設整備を検討していかなければなりません。さらに、その他の既存施設については、長寿命化の観点から、適切な維持管理を継続的に実施しつつ、必要に応じて新しい施設の整備検討を行っていくことが必要です。

■関連計画

『中城村公共施設等総合管理計画』（令和4年3月/総務課）



中城村役場



吉の浦会館

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 新たな公共施設の整備

子どもの増加や、今後想定される高齢者の増加等によって顕在化が予想される村民ニーズを把握し、それらに対応した公共施設の整備を検討します。

主な取組み	所管課	指標分類
村民ニーズ等に応じた公共施設の整備	総務課 福祉課 こども課 都市建設課 教育総務課 生涯学習課	IV

2. 既存施設の適切な維持管理の推進

既存施設については、必要に応じて定期保全等のメンテナンス手法を導入し、積極的に長寿命化を図っていきます。

主な取組み	所管課	指標分類
公共施設の適切な維持管理の推進	総務課	IV

【用語解説】

長寿命化

老朽化等が懸念される公共施設について必要な修繕等を施しながら、建物を使い続けること

施策 11 全ての人が快適に生活できるまちの基盤を整備します

分野 11-3 道路整備の推進

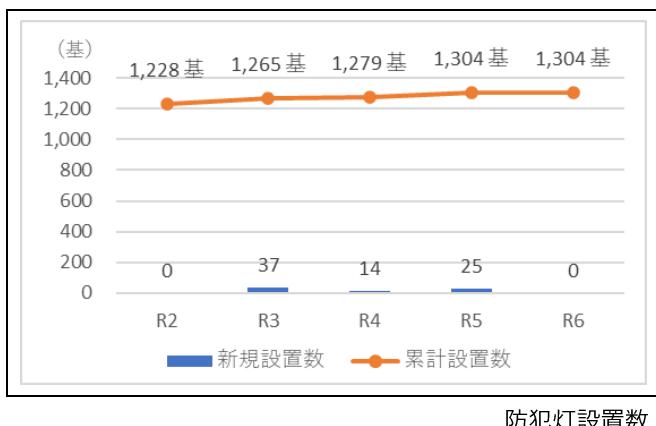


■現状と課題

今後の道路・交通網の整備拡充については、国道 329 号バイパスの整備が事業化され、現在沖縄県が主導で住民説明会や測量等が進められています。また（仮）宜野湾横断道路や（仮）中城 IC の計画が検討されるなど、広域道路ネットワークの構築に向けた動きが具体化しつつあります。

村道に関しては、道路機能の実情をふまえ、必要に応じた補修や維持管理を実施するほか、地域開発の動向や土地利用との整合性に配慮し、中長期的な計画に基づいた拡幅改良事業を推進する必要があります。特に、通学路をはじめとした歩行者の安全性及び快適性を担保するための道路環境づくりや、慢性化している県道 29 号線の渋滞緩和に向けた措置については、実現に向けて確実に取り組まなければなりません。

■データ



【用語解説】

広域道路ネットワーク

主要都市や物流拠点を結ぶ幹線道路のネットワークで高規格道路や国道などの主要道路がつながる交通基盤。

通学路安全プログラム

学校、教育委員会、道路管理者、警察等が合同で小学校の通学路の安全点検を行い、対策を実施することにより、児童が安全に通学できるようにすること。

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 道路施設の整備・維持管理の推進

維持管理や改良・舗装事業を主体に継続的に進めながら、「通学路安全プログラム」等を導入した通学路の安全対策や排水施設、街灯等の道路付帯施設の整備に取り組みます。また、必要に応じた新規路線整備や道路拡幅、橋梁の長寿命化に向けた対応を継続していきます。

主な取組み	所管課	指標分類
道路・歩道・排水施設・街灯等の整備・設置と維持管理の推進	都市建設課	III
通学道などの交通安全対策の推進	都市建設課	III
村道の整備・改良の実施	都市建設課	III
橋梁の長寿命化に向けた対応	都市建設課	III



渋滞が慢性化している村道奥間南上原線

2. 渋滞緩和にむけた取組の推進

県道 29 号線の渋滞緩和策については、右折レンジの設置や道路拡幅などの改良について、県と協議を継続します。

主な取組み	所管課	指標分類
県道 29 号線の渋滞緩和に向けた取組み	都市建設課	IV

3. 広域道路ネットワークの構築

計画されている国道 329 号西原バイパスや（仮）宜野湾横断道路の整備と連動しながら、広域道路ネットワークを強化します。

主な取組み	所管課	指標分類
広域道路ネットワークの構築	都市建設課	IV
国道 329 号西原バイパスの整備促進	都市建設課	III
（仮）宜野湾横断道路、（仮）中城 IC の整備促進	都市建設課	IV



国道 329 号西原バイパス

施策 11 全ての人が快適に生活できるまちの基盤を整備します

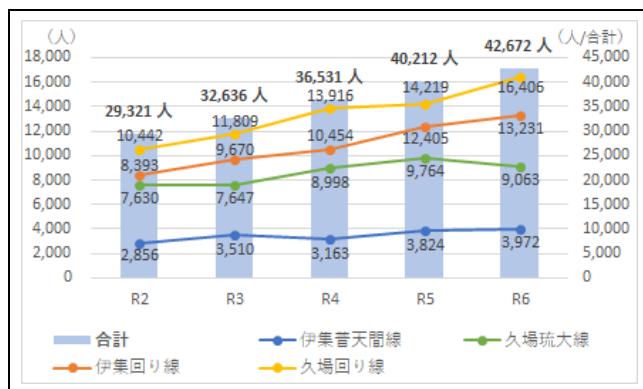


分野 11-4 公共交通の拡充

■現状と課題

村内の公共交通は民間路線バスに加え、護佐丸バスが広く利用されており、利用者数も順調に増加しています。しかし、通勤通学や通院、買い物などのバス需要は多岐にわたることから、路線網の拡充や見直し、運行ダイヤの改善、キャッシュレス等の支払方法の多様化などの要望が村民の声としては常にあり、また、今後は観光利用としても活用されることも期待されています。また、沖縄都市モノレールが浦添市まで延伸したことを受け、路線バスを含めた既存公共交通との接続についても、早急に対応を図るべき課題として挙げられます。村では令和 6 年度から地域公共交通計画の策定に取組んでおり、これらの課題解決に向け、県や周辺市町村等との連携を図りながら取組みを進めていくことが必要です。さらに、今日的な社会課題への対応として、渋滞緩和、健康づくりの観点から、自転車利用促進の取組みも必要となっており、令和 3 年度から行っている実証実験では利用者は順調に増加しているものの、中城村から那覇方面への利用者が圧倒的に多く、自転車の調整が追いついていないなどの課題も残っています。

■データ



護佐丸バス利用者数



護佐丸バス



シェアサイクル

【用語解説】

シェアサイクル

他人と自転車をシェア（共有）して、必要な時に、必要な時間、必要な場所まで利用する仕組みであり、新たな公共交通手段の 1 つとして位置づけられる。

地域公共交通計画

地域にとって望ましい公共交通ネットワークを明らかにし、まちづくりの取組みとの整合を確保する、地域公共交通のマスター プラン。

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 村内交通の利用促進

路線網や運行ダイヤの拡充、キャッシュレス決済の導入検討等、護佐丸バスの利便性を高めるための取組みを推進します。

主な取組み	所管課	指標分類
護佐丸バスの利便性向上と利用促進	企画課	I

指標	基準値	中期目標(R11)	最終目標(R15)
護佐丸バスの利用者数	42,672人/年	45,000人/年	47,000人/年

2. 広域的な公共交通の確保

路線バスや他市町村の公共交通機関との接続に向けて検討し、広域公共交通網への組み込みを進めます。

主な取組み	所管課	指標分類
護佐丸バスと他の公共交通との接続強化	企画課	IV
『地域公共交通計画』に基づく取組みの実施	企画課	III

3. 自転車利用の推進

シェアサイクルの台数及びステーションの拡充を図り、さらなる利用促進を目指します。

主な取組み	所管課	指標分類
シェアサイクルの利用促進	企画課	I

指標	基準値	中期目標(R11)	最終目標(R15)
ステーション設置箇所数	15箇所	17箇所	20箇所
シェアサイクル利用回数	7,526回	10,000回	12,000回



公共交通結節点イメージ

施策 11 全ての人が快適に生活できるまちの基盤を整備します

分野 11-5 雨水排水の強化



■現状と課題

近年における異常気象は、想定を超える雨量を伴う豪雨を発生させることも多くなっており、村内でも下地区を中心に内水氾濫が生じるなどの影響が大きくなっています。また、村の中心であるタウンセンター周辺は海拔が低く、自然流下での排水は抜本的に困難であることが分かっているため、今後は貯水池を作る等多方面からの検討を進めていく必要があります。さらに既存の道路付帯施設としての側溝と農地の排水施設については、所管課が都市建設課と産業振興課で異なるということや、それぞれの排水施設の整備年次が異なるため、エリアによって流末管の管径が異なる等、整備レベルに差があり、こうした状況も排水機能の確保という点においては大きな課題となっています。短期的には、既存の排水施設についての日常的な維持管理を徹底し、排水機能の維持に努めていくことが求められます。

さらに、長期的な観点で、流末処理など排水路ネットワークの整備・強化を実施し、効率的かつ安全な排水機能の確保を行っていく必要があります。



砂に埋もれた排水路



排水路の氾濫による道路冠水

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 排水機能の強化

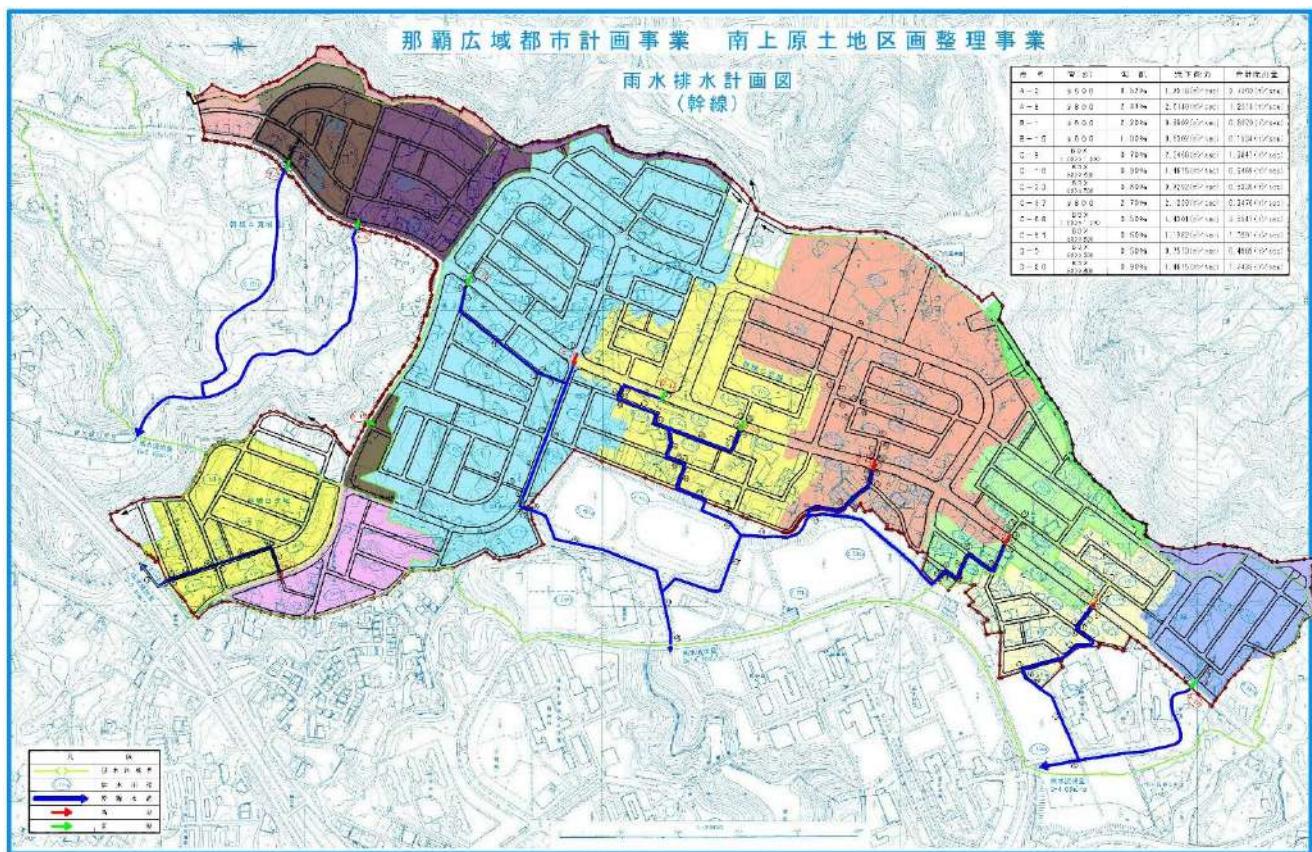
生活環境の改善を図るために、排水施設の整備や維持管理の強化を継続します。

主な取組み	所管課	指標分類
排水路ネットワークの整備検討	都市建設課 上下水道課	III
排水施設の維持管理の継続	産業振興課 都市建設課	III

【用語解説】

内水氾濫

下水道などの排水能力を超える降雨により発生し、あふれ出した雨水により建物や土地、道路などが浸水した状態。



雨水排水計画図 (南上原土地区画整理事業)



雨水マンホールの蓋

施策 11 全ての人が快適に生活できるまちの基盤を整備します

分野 11-6 上下水道の充実



■現状と課題

上水道については、マッピングシステム導入が完了し、今後は流量監視システムの構築を進めることで、老朽化の早期発見・対策が可能になるなど、安定供給と維持管理費の削減という観点での取組みが進められています。今後は、地震等の災害時における供給機能の維持という観点から、耐震化も計画的に進めていくことが求められます。

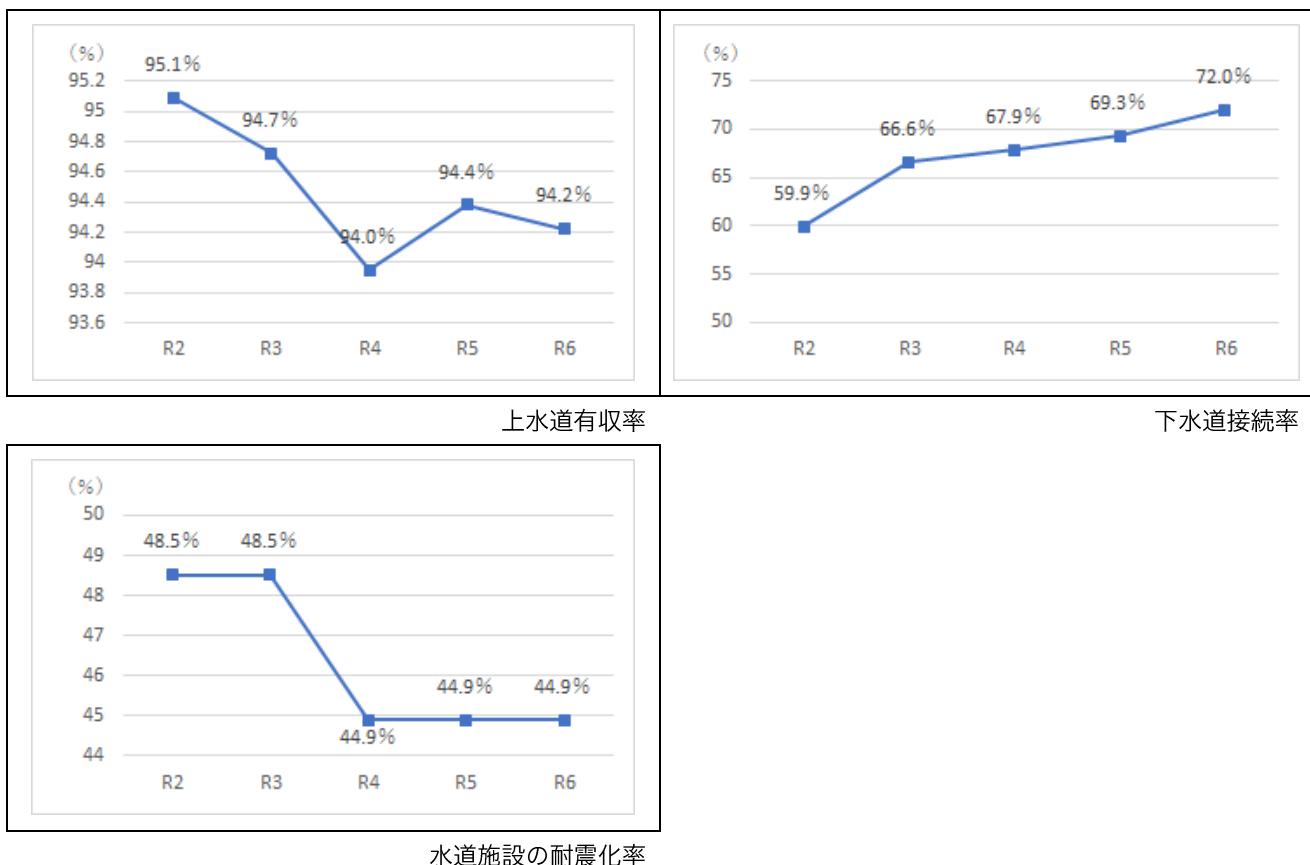
下水道整備については、人口密集地である南上原地区を優先的に推進してきましたが、その整備もほぼ完了し、村全体としても整備率が50%を超えてきました。下水道への接続率も順調に増加していることから、今後も広報等を行いながら計画にそって整備を進めていく必要があります。

さらに、一人当たりの一日の給水量は減少傾向にあることから、限りある水資源の活用という観点から、今後も引き続き村民の節水意識の高揚を図ることが必要です。また、公共施設整備における雨水の集水・貯水及び利活用など節水型の水利用システムの導入を積極的に検討していく必要があります。

■関連計画

『中城村水道事業ビジョン』(平成29年3月/上下水道課)

■データ



■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 上下水道施設の維持管理の充実

中長期の視点に立った上水道事業を計画的に推進します。また、長寿命化の観点から、マッピングシステム、流量監視システムの活用や耐震化を進めると同時に、下水道については継続的な整備を進めます。

主な取組み	所管課	指標分類
良質で安定した供給のための水道施設の維持管理の強化	上下水道課	II
上水道におけるマッピングシステムの中小ブロック化による老朽管の早期発見・漏水対策の推進	上下水道課	III
公共下水道施設の維持管理	上下水道課	III
上水施設の耐震化の推進	上下水道課	I
公共下水道の整備推進	上下水道課	I

指標		基準値	中期目標(R11)	最終目標(R15)
上水道有収率	II	94.2%	95.0%	95.0%
水道施設の耐震化率の維持	I	44.9%	45.0%	50.0%
下水道整備率	I	61.0%	65.0%	70.0%

2. 節水意識の高揚

限りある水資源の有効活用を目指し、村民に対して日常的な節水意識の高揚を図ります。また、公共施設の整備に際しては、雨水の集水・貯水及び利活用など節水型の水利用システムの導入を推進します。

主な取組み	所管課	指標分類
村民の節水意識の高揚	上下水道課	I
公共施設整備における雨水の集水・貯水及び利活用など節水型の水利用システムの導入	総務課 都市建設課 教育総務課 生涯学習課	IV

指標		基準値	中期目標(R11)	最終目標(R15)
一人当たりの一日の給水量	I	308ℓ / 人・日	303ℓ / 人・日	301ℓ / 人・日

3. 周知・啓発・指導による円滑な事業実施

円滑な事業実施を推進するため、きめ細やかな説明や広報の実施により村民の理解向上を図ります。

主な取組み	所管課	指標分類
宅地化の進展や産業活動の多様化など中長期の視点に立った上下水道事業の推進	上下水道課	III
下水道接続促進の広報活動の実施	上下水道課	I
家庭浄化槽の維持管理に向けた広報の継続	住民生活課	II

指標		基準値	中期目標(R11)	最終目標(R15)
下水道接続率	I	72.0%	77.0%	81.0%
広報紙掲載回数	II	1回/年	1回/年	1回/年

【用語解説】

配水量

浄水場などから送り出された水の量。

マッピングシステム

現実空間内に立体的に位置する地下埋設管を個別のデータとして作成し、コンピューター上で重ね合わせたもの。

施策 12 暮らしやすい住環境と美しい景観を創出します

分野 12-1 住環境の向上



■現状と課題

人口増加やライフスタイルの変化、価値観の多様化などが進み、住環境に対する新たな課題や多岐にわたりニーズが高まるなかで、自治会への加入率の低下などを背景に、伝統的な集落単位での共同体意識の低下が大きな課題となっています。快適な住環境を持続的に維持していくためには、公的な整備や維持管理に加え、コミュニティベースでの環境づくりも必要となってきます。そのため、新たな村民も含めた地域コミュニティの強化を推進し、暮らしの変化に即したコミュニティの発展に向けた取組みを推進する必要があります。

さらに、土地利用の点において、従来の住宅地に近接した場所に、工場等の事業系の用途が入ってくる可能性もあることから、騒音や悪臭等の生活阻害要因に対する適切なコントロールを継続していくことも必要です。

■関連計画

『中城村景観計画』(平成 24 年 3 月/都市建設課)

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 生活環境問題への対応

日常的に発生する騒音や悪臭などの環境問題に対する指導や関係機関等への申し入れを継続し、村民との協働による生活環境改善を推進します。

主な取組み	所管課	指標分類
周辺の生活環境を損なう騒音又は悪臭等に対する指導・勧告	住民生活課	II

指標	基準値	中期目標 (R11)	最終目標 (R15)
広報紙掲載回数	II	1回/年	1回/年

2. 協働による環境整備の実施

これまで実施してきた定期清掃活動を継続、発展させながら、さらに住みよい生活環境の整備に努めます。

主な取組み	所管課	指標分類
住みよい住環境に向けた定期的な清掃活動の実施	住民生活課	II

指標	基準値	中期目標 (R11)	最終目標 (R15)
一斉清掃の開催数	II	2回/年	2回/年

【用語解説】

コミュニティ地域社会あるいは共同体のこと。住環境として使われる場合は地域共同体を意味し、住民の間のつながりや相互の協力関係などをいう

施策 12 暮らしやすい住環境と美しい景観を創出します

分野 12-2 公園緑地の管理



■現状と課題

住宅等の周辺にある公園・緑地等のオープンスペースは、潤いと安らぎに満ちた生活環境を確保し、地域住民の日常的な交流や防災対策の面で、重要な役割を果たしています。本村においては、市街地形成にあわせて特に南上原地区を中心に整備を進めてきましたが、それも充足しつつあり現在は維持管理を主に実施しています。

また、現在、吉の浦公園は、総合的な運動施設など多様な野外活動施設を備え、村民をはじめ広域的なスポーツ・レクリエーションの拠点となっています。近年では東屋や遊具の新設や、陸上競技場管理棟の建て替えなどが進んでおり、多くの人が訪れています。今後はこうした公園・緑地の適切な維持管理を進め、村民ニーズに対応した多様な活用の場としての機能を維持していく必要があります。

一方で、中城城跡と周辺地域の県営中城公園としての整備については、県との協働により、早期の整備完了を目指すとともに、その他の公園・緑地についても、今後土地利用の見直し等が行われた場合には、その動向に応じて、新規整備について検討していく必要があります。

■関連計画

『中城村公共施設等総合管理計画』(令和4年3月/総務課)

『中城村吉の浦公園等機能強化整備基本計画』(平成30年2月/生涯学習課)

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 公園施設の安全確保と維持管理の推進

既存の公園における各種施設については、長寿命化計画に基づく保全措置を講じるとともに、必要に応じた機能拡充、環境整備を実施します。

主な取組み	所管課	指標分類
公園の長寿命化計画に基づく適切な維持管理の継続	都市建設課	III
吉の浦公園の交流拠点としての整備拡充や器具・設備の充実	生涯学習課	III

3. 関係機関との連携強化

県営中城公園の整備については、史跡整備の進捗状況と連動させながら、県との調整を密に行うことで、早期の整備完了を目指した連携を継続していきます。

主な取組み	所管課	指標分類
中城城跡と一体となった県営中城公園の整備促進	都市建設課	III

2. 協働による公園の管理・運営

村民や事業者との協働による維持管理を進めるとともに、維持管理からマネジメントへと展開させるための新しい運営体制の構築を検討します。

主な取組み	所管課	指標分類
村民と連携した公園の適切な環境整備及び維持管理	都市建設課	IV

【用語解説】

オープンスペース

都市における公園・緑地・街路・河川敷・民有地の空地部分などの建築物に覆われていない空間の総称。

長寿命化

老朽化等が懸念される公共施設について必要な修繕等を施しながら、建物を使い続けること

施策 12 暮らしやすい住環境と美しい景観を創出します



分野 12-3 景観の形成

■現状と課題

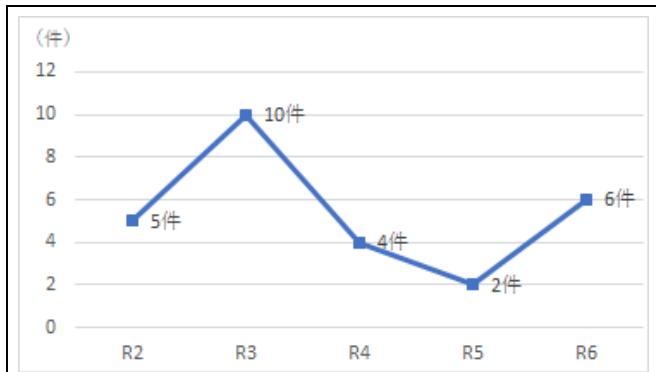
中城は、南北に縦貫する斜面緑地を骨格として台地と平坦地という3層の地形構成を基盤しながら、秩序ある佇まいを有する集落と圃場整備により形成された優良な農地が織りなす優れた景観を呈しています。平成27年度には景観行政団体へと移行し、これらの景観を保全していくための中城村景観計画を策定して取組みを進めてきました。さらに、南上原地区においては、土地区画整理事業の進展に伴い、「まち」としての景観形成が進められるなど、第四次総合計画の期間は、中城の景観における多様性が展開する10年であったといえます。

一方で、中城城跡とそれを囲む斜面緑地においては、各種の開発が進行する等、景観への影響が懸念される事項も生じており、今後も継続的に、自然環境、歴史環境といった中城の景観の固有性を支える構成要素に対して、保全措置を確実に講じていく必要があります。さらに、役場庁舎を中心とした新たな拠点形成等、まちづくりの観点からも景観形成の重要性は高まっており、景観の保全から景観まちづくりへの展開を視野に入れ取組みを進めていくことが求められます。

■関連計画

『中城村景観計画』(平成24年3月/都市建設課)

■データ



景観条例に基づく届出件数



南上原地区の景観

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 村全体で行う景観づくり

景観条例の適切な運用を図りながら、中城の景観の骨格となる自然・歴史環境の確実な保全に向けた新たな枠組みの導入を、県をはじめとした関係機関と継続的に調整していきます。

主な取組み	所管課	指標分類
中城城跡周辺における斜面緑地の保全	都市建設課	IV
景観計画に基づく良好な景観形成の推進	都市建設課	III
公共施設用地の緑化等、身近な景観の質の向上	総務課	IV
	住民生活課	
	都市建設課	
	生涯学習課	
自然景観や広大な田園風景など本村の魅力となる景観の保全と活用	産業振興課	IV
中城城跡周辺における歴史的価値を高めるための景観形成の継続的な調整	生涯学習課	IV

2. 協働で行う身近な景観づくり

暮らしをかたちづくる様々な風景の保全から、本村の歴史や魅力を活かして、暮らしの活力へとつないでいく景観まちづくりへの展開を進めています。

主な取組み	所管課	指標分類
御嶽や拝所、ムラガードなどの文化財を核とした集落の景観形成	生涯学習課	IV
歴史ある樹木、すぐれた景観の樹木や樹林、集落内環境における大木や生垣などの育成・保護	生涯学習課	IV
住宅地における潤いのあるまちなみづくり	都市建設課	IV



斜面緑地の景観

【用語解説】

圃場整備

耕地区画、用排水路、農道の整備や土層改良、耕地の集団化を実施することによって労働生産性の向上を図り、農村の環境条件を整備すること。

景観行政団体

景観行政団体は景観法に基づく景観計画を定めることができ、景観計画区域や景観に関わる行為に対する届出・勧告の基準を定めることができる。本村は平成27年に景観行政団体となった。

景観計画

景観行政団体が景観行政を進めるための基本的な計画。

施策 12 暮らしやすい住環境と美しい景観を創出します

分野 12-4 墓地対策の推進



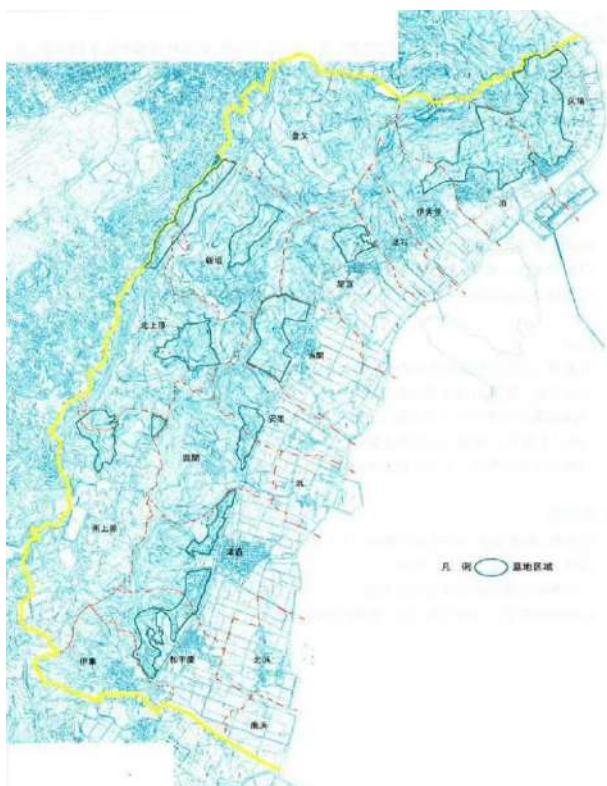
■現状と課題

沖縄の墓は門中墓や家族墓に代表されるように、他県とは風習や歴史的な背景が異なり、個人で墓地を所有するといった慣習が根強く残っていました。しかし近年では、沖縄県でも他県と同じように継承者不足や維持管理の大変さから無縁化したり、墓主が墓じまいを検討することも増えています。現在では、沖縄県でも新規の個人墓地の設置は制限がかけられており、設置にも市町村長の許可が必要となるため、他県と同じく、公営墓地や民間霊園への移行、墓のコンパクト化が進んでいます。

中城においては、墓地の無秩序・無計画な立地を抑制し、秩序ある墓地の形成と適正な管理を推進するために、平成 22 年度に『中城村墓地基本計画』を策定しており、今後も計画の確実な運用に基づき、適正配置への誘導を行いながら、無秩序な開発を未然に防いでいく必要があります。

■関連計画

『中城村墓地基本計画』(平成 22 年 3 月/住民生活課)



墓地区域



門中墓

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 適正な墓地整備の推進

中城村墓地基本計画に基づいた規制誘導の厳格化により墓地の適切な配置を推進します。

主な取組み	所管課	指標分類
墓地条例の適正な運用に基づく墓地整備の誘導	住民生活課	IV

目指す村の姿5

中城の魅力を創造し発展させます

基本施策13 経済と産業のさらなる発展を目指します

分野1 農業の振興.....	88
分野2 水産業の振興.....	90
分野3 商工業の振興.....	91
分野4 働きやすい環境整備.....	92
分野5 観光の振興.....	94
分野6 特產品の開発.....	96

基本施策14 多様な交流が生まれる環境を創出します

分野1 交流事業の推進	98
分野2 スポーツキャンプ等の誘致.....	99

施策 13 経済と産業のさらなる発展を目指します

分野 13-1 農業の振興



■現状と課題

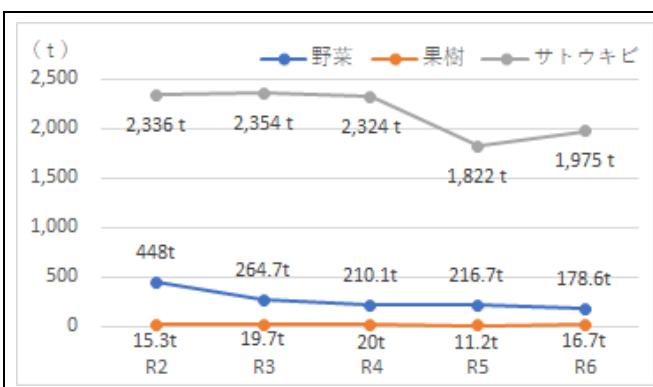
本村の農業は、恵まれた環境のもとで基幹産業として発展し、その振興にむけて多面的な施策が展開されてきました。本村の基幹作物はサトウキビでしたが、近年はその生産量も減少傾向にあるため、中城村農業振興ビジョンに基づいて、マンゴーやサトウキビ等、6つの重点品目を設定して取組みを進めています。その結果として令和6年度には島ニンジンがGI認証制度に登録されました。また、今後の中城農業の将来像を明確化するため、農業者の意向調査や地域座談会を開催し、地域計画（目標地図）の策定し、さらなる農業振興施策に取り組んでいます。

今後は農業振興を図るため、農家の所得向上に資する施策を展開すると共に、物流システムや生産方法の効率化などへの対応が求められます。さらに環境保全型農業や高付加価値化、ブランド化など消費者ニーズに沿った展開を図る必要があります。

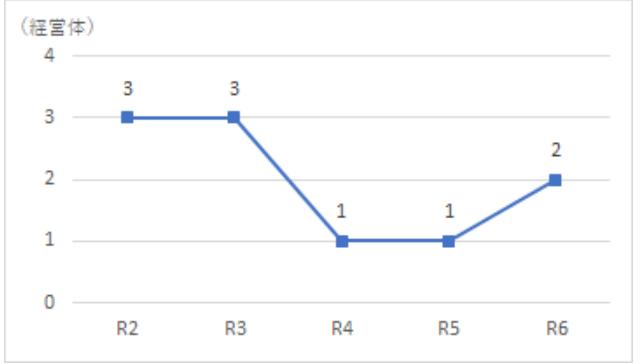
■関連計画

『中城村農業振興ビジョン』（令和2年3月/産業振興課）

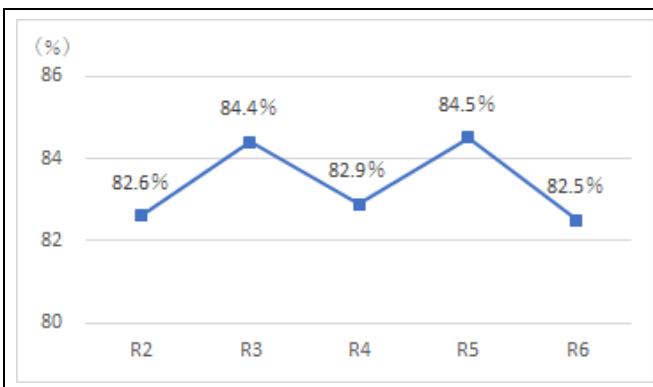
■データ



農産物出荷量 ※R3の野菜は数値なし



新規就農者数 (經營体)



農地利用率



優良農地

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 安定した生産維持のための取組み推進

農業施設整備や経営の安定化、購買ニーズに応じた農産物の生産により農家所得の向上と農地の保全を目指します。

主な取組み	所管課	指標分類
優良農地の積極的な保全・活用と農地集積の検討	産業振興課	I
環境保全型の農業の確立	産業振興課	IV
農家所得の向上のための主産地形成等による安定した農業生産の維持	産業振興課	II
農産物の高付加価値化による市場銘柄の確立	産業振興課	II
農業経営の近代化・合理化および法人化の促進	産業振興課	I
農業者や生産組織などに対する農業経営改善への支援による認定農業者の登録促進	産業振興課	I
農業施設の整備と農業生産環境の改善	産業振興課	IV
行政等による営農指導や支援の強化	産業振興課	II

3. 関係機関との連携

関係機関と連携し効率的な出荷体制の確立や、村民の農業に対する意識向上を図ります。また、食育と連携した地産地消や、商業振興等と連携した販路拡大の取組みを実施します。さらに教育機関等と連携し、遊休農地等の農業体験の場としての利活用を検討します。

主な取組み	所管課	指標分類
共同集出荷体制や市場情報ネットワークなどの拡充にむけた関係機関との連携強化	産業振興課	III
農業に対する意識向上と活性化にむけた農業に触れる機会の創出	こども課 産業振興課 教育総務課 生涯学習課	II

指標	基準値	中期目標(R11)	最終目標(R15)
農業体験開催数	II	1回/年	1回/年

指標	基準値	中期目標(R11)	最終目標(R15)
農地利用率	I	82.5%	85.4%
農業振興ビジョンに示す重点化品目数	II	6品目	7品目
ハウス施設等の整備に対する支援	II	3件/年	1件/年
農業法人数	I	3件/年	4件/年
認定農業者(団体)数	I	6人	9人
営農指導員配置数	II	1人	1人

2. 多様な担い手の育成支援

農業の安定的な継続を図るために次世代農家の育成や新規就農希望者への支援を継続します。

主な取組み	所管課	指標分類
本村の農業を担う次世代の農家の育成	産業振興課	II
新規就農希望者及び規模拡大希望農業者への斡旋事業の継続	産業振興課	I

指標	基準値	中期目標(R11)	最終目標(R15)
就農者数(総農家数)	II	291戸	291戸
新規就農者数(経営体)	I	3人/年	3人/年

4. 遊休農地の管理・活用方法の検討

新規就農希望者や規模拡大農業者へのマッチング等による遊休農地の解消や、荒廃抑制のための管理指導を行います。

主な取組み	所管課	指標分類
遊休農地、耕作放棄地の荒廃防止の強化	産業振興課	I
遊休農地解消等に係る事業等の活用促進	産業振興課	II

指標	基準値	中期目標(R11)	最終目標(R15)
耕作放棄地割合	I	17.5%	14.6%
事業の利用件数	II	2件/年	2件/年

【用語解説】

遊休農地

「かつて農地だったが現在農地として利用されておらず、今後も農地として利用される可能性も低い土地」と、「農地ではあるけれど周辺の農地と比較した時に利用の程度が著しく低い土地」。

環境保全型農業

農薬や化学肥料などによる土壌の荒廃を最小限にとどめ、自然の生態系を生かして作物を作る農業。

農地集積

地域の中心となる農業経営体に農地利用を集中させること

施策 13 経済と産業のさらなる発展を目指します

分野 13-2 水産業の振興

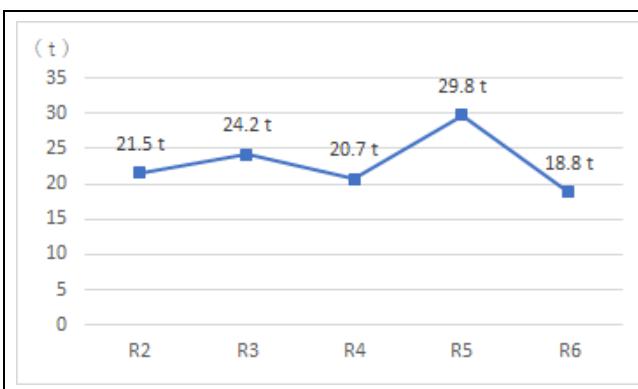


■現状と課題

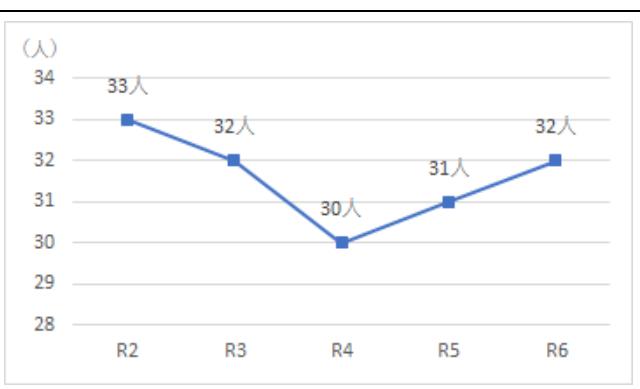
本村は中城湾に面し水産業を行う上で立地的には恵まれた環境にあるものの、零細的な経営形態を主体としていることに加え、従事者の減少や高齢化、販路の多様化等により、中城漁港への陸揚は減少傾向にあります。また、既存施設の破損や老朽化も顕在化していることから、必要に応じた補修や、将来的な活用を視野に入れた計画の検討が必要となっています。

さらに、漁業組合に対しては各種補助金等による支援を継続していますが、漁業の厳しい環境に対して従事者のニーズをふまえた支援と施策展開が必要となっています。

■データ



中城漁港への陸揚量



漁協の組合員数

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 漁港及び漁業関連施設の整備と維持管理

漁港及び関連施設については必要な維持管理を行います。また環境保全の面からも放置漁船については所有者等との協議を行い対策に努めます。

主な取組み	所管課	指標分類
漁港及び関係施設の維持管理	産業振興課	III
放置漁船の適切な対応	産業振興課	III

2. 漁業経営の安定化

安定した漁獲量、漁家収益を確保するため、新たな漁業への展開支援や漁業組合への支援を行います。

主な取組み	所管課	指標分類
水産資源の涵養と漁業生産の安定化にむけた沿岸漁場の整備促進	産業振興課	I
養殖漁業などへの展開	産業振興課	IV
漁協の組織体制強化への支援	産業振興課	I
漁師のニーズをふまえた多面的な漁業振興策の展開や事業活動の活性化	産業振興課	IV

【用語解説】

陸揚量

船の積み荷を陸に上げること。水産物だけでなく貨物等も該当する。

養殖漁業

一般的に、稚魚を生け簀などで飼育し、食べられる大きさになったら出荷する漁法。

指標	基準値	中期目標 (R11)	最終目標 (R15)
水産物出荷量	I	19t/年	21t/年
漁協の組合員数	I	32人	33人

分野 13-3 商工業の振興



■現状と課題

本村ではこれまで、南上原地区における区画整理事業に合わせて、商業施設誘致の取組みを推進しており、南上原地区については商業機能の集積が進みました。依然として、南上原地区以外の地域においては商業施設のニーズが高いものの、旧役場庁舎跡地に「ごさまるしぇ」がオープンした他、中城中学校跡地にも商業施設誘致の取組みが進んでおり、今後は南上原地区以外での買い物ニーズへも、対応が進んでいくものと想定されています。また、村内の小規模事業者に対しては、今後も地域産業の育成等への貢献してもらうため、既存の小規模事業者に対する支援策を計画的に展開することが必要です。

一方、工業については久場・泊の特定保留地区において市街化編入に向けた動きが進んでおり、今後も適切な立地誘導に基づく計画や工業用地の確保が必要となります。

■データ

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 地元企業育成の推進と地元購買の推進

商工会や産学官及び金融機関等といった異業種との連携と、地元企業への優先発注及び地元産品の優先使用に取り組んでいきます。

主な取組み	所管課	指標分類
地元企業育成・支援のための商工会への継続的な支援	産業振興課	I
公共事業における地元企業への優先発注及び地元産品の優先使用	総務課 福祉課 産業振興課 都市建設課 上下水道課 生涯学習課	III
地元購買率及び地域購買力の向上	産業振興課	I

指標		基準値	中期目標 (R11)	最終目標 (R15)
商工会会員数	I	422 社	442 社	462 社
サービス業事業者数	I	163 社	166 社	170 社

【用語解説】

地元購買率

自市町村への買物出向比率。

地域購買力

地域で様々なモノやサービスを買うことができる力のこと。

2. 村民ニーズに合わせた企業誘致の検討

村民のニーズの把握や市場調査を行い、公共施設の跡地活用と合わせて必要な企業の誘致を進めます。また働く場所としての企業誘致も検討します。

主な取組み	所管課	指標分類
村民ニーズに合わせた企業・施設誘致	産業振興課 都市建設課	IV

3. 企業立地の適正誘導

土地利用や周辺環境を考慮し、企業や店舗の適正誘導を図ります。

主な取組み	所管課	指標分類
土地利用との整合性を考慮した企業の配置誘導と、計画的な立地環境の改善にむけた検討	産業振興課 都市建設課	IV



吉の浦火力発電所周辺の特定保留地

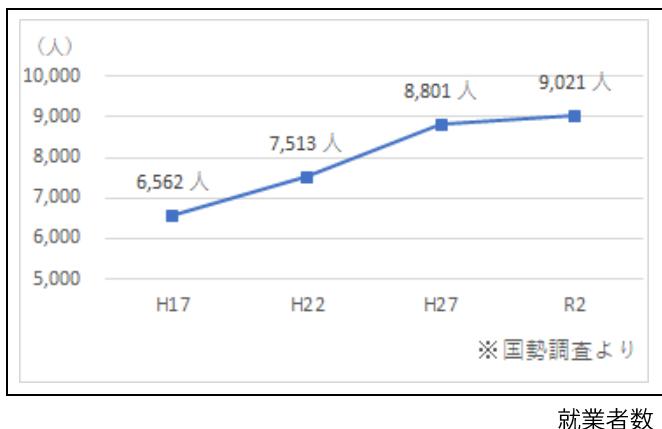
分野 13-4 働きやすい環境整備



■現状と課題

全国で人口減少に伴う労働力不足が課題となる中で、令和7年には全ての企業で「65歳までの雇用確保」が義務化し、さらに「年収の壁」の引き上げによる労働時間の延長等、労働力の確保が取り組まれています。また令和8年度にはデジタル技術の発展やコロナ禍によるテレワークの普及、副業・兼業の増加など、働き方が多様化している現状に合わせ、労働者の健康確保と多様な働き方への対応を目的として労働基準法の大幅改定が実施される見込みです。そのため、高齢者、女性、外国人など多様な人材が、能力を十分に発揮しながら活躍できる環境を整備することが重要であると共に、労働力確保のため、就労を希望する人と企業のニーズマッチングの強化などを図ることが急務となっています。また、ワーク・ライフ・バランスの実現や働く人の福利厚生など労働環境の向上を図るとともに、企業に対する助成や支援制度の周知も行う必要があります。

■データ



就業者数

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 働きやすい環境づくりの推進

誰もが充実した生活を送ることができるよう、多様な人材の活躍の促進と、柔軟な働き方を支援するための助成制度、支援制度の周知を行います。また人手不足に悩む企業などへの人材確保支援に取り組みます。

主な取組み	所管課	指標分類
職場環境の改善に向けた各種助成・支援制度の周知	産業振興課	III
事業所等の人材確保に向けた取組み支援	産業振興課	III

2. 就労支援の充実

全ての働く意欲のある人に対し、関係機関と連携しながら、就職相談、職業紹介等の支援を行います。

主な取組み	所管課	指標分類
就労支援事業の実施に向けた関係機関との連携強化	産業振興課	III

【用語解説】

働き方改革

働く人が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活のバランスが取れた状態のこと

写真など

写真など

分野 13-5 観光の振興



■現状と課題

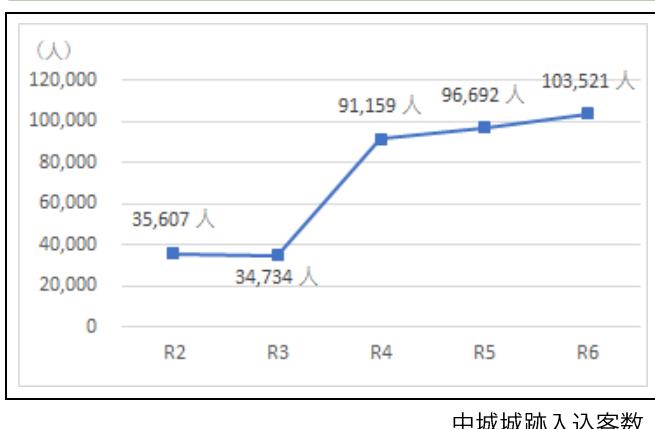
新型コロナウイルス感染症の影響が収束し、本村への観光客も順調に回復しつつあります。本村でも、観光協会を中心に中城城跡周辺における様々なイベントや観光プログラムを開発・実施、オリジナル商品の開発・販売等を行っています。また、スポーツキャンプや祭り等も再開され、多くの観光客を受け入れています。

今後は観光客をターゲットにした、中城城跡のガイダンス施設やアンテナショップ等の物販、飲食の施設の充実が求められています。

■関連計画

『中城村観光振興計画』(平成 30 年 3 月/産業振興課)

■データ



中城城跡入込客数



世界遺産中城城跡プロジェクトマッピング

【用語解説】

アンテナショップ

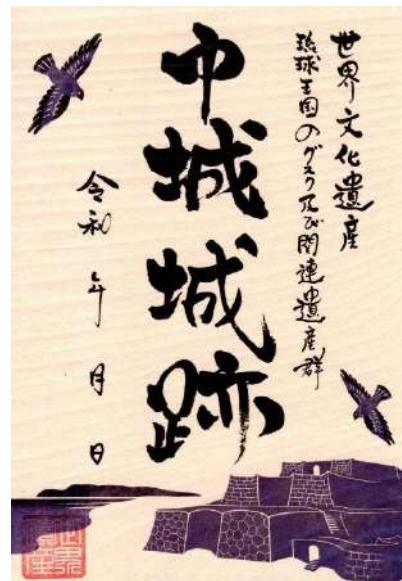
企業や地方自治体などが自社や地元の製品を広く紹介したり、消費者の反応を探ったりする目的で開設する店舗

プロジェクトマッピング

プロジェクターを使用して空間や物体に映像を投影し、重ね合わせた映像にさまざまな視覚効果を与える技術

ICT

「Information and Communication Technology」の略称で、情報通信技術のこと。ネットワークを活用して情報や知識を共有することも含めた幅広い言葉。



世界遺産中城城跡の御城印

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 中城城跡及びその周辺の観光地としての活用促進

関係機関と連携して中城城跡周辺の整備を進め観光地としての活用を図ります。

主な取組み	所管課	指標分類
関係機関と連携した城跡と周辺のシンボルゾーンとしての整備	産業振興課	I
中城城跡周辺におけるガイダンス施設の整備促進	産業振興課 生涯学習課	IV

指標		基準値	中期目標 (R11)	最終目標 (R15)
中城城跡の観光客数	I	103,521 人/年	136,000 人/年	168,000 人/年

2. 新たな観光プログラムの開発

村内での充実した体験を提供するため、各イベントや資源と連携した新たな観光プログラムの開発に取組むとともに、既存の文化財や観光地を周遊するイベントや仕組みを検討します。

主な取組み	所管課	指標分類
史跡、文化財、伝統芸能などの観光資源としての活用	産業振興課	I
新たな体験プログラムや旅行商品等の開発の推進	産業振興課	I
組踊護佐丸や伝統芸能観賞等の誘客イベントの開催	産業振興課	III
スポーツキャンプ等の継続的な誘致とそれに連動した観光施策の検討	産業振興課	I
観光レクリエーションに対応した水産業の活用検討	産業振興課	III
漁業に対する村民の意識向上に向けた、漁業従事者との交流イベント等の開催	産業振興課	III

指標		基準値	中期目標 (R11)	最終目標 (R15)
イベントの実施回数	I	2回	6回	8回
開発プログラム数	I	2件	4件	6件
スポーツキャンプ誘致数	I	1件/年	4件/年	6件/年

3. 観光客の受け入れ体制の強化

観光客の満足度を向上させるためニーズに応じたサービス施設の整備を検討します。

主な取組み	所管課	指標分類
食事・土産物等の複合的なサービス施設の整備	産業振興課	IV

4. 広報の充実

ホームページや広報など観光PRにあらゆる媒体の活用を検討します。また中城観光協会等と連携したプロモーションにも取り組みます。

主な取組み	所管課	指標分類
県や観光関連機関と連携したプロモーションの充実	産業振興課	I
ICTを活用した広報・プロモーションの充実	産業振興課	I

指標		基準値	中期目標 (R11)	最終目標 (R15)
県や観光関連機関の広報誌への掲載件数	I	1件/年	5件/年	8件/年
村HP、SNS、観光協会HPへの掲載件数	I	2件/年	4件/年	8件/年

5. 関係機関との連携強化

中城村観光協会への支援を行うとともに、県内の他の観光資源と連携した取組みを進め、村の観光の発展を目指します。

主な取組み	所管課	指標分類
県内の他の観光資源との連携強化	産業振興課	III
中城村観光協会への継続的な支援	産業振興課	III

分野 13-6 特産品の開発



■現状と課題

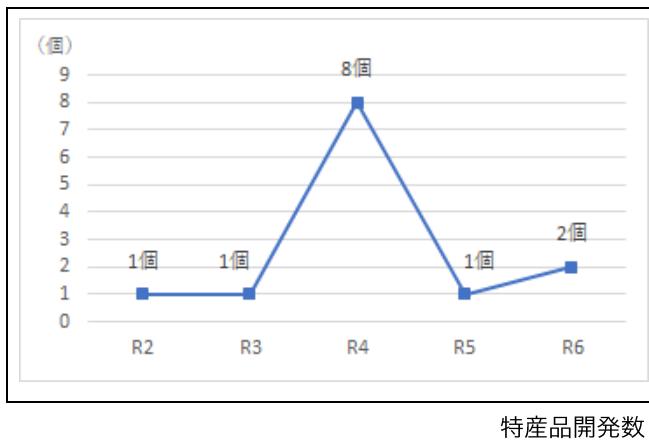
本村では、島にんじんを使ったカステラやドレッシング、マンゴーアイス等が特産品として生産、販売されています。これらはふるさと納税の返礼品としても人気があり、本村のPRに重要な役割を果たしています。特産品の開発には学校や個人など多様な主体が取り組んでいますが、小規模な実施主体が大半を占めており、県内外への広域プロモーションや事業の継続性という点では課題も残されています。今後は特産品の安定した生産を進めるとともに、より効果的なプロモーション手法の検討や販売場所の設置等により商品の認知度向上と普及に向けた取組みを進めていく必要があります。また本村の公認キャラクター「護佐丸」の活用も視野に入れて取り組む必要があります。

■関連計画

『中城村農業振興ビジョン』(令和2年3月/産業振興課)

『中城村観光振興計画』(平成30年3月/産業振興課)

■データ



【主な特産品】

護佐丸の島にんじん焼きドーナツ
島人参ケーキ (We bakes a cakes)
冬瓜スープ (しぶいんジャー)
トマトカレー (He is カレー)
マンゴーアイス (マン G)
スナック島にんじん、護佐丸の島にんじんシフォン



島にんじんを使った特産品



護佐丸グッズ

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 特產品開発への支援

中城の PR に資する特產品の開発については、購買者のニーズを把握し、さらに特產品開発を行う個人や団体に対する継続的なサポートを実施することで、品数の増加を目指します。

主な取組み	所管課	指標分類
特產品開発に取組む個人や組織に対する継続的なサポート	産業振興課	III
特產品開発の推進体制の拡充と、消費者ニーズをふまえた商品づくり	産業振興課	III

2. 販路拡大への支援

観光事業と連携した販売ルートの拡大や販売所の設置検討等により、特產品の販路拡大を支援します。

主な取組み	所管課	指標分類
販売ルートの拡大と新規販路の開拓支援	産業振興課	I

3. 村民理解の向上

村民一人ひとりが特產品に対する理解を深め、中城ブランドの発信に協力できるよう取り組みます。

主な取組み	所管課	指標分類
地產品、特產品に対する村民理解の向上	産業振興課	I

指標	基準値	中期目標(R11)	最終目標(R15)
とよむ産業まつり参加者数	I	-	9,000人 10,000人

4. 広報の充実

中城ブランドを PR するため、中城村キャラクター「護佐丸」の活用や、インターネット等を通じた村内外への情報発信を行います。

主な取組み	所管課	指標分類
情報発信やインターネット販売等を通じた中城ブランドの効果的な PR	産業振興課	III



島ニンジン



島ダイコン



中城チゴレ

施策 14 多様な交流が生まれる環境を創出します

分野 14-1 交流事業の推進



■現状と課題

交流事業においては、国内外への派遣研修や視察研修等を実施しており、兄弟都市である福岡県福智町とは令和5年度から役場職員の人材交流も始まっています。また、琉球大学との包括連携協定に基づき、大学機能の活用等についても取組みを進めています。さらに近年では近隣市町村との各種合同イベント等も実施していることから、今後も教育や文化の分野にとどまらず、福祉やスポーツ、産業といった多岐にわたる分野における交流活動を推進していく必要があります。

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 琉球大学との交流事業の促進

共同研究や各種委員会への委嘱等の他、イベントへの参加や学生との交流など琉球大学との連携を強化します。

主な取組み	所管課	指標分類
琉球大学との結びつきによる大学機能の活用と交流の促進	総務課 産業振興課 都市建設課 教育総務課 生涯学習課	IV

2. 姉妹都市、兄弟都市との交流継続

姉妹都市、兄弟都市提携に基づき、今後も各分野における交流の継続を図ります。

主な取組み	所管課	指標分類
教育・文化・産業・経済などの各分野における交流事業の実施	総務課 企画課 産業振興課 教育総務課 生涯学習課	III



千葉県旭市との姉妹都市提携書



福岡県福智町との兄弟都市提携書

【用語解説】

包括連携協定

大学、企業、行政などが特定の目的の個別契約ではなく、ある大きな目的の達成のために多様な分野で連携協力し、地域社会の発展や人材育成等に寄与することを目的とした協定。

姉妹都市・兄弟都市

文化交流や親善を目的として結びついた都市。本村では千葉県旭市と福岡県福智町。

施策 14 多様な交流が生まれる環境を創出します

分野 14-2 スポーツキャンプ等の誘致



■現状と課題

沖縄県ではプロ、アマ問わず多くのスポーツキャンプが行われています。本村にもおいてもプロサッカーキャンプ等が継続的に実施されていることから、これらを継続するとともに、誘致の際の村民との交流機会の創出や、観光プログラム開発等の検討が必要となります。



サッカーキャンプ

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. スポーツキャンプ等の誘致

県内外から訪れるスポーツキャンプを継続的に誘致し、村民との交流機会の創出を目指します。

主な取組み	所管課	指標分類
スポーツキャンプ時の村民との交流機会の創出	産業振興課	III



サッカーキャンプ交流会

目指す村の姿6

安全・安心の暮らしを創出します

基本施策 15 災害に強い基盤と仕組みをつくります

分野1 防災施設の整備	102
分野2 防災体制の強化	104

基本施策 16 住民生活の安全・安心を確保します

分野1 消防救急体制の強化	106
分野2 交通安全対策の強化	108
分野3 防犯対策の推進	110

施策 15 災害に強い基盤と仕組みをつくります

分野 15-1 防災施設の整備



■現状と課題

近年、全国的に災害が激甚化しており、地震や台風、大雨等による被害が各地で発生しています。特に本村では斜面地におけるがけ崩れや土砂災害、地震による津波被害等が発生することが想定されるため、それを未然に防ぐための対策と、発生時への対応を検討しておくことが急務となっています。また、タウンセンター周辺は海拔が低く、大雨の際の排水等についても検討する必要があるほか、新しい中城中学校については、津波対策のための避難ルートも再検討する必要があります。

これまでも災害に備えて、令和3年に中城村防災マップを改定するなど、村民への周知や意識啓発に努めていますが、今後は総合的な防災対策を継続して進めていく必要があります。

■関連計画

『国土強靭化地域計画』（令和3年3月/総務課）

『中城村地域防災計画』（平成27年3月/総務課）

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 災害防止対策の強化

大雨等による災害発生が想定される急傾斜地においては、森林の保全・育成や景観面へ配慮を含めて、関係機関と連携した対策事業の促進と開発抑制に努めます。

主な取組み	所管課	指標分類
急傾斜地における地すべり防止に向けた県の対策事業の促進と個別規制法等による開発抑制	都市建設課	III



指定避難所（津霸小学校）

2. 避難施設、避難経路、防災設備の整備と適正な維持管理

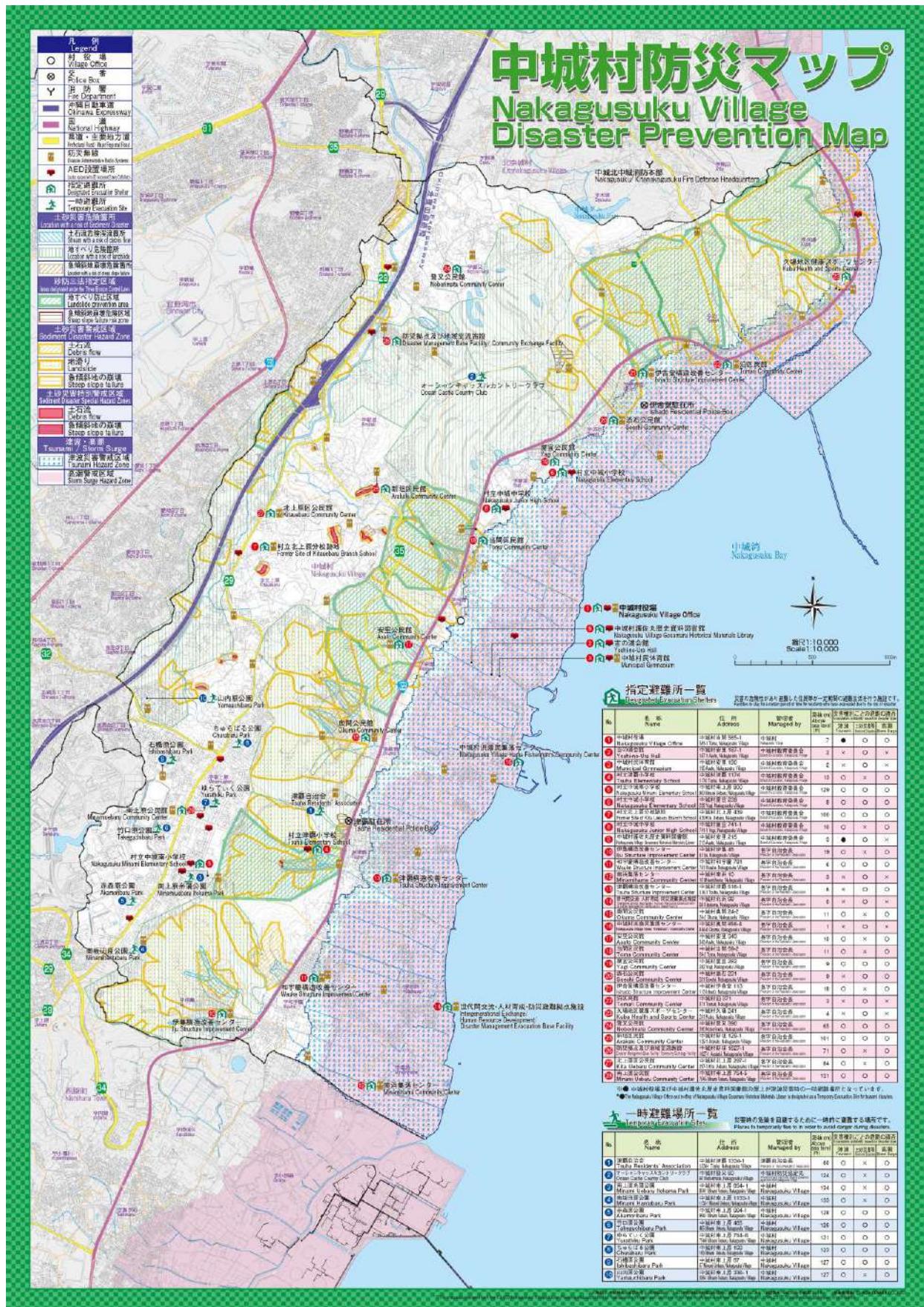
適切な避難場所や避難経路の確保し、草刈り等の日常管理を実施します。また、避難の際に配慮が必要な方に対応した避難施設の整備等により、災害発生時時の被害を軽減し、円滑な避難に努めます。

主な取組み	所管課	指標分類
各集落における避難場所の設定と、避難経路及び避難施設の整備	総務課	III
避難施設の体系的な指定	総務課	III
福祉指定避難所の設置検討	総務課 福祉課	III

【用語解説】

福祉指定避難所

福祉避難所とは、要配慮者のための避難所のこと。一般的の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制が整備された施設



中城村防災マップ

施策 15 災害に強い基盤と仕組みをつくります

分野 15-2 防災体制の強化



■現状と課題

年々災害の規模が大きくなっている昨今の状況を鑑み、自分たちの命は自分たちで守るという考え方が重視されるようになってきました。災害の種類によっては予測も難しく、起こった時に自分たちはどう対処していくかを、日常的に意識づけることが重要となってきます。そのために定期的な防災訓練の実施や自主防災組織の編成を支援するとともに、地域コミュニティの強化により高齢者や災害時避難行動要支援者を地域で手助けする体制が必要となります。また状況に合わせた既存計画や既存マップの見直しを適宜行い、常に最新の情報を提供するための仕組みづくりが必要です。

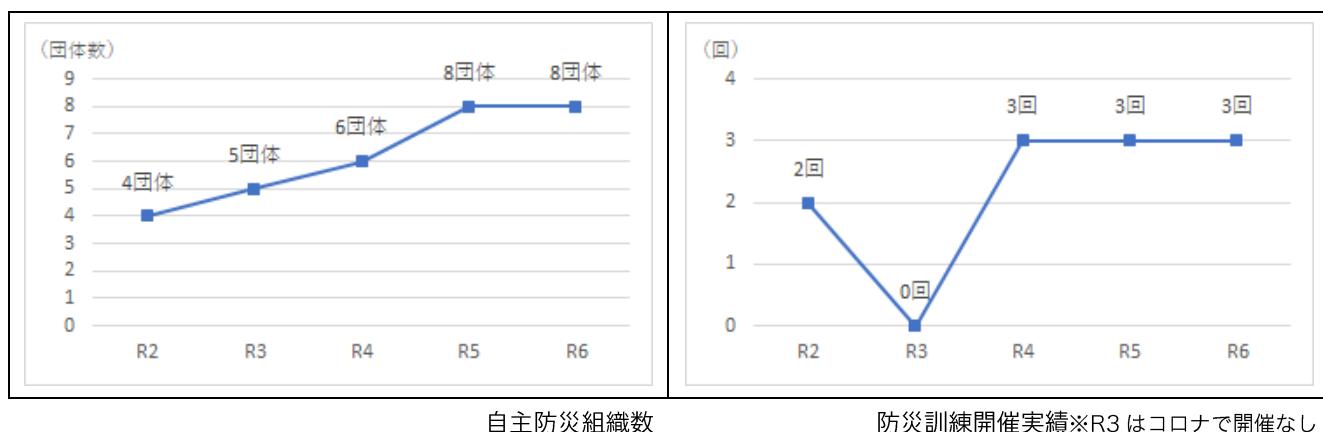
さらに、沖縄県は先の大戦時の不発弾が現在も多く残っていると推定されています。そのため国、県と協力して、工事等の実施の際の不発弾探査についても取り組む必要があります。

■関連計画

『国土強靭化地域計画』（令和3年3月/総務課） 『中城村地域防災計画』（平成27年3月/総務課）

『中城村 第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画』（令和4年1月／福祉課）

■データ



【用語解説】

自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織。災害対策基本法において、市町村がその充実に努めなければならない旨が規定されている。

地区防災計画

一定の地域に住む人が、自分たちの地域の人命、財産を守るための助け合い（共助）について、自発的に策定する計画

避難行動要支援者

障がいにより情報の入手や発信が困難な人、移動などに介助が必要な人、避難所などでの生活に特段の配慮が必要な人

個別避難計画

災害時に避難行動要支援者が円滑に避難できるよう、支援内容に応じて作成した避難計画。令和3年の災害対策基本法の改正により、作成が市町村の努力義務となった。

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 自主防災組織の育成強化

自主防災組織の育成や防災、救護・救援訓練等の実施により、災害発生時に適切な行動がとれるよう村民の災害対応能力の向上を図ります。

主な取組み	所管課	指標分類
自主防災組織の育成支援の実施	総務課	I
防災訓練の実施に向けた支援	総務課	III

指標		基準値	中期目標 (R11)	最終目標 (R15)
自主防災組織数	I	5組	15組	21組

2. 災害情報、防災情報の適切な発信

防災無線をはじめとした通信設備の適切な維持管理と更新を行うとともに、防災アプリやLINE等を活用した情報伝達手段を行います。また自治会等と連携して災害時の情報伝達の強化に努めます。

主な取組み	所管課	指標分類
現状に即した防災情報の提供	総務課	IV
防災情報伝達手段の多様化・迅速化の推進	総務課	III
自治会や各種団体等との連携による情報伝達の強化	総務課	III

3. 関係機関との連携強化

県や周辺市町村、関係機関との連携により、災害発生時に迅速な支援体制が構築できるよう努めます。

主な取組み	所管課	指標分類
県や周辺市町村など、関係機関との連携による情報共有や援護体制の強化	総務課	IV

4. 各種計画に基づく円滑な災害対策の推進

災害対策及び災害時の円滑な支援を行うため、各種計画の必要に応じた検証・見直しを実施するとともに、新たに必要となる計画については計画的に策定を行います。

主な取組み	所管課	指標分類
定期的な地域防災計画の検証・改善	総務課	III
災害時避難行動要支援者への支援体制の充実	福祉課	III
個別避難計画の策定に向けた取組み	福祉課	III



避難訓練

分野 16-1 消防救急体制の強化

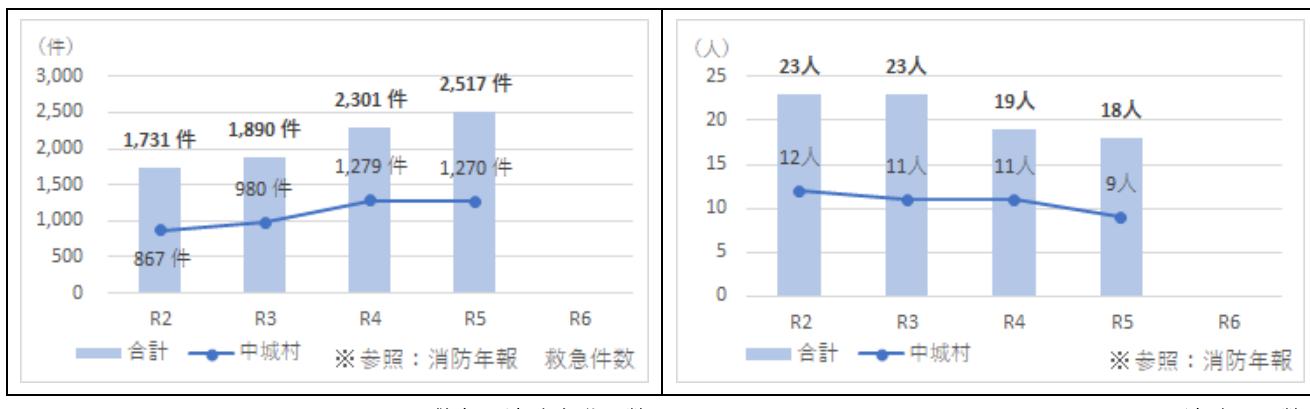


■現状と課題

本村の消防・救急業務は、昭和 53 年に北中城村と中城北中城消防組合を設立し、広域的な組織体制のもとに推進してきました。令和 4 年度には中城出張所が整備されており、また、消防署、消防本部は老朽化を理由に令和 7 年度に建替えられました。

現在、高齢化等を背景に消防・救急への需要は増加傾向となっていますが、それに対応するための職員は算定数に達しておらず、また地域の防災を担う消防団員数についても定員には満たない状況が続いていることから、人材の確保が大きな課題となっています。また救急において救命率の向上を図るため、周辺の 3 病院とドクターカーの協定を締結し、さらに AED の設置及び講習の実施、消防の器材や車両の更新等が適宜行われています。一方で村民に対しては消防・救急に対する理解と協力を求めるとともに、未然防止のための施設整備及び維持管理を進めるための啓発活動を行う必要があります。

■データ



中城北中城消防署 中城出張所

【用語解説】

ドクターカー

人工心臓マッサージ器や人工呼吸器、検査装置の医療機械を搭載し、医師・看護師が同乗して、医療機関搬送前の現場へ直接出動する救急車の一種

AED

Automated External Defibrillator の略。突然、心臓がけいれん（心室細動）を起こし心肺停止になった場合に、心臓に電気ショックを与え心臓を正常に戻す（除細動する）医療機器

住宅用防災機器

火災により発生する煙を感じ、音や音声により警報を発して火災の発生を知らせてくれる機器。

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 消防救急体制の強化

必要に応じた人員の配置と人材育成を進めるとともに関係機関と連携した業務体制の強化を図ります。

主な取組み	所管課	指標分類
消防団の機能強化及び活動支援の継続	中城北中城消防組合	I, II, III
消防・救急業務の体制の強化による高水準な業務の推進	中城北中城消防組合	IV
医療施設との連携による救急救命率の向上	中城北中城消防組合	II
職員の充足と適正配置、研修や訓練による資質の向上	中城北中城消防組合	I

指標		基準値	中期目標(R11)	最終目標(R15)
消防団員定員の増員	I	13人	15人	15人
定例訓練数の増加	II	年12回	年18回	年24回
ドクターカー運用に関する協定締結	II	3箇所	3箇所	3箇所
消防力整備指針に基づく職員定数の充足率	I	55.4%	64.1%	64.1%

2. 周知・啓発

救命講習会等の実施により応急手当のできる人材の増加を図るとともに、現在設置されているAEDについては耐用年数等を確認しながら維持管理に努めます。

主な取組み	所管課	指標分類
AED設置の推進	総務課	II
救命講習会の実施	中城北中城消防組合	II
消防署と連携したわかりやすい情報提供と、地域、学校、事業所への啓発活動の展開	中城北中城消防組合	III

指標		基準値	中期目標(R11)	最終目標(R15)
AED設置数(中城村内)	II	23台	23台	23台
普及専門員の配置	II	1人	1人	1人

3. 消防救急施設の整備促進

消防救急車両や各種資器材においては適正な配置を行います。また火災発生時等における迅速な対応を図るため、住宅用防災機器の設置推進や、公共施設における設備整備、消火栓の整備等に努めます。

主な取組み	所管課	指標分類
住宅用防災機器の設置の推進	中城北中城消防組合	I
消防・救急車両や消防・救急機材の適切な更新と維持管理	中城北中城消防組合	III
消火栓の整備および維持管理	上下水道課	III
公共施設における消火・避難設備の整備	総務課 教育総務課 生涯学習課	IV

指標		基準値	中期目標(R11)	最終目標(R15)
住宅用防災機器の設置割合	I	34.8%	65.0%	70.0%



救命講習会

施策 16 住民生活の安全・安心を確保します

分野 16-2 交通安全対策の強化

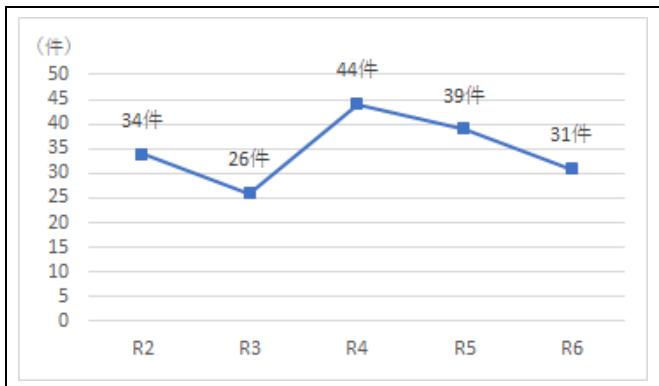


■現状と課題

沖縄県は陸上交通の多くを自動車に依存しており、本村においても公共交通は民間バス及び護佐丸バスが基本となっています。全国的に高齢ドライバーや外国人ドライバーの事故が課題となっている中で、新たな移動手段の一つとして、シェアサイクル等の実証実験も進んでいますが、特に高齢化社会において、公共交通の脆弱性は課題となっています。観光やビジネスでの来訪者についても移動手段はレンタカーが主流であり、日常生活における交通量の増大や交通環境の変化を要因とした、交通事故発生への懸念されています。

これまででも本村では、交通安全週間における街頭指導や安全な道路環境をつくるための施設整備等を行い安全確保に努めています。しかし特に学校周辺による子どもたち高齢者等に対する安全確保には課題も残されていることから、今後も交通事故の未然防止に向けた取組みが必要です。

■データ



交通事故発生件数



交通安全講習

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 安全・安心な道路環境の整備

カーブミラーやガードレールなどの安全施設の整備や、歩道の設置、また「ゾーン30 プラス」等の対策を講じることで、より安全な道路環境の創出を目指します。さらに危険箇所については学校等を通じて周知を図ることとします。

主な取組み	所管課	指標分類
危険箇所の把握と、学校や家庭への周知	住民生活課	III
危険箇所の改善や安全施設の整備拡充による、安全な道路環境づくりの推進	住民生活課 都市建設課	III

2. 安全教育や啓発活動の推進

警察や地域団体等と連携して、安全教育などの交通安全運動を進めるとともに、地域における見守り等に対する支援を行います。

主な取組み	所管課	指標分類
各種団体や関係機関の連携による交通安全運動の強化	住民生活課	II
関係機関が主催する交通安全運動との連携	住民生活課	III

指標	基準値	中期目標 (R11)	最終目標 (R15)
イベントの継続実施	II	4回/年	4回/年



中城南小学校 安全マップ

【用語解説】

ゾーン30プラス

歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策

施策 16 住民生活の安全・安心を確保します

分野 16-3 防犯対策の推進

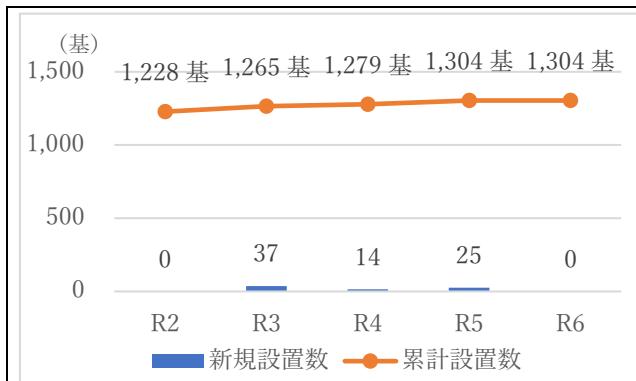


■現状と課題

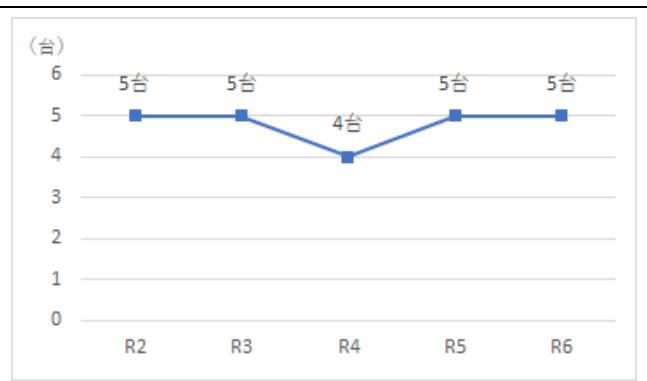
全国的に特殊詐欺が多発している中で、SNS や電話等を使って不特定多数を対象とした犯罪の多様化や低年齢化が進んでいると言われており、大きな社会問題となっています。特に高齢者や子どももは犯罪のターゲットになりやすく、本村でも転入の増加等により地域コミュニティの希薄化が進んでおり、地域のもつ犯罪抑制機能が低下しつつあると言われています。こうした社会背景や地域環境の変化の中で安全・安心な生活を確保するために犯罪の未然防止に向けた取組みの強化が求められています。

これまでも関係機関が連携しパトロールや広報等の実施や、ニーズに応じた防犯灯の設置等に取り組んできましたが、今後も状況の変化に応じて継続的な取組みを行うことが必要です。

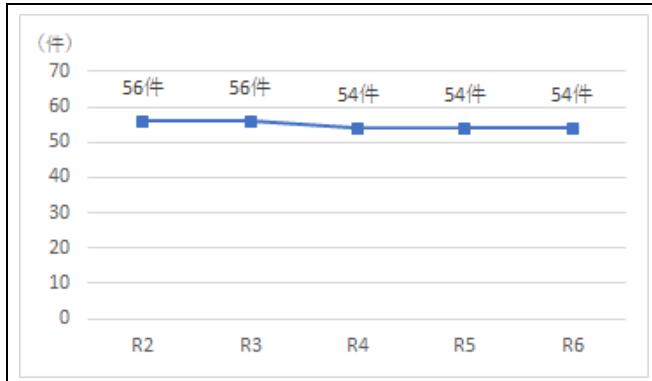
■データ



防犯灯の設置数（再掲）



青パト台数



子ども 110番の家の件数



青パト（青色回転灯装備車）

【用語解説】

青パト

青色の回転灯を装備した車。地域の自主防犯パトロールなどを行う際に使用する

子ども 110番の家

子どもが誘拐や暴力、痴漢などの被害にあった、または逢いそうになったと助けを求めたとき、その子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子どもの安全を守っていくボランティア活動

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 地域防犯推進体制の強化

関係機関が主催する防犯推進運動と連携し、地域防犯推進体制の強化を図ります。

主な取組み	所管課	指標分類
宜野湾地区防犯協会等の関係機関が主催する防犯推進運動との連携	住民生活課	III

2. 協働による防犯対策

特殊詐欺など多様化する犯罪に関する情報共有や、小学校等が作成する安全マップと連携した情報提供により村民の意識啓発を図ります。

主な取組み	所管課	指標分類
村民の防犯思想の高揚のための広報啓発活動の実施	住民生活課	II
防犯マップの作成と配布の検討	住民生活課	III
「子ども110番の家」の広報・周知	住民生活課	III

指標	基準値	中期目標 (R11)	最終目標 (R15)
広報実施回数	II	1回/年	1回/年

3. 防犯施設の整備

安全な地域環境づくりのため、必要に応じた防犯灯の整備を行います。

主な取組み	所管課	指標分類
村民ニーズに対応した防犯灯の設置と維持管理の実施	都市建設課	III



目指す村の姿7

連携と協働により持続的発展を目指します

基本施策 17 地域コミュニティを育成します

分野1 協働によるまちづくり	114
分野2 村民が参加・活躍する場の充実	115

基本施策 18 役場の体制強化と堅実な行財政運営を進めます

分野1 行政サービスの向上	116
分野2 行財政の確立	118

施策 17 地域コミュニティを育成します

分野 17-1 協働によるまちづくり



■現状と課題

多様化する村民ニーズや複雑化する社会課題に対応するため、これまでの行政主導のまちづくりから脱却し、村民と行政による協働のまちづくりを進めていくことが求められています。

現在でも GGC 運動の実施や自治会の多世代交流イベント等も実施されていますが、高齢化や転入者の増加等を背景に地域コミュニティを支える自治会をはじめとした地域活動への参加率は、年々低下傾向にあり、こうしたコミュニティ意識の希薄化は、子どもや高齢者の見守り、災害時の援助といった分野において、共助という考え方に基づく相互支援を妨げる要因となります。

そこで、自治会等、地域コミュニティの活動基盤に対する支援及び参加促進を行うとともに、自治公民館をはじめとした既存施設については、各種活動の拠点としての機能付加を検討する必要があります。

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 地域活動、住民活動組織への支援

まちづくりの担い手となる若い力や各種組織と連携を図りながら、主体的に地域活動へ取り組んでいくための支援を継続します。

主な取組み	所管課	指標分類
コミュニティ意識高揚のための各団体の交流促進	生涯学習課	III
地域主体の自立した体制づくりのための自治会や各種団体への活動の支援	総務課	III
快適な環境づくりにむけた自治会の維持管理に対する支援	総務課	III

2. 地域活動の拠点づくり

地域活動の活性化に向けて、地区公民館をはじめとした既存施設の有効利用等により、拠点機能の強化を促進します。

主な取組み	所管課	指標分類
地域住民の交流や憩いの拠点となる集落施設の整備に向けた支援	総務課	IV
村民ニーズに対応した既存施設の活用と、拠点づくりによる活動の活性化	総務課	IV

【用語解説】

CCG (クリーン・グリーン・グレイシャス) 運動

自分の住んでいる地域を子どもから大人まで一緒に清掃活動を行う。実施後のプラスワン活動として、地域内組織と連携しながら、子どもたちを中心とした地域ふれあい活動を実施

共助

地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うこと

施策 17 地域コミュニティを育成します

分野 17-2 村民が参加・活躍する場の充実



■現状と課題

これまで中城においては、各種審議会等への公募委員の登用や、行政懇談会における意見の収集といった形で、村民の声の村政への反映機会を創出していました。しかし、さらに多様化が進む村民ニーズを把握するためには、その声を届ける機会が、まだまだ不足していることが大きな課題となっています。

協働によるまちづくりをさらに推進するにあたっては、これまでの取組みを継続させながら、行政に対していつでも気軽に自分たちの声を届けるための仕組みを導入することが必要となるため、村の公式ホームページの全面リニューアル等と連携しながら取組みを進めています。

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 村民意見を取り入れる場の充実

審議会、各種委員会といった議論の場への村民参画をさらに推進するとともに、行政懇談会、各種アンケート等の継続に加え、村民の声を日常的に村政に届ける仕組みの構築を図ります。

主な取組み	所管課	指標分類
審議会、各種委員会への公募委員の参加促進	総務課 企画課 福祉課 産業振興課 都市建設課 教育総務課	I
行政懇談会やアンケート、パブリックコメント等の実施など、村民が意見を述べる機会の充実	総務課 企画課 住民生活課 福祉課 こども課 産業振興課 都市建設課 教育総務課 生涯学習課	III
村民から村への日常的な情報提供や意見発信ができる仕組みの構築	企画課 総務課	III

指標	基準値	中期目標 (R11)	最終目標 (R15)
定数に対する公募委員の比率	1	6.1%	7.5%

【用語解説】

村民参画

村民が事業や政策などの計画に加わること

行政懇談会

区政の円滑な推進を図るため、区内の町会・自治会長に対し区の事務事業を周知するとともに、行政全般にわたる各種要望を受ける場

パブリックコメント

公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に、意見・情報・改善案などを求める手続き

施策 18 役場の体制強化と堅実な行財政運営を進めます

分野 18-1 行政サービスの向上



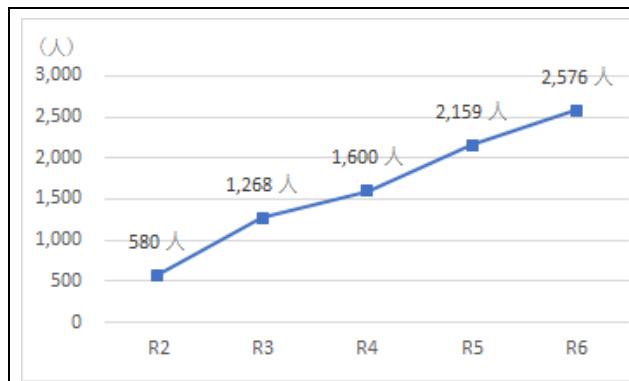
■現状と課題

人口増加を背景とした行政サービスに対するニーズの複雑・多様化が進むなかで、特に各種サービスの利便性向上については、公共料金のキャッシュレス払いの導入やコンビニエンスストアでの各種証明書の発行等に取組んできました。また、自治体業務のデジタル化による効率化も進んでいます。一方で、デジタル化は、個人情報保護といったセキュリティ面での問題をはらんでおり、併せてセキュリティ強化への対応が求められます。

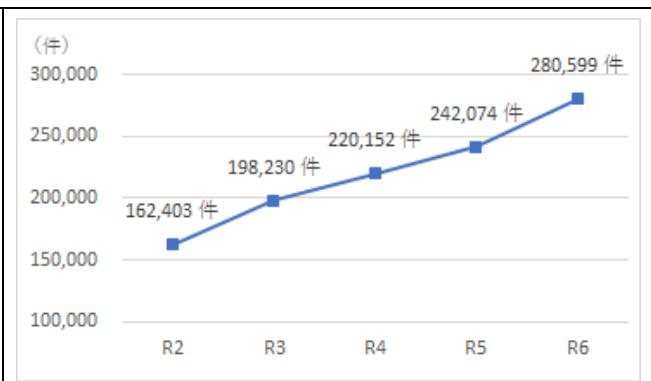
また、行政情報の取得手段についても、SNS 等インターネットを経由した情報収集が主流となり、公式ラインの登録数やホームページアクセス数が順調に増加していることから、こうした変化に対応した広報媒体やシステムをさらに強化する必要があります。

しかし、こうした新しいシステムの構築を進めていったとしても、行政運営の柱が人材であることに変わりはありません。職員の資質向上に向けた能力の開発やより適切な人事配置といった人材のさらなる活用については、これまで以上に取り組んでいかなければなりません。

■データ



公式ラインの登録者数 ※H30 年度途中で開設



村 HP のアクセス数



中城村公式 LINE アカウント QR コード



中城村ホームページ QR コード

【用語解説】

情報セキュリティ

情報の機密性、完全性、可用性を維持すること

SNS

Social Networking Service の略。Web 上で社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築可能にするサービス

ワークショップ

参加体験型講座のこと

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 行政情報の迅速・的確な発信

行政情報を広く村民に提供し、行政に対する村民の理解向上を推進するとともに、情報セキュリティの強化に取り組みます。

主な取組み	所管課	指標分類
広報紙やホームページ等の充実と、SNS を活用した迅速な情報提供の推進	総務課	I
情報セキュリティの強化と個人情報保護の徹底	総務課	II

指標		基準値	中期目標 (R11)	最終目標 (R15)
村 HP の閲覧数	I	280,599 件/年	350,000 件/年	400,000 件/年
公式 LINE の登録者数	I	2,576 人	3,000 人	5,000 人
職員研修回数	II	1回/年	1回/年	1回/年

2. 自治体 DX の推進

各種手続きの簡素化と日常業務の効率化に向けた行政事務の DX 化を推進します。また、マイナンバーカードへの各種情報の紐づけを進め、利便性の向上による普及促進を目指します。

主な取組み	所管課	指標分類
行政事務の DX 化の推進	総務課	IV
マイナンバーカードの普及促進	住民生活課	I

指標		基準値	中期目標 (R11)	最終目標 (R15)
マイナンバーカード交付率	I	73.8%	83.0%	90.0%

3. 人材育成と組織改革

行政に携わる職員として、広くまちづくり全般に志を持って取り組むことのできる人材の育成を行います。また、個人の能力や指向を勘案し、活躍できる分野への適正配置を実施します。さらに、地域とのつながりを大切にし、各種活動への関りを継続していきます。

主な取組み	所管課	指標分類
人材育成基本方針に基づく計画的な事業実施と具体的な施策の展開	総務課	IV
職員研修制度の充実、自主的な調査研究活動、職員提案制度導入による行政組織づくり	総務課	III
専門職員の育成強化	総務課	
能力を活かした人事配置など計画的な人事管理の実施	総務課	
村の総合的施策展開に向けた職員の議論対話の場の創出	総務課	III



施策 18 役場の体制強化と堅実な行財政運営を進めます

分野 18-2 行財政の確立



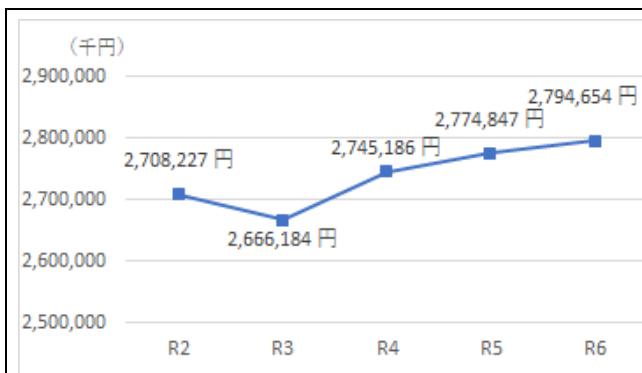
■現状と課題

全国的に納税者の減少等を背景に地方財政が厳しい状況にある中、本村においても、自主財源の柱である村税の伸び率はほぼ横ばいとなっており、依然として地方交付税などに財源の多くを依存している状況です。また、グラフを見ると現年度分の村税の収納率は概ね 98% を超えているものの、依然として一定の滞納額を抱えているため、さらなる収納率の向上と滞納額の縮減を図っていくこと必要となります。

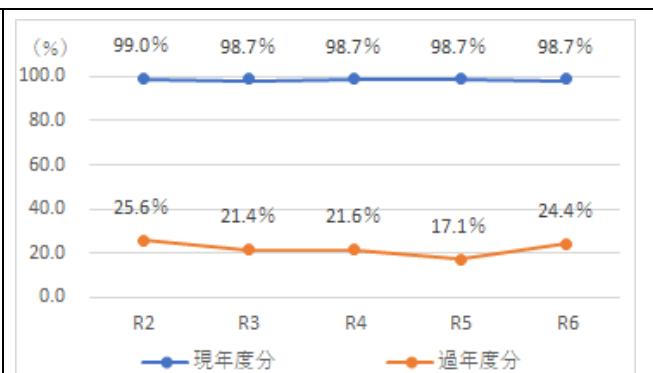
一方で、ふるさと納税による寄付は貴重な財源の 1 つとなっていますが、令和 6 年度については大幅な収入減になっており、PR や魅力的な返礼品提供事業者との連携による返礼品の開発、体制強化による寄付額の増加を目指します。

このような状況の中で、多様化する村民ニーズに対して弾力的かつ的確に対応するためには、長期的な財政計画の運用と経営的視点に立った効率的な財政運営に努め、限られた財源の中で、最大限の効果が得られるよう、安定した財政基盤の構築を図っていく必要があります。

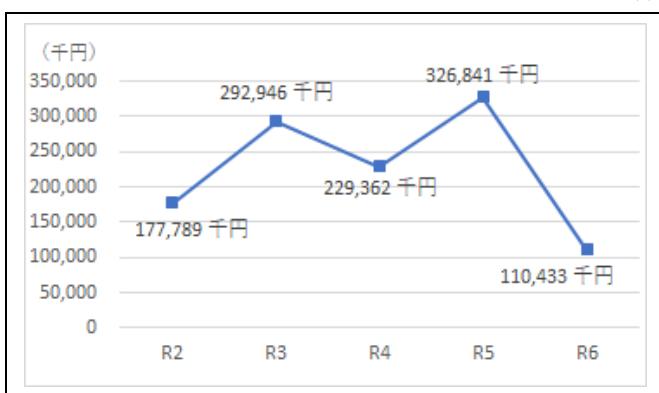
■データ



村税の収入額



村税の収納率



ふるさと納税寄付額

【用語解説】

収納率

確定した納付されるべき額(調定額)のうち、実際に納付された額(収納済額)の割合。収納率が高いほど、税の公平な負担が図られており、かつ、安定した財政運営を行うことができる状態といえる

■取組みの方向性と成果指標（目標指標）

1. 適正な行財政運営の推進

計画的で安定した財源の確保に資する補助金や村債の有効活用を推進しますが、将来世代への負担を増やし過ぎないよう実質公債費率の適切な管理に努め、適正な行財政を維持します。

また、各事業におけるPDCAサイクルによるチェックシステムを全課で共有し、事業の適正化を確実に行います。

主な取組み	所管課	指標分類
国・県等の資金や村債の有効活用と、基金の計画的運用	企画課	II
PDCAサイクルに基づく事業チェックシステムの運用	全課	IV
中長期財政計画の見直し	企画課	IV

指標		基準値	中期目標(R11)	最終目標(R15)
実質公債費率	II	5.1%	15.0%以下	15.0%以下
財政力指数(3ヵ年平均)	II	0.61	0.50以上	0.50以上

2. 新たな財源の確保

新たな返礼品の開発等における、ふるさと納税の拡充や、今後の土地利用施策と連動した定住促進や企業誘致により税収を向上させるなど、多面的な財源確保に取り組みます。

主な取組み	所管課	指標分類
積極的なふるさと納税のPRの実施と新たな返礼品の発掘	企画課	I
企業誘致や住宅建築の促進	産業振興課 都市建設課	IV

指標		基準値	中期目標(R11)	最終目標(R15)
ふるさと納税寄付額(個人版)	I	63,333千円/年	420,000千円/年	820,000千円/年
ふるさと納税寄付額(企業版)※	I	47,100千円/年	8,000千円/年	12,000千円/年

※企業版ふるさと納税については、基準年である令和6年度に1社からの多額の寄付があったため、目標値についてはこれまでの実績をもとに算出する

3. 効率的な収納体制の検討

課税客体の適切な把握に努めるとともに、収納力の向上を図るため、県税・市町村間連携による併任業務の体制確立による収納体制の強化を図ります。また、利便性を高めるための納付方法の導入を推進します。

主な取組み	所管課	指標分類
収入未済額の圧縮にむけた課税客体の適切な把握と、収納体制の強化	税務課	I
納税者の利用実態に即した納付方法の検討	税務課	III

指標	基準値	中期目標(R11)	最終目標(R15)
村税の収納率(現年度分)	I	98.6%	99.0%
村税の収納率(過年度分)	I	24.3%	35.0%



ふるさと納税返礼品

6. 重点プロジェクト

(1) 第五次総合計画中期基本計画における重点プロジェクトの基本的な考え方

中期基本計画の4年間で特に重点的に進めていく事業の中で、複数の事業を束ね、関係課が横断的に連携することによって、より高い効果を得るという視点で重点プロジェクトを設定します。ここでは6つの重点プロジェクトを示し、基本計画における主な取組みとの関係を整理します。

この重点プロジェクトにおいては、各プロジェクトを所管する「幹事課」を設定し、中期基本計画運用後、速やかにプロジェクト会議を立ち上げ、取組みを進めていくことを目指します。

(2) 重点プロジェクトの概要

上記の考え方をふまえ、以下の6つを第五次総合計画の重点プロジェクトとして定めます。

■重点プロジェクト1：災害に強い 中城の安全安心プロジェクト

本村の国道329号より海側の平坦地は、ほぼ全てが津波災害警戒区域、高潮警戒区域に指定されています。しかし、中城南小学校を除く小中学校や役場庁舎、吉の浦会館等の主要な公共施設の多くは警戒区域内に位置しており、また高齢化等に伴い避難に際して支援を必要とする人も増加傾向にあります。災害発生時に村民も行政も迅速な対応が可能となるよう、日々の備えや細かな情報共有を行っていきます。

【主な内容】

- 自主防災組織の育成支援や防災訓練の実施により、村民の防災意識を高め、災害対応力の向上を図る
- 避難所や避難ルートを明確にし、わかりやすい情報発信を行う
- 災害発生を予防する措置を行う
- 災害時の避難において支援が必要な人を把握し、適切な支援につなげるため、個別支援計画の策定、福祉避難所の指定を検討する
- 災害が発生した場合は速やかに対応を図り、再度発生しないように対応を行う

【関係課と主な取組み内容】 ■幹事課：総務課

担当課	主な取組み
総務課	自主防災組織の育成支援、防災訓練の実施、地域防災計画の運用と必要に応じた改善、防災状況の提供、避難所の管理、県や周辺市町村との連携
福祉課	災害時避難行動要支援者への支援、個別避難計画の策定
都市建設課	地滑り対策や危険箇所の整備、災害発生後の対応、避難ルートの整備
産業振興課	災害発生後の対応

■重点プロジェクト2：もっと住み良く 中城の土地利用適正化プロジェクト

本村は村土の多くを市街化調整区域が占めていますが、現在は役場庁舎を中心として、中城中学校や認定こども園が周囲に建設され、タウンセンターとして地区計画の運用が始まっています。また、新たな人口流入の受け皿として、その他の地区での地区計画の活用検討や公共用地の跡地活用、平地部への商業施設誘致、護佐丸バスの活用促進等、タウンセンターを中心に多くの事業が進んでいる状況です。これらを計画的に推進しながら、より住みやすい中城村を目指していきます。

【主な内容】

- 役場庁舎周辺のタウンセンター構想を推進する
- 道路整備等に連携して、地区計画等を活用した土地利用の検討を行う
- 北上原分校をはじめとした公共用地跡地について、活用方針を検討する
- 中城中学校跡地について商業施設等を誘致する等跡地活用を進める
- 護佐丸バスのダイヤやルートの見直しにより、利便性を向上させる

【関係課と主な取組み内容】 ■幹事課：都市建設課

担当課	主な取組み
都市建設課	タウンセンター構想の推進、地区計画の運用、公共施設の跡地利用に向けた取組み、久場泊地区の特定保留解除に向けた取組み
総務課	公共施設の跡地利用に向けた取組み
産業振興課	商業施設等の誘致に向けた取組み
上下水道課	タウンセンター周辺の排水検討
企画課	護佐丸バスの利便性向上

■重点プロジェクト3：みんなすくすく 中城の子育てプロジェクト

本村はこれまで子育て支援に力を入れており、給食費の無償化や高校生までの医療費支援など様々な取組みを進めてきました。今後は現在の支援や取組みを継続しつつ、誰も取り残さないインクルーシブの観点に基づき、よりきめ細かな対応を図っていきます。

【主な内容】

- 支援を必要とする子どもや子育て世帯に対するきめ細かい対応を行う
- 地域や多世代の交流を通じて、村全体で子どもを見守る
- 既存の子育て支援策に取組みながら、必要に応じてバージョンアップすることで、子育てしやすい村を継続する

【関係課と主な取組み内容】 ■幹事課：こども課

担当課	主な取組み
こども課	子育て支援策の継続・更新、支援を必要とする世帯への対応
教育総務課	教育環境の充実、支援を必要とする児童生徒への対応
福祉課	障がいを持つ子への支援
生涯学習課	子ども対象講座の実施、交流事業の実施

■重点プロジェクト4：生涯いきいき 中城のみんなが健康プロジェクト

全国的に高齢化に伴う医療費の増加が課題となる中で、健康寿命という考え方方が広く一般的になってきました。しかし、介護を必要とする人は年々増加し、特にその原因となりうるのが脳卒中や認知症です。これは高齢者になる前からの予防や改善が重要とされており、少なくとも特定健診の始まる40歳以降に対しては、広報周知や保健指導等を通して、より健康に対する意識づけを進めます。

【主な内容】

- 特定健診、特定保健指導等に力を入れ、疾病の予防、早期発見、早期対策に努める
- 仕事や趣味などの生きがいを得て、世代を問わずより生き生きと生活できる村を目指す
- 健康づくり、生涯スポーツなどにより高齢者の体力維持、介護予防に努める

【関係課と主な取組み内容】 ■幹事課：健康保険課

担当課	主な取組み
健康保険課	各種健診・指導・相談による疾病予防、健康づくりの周知啓発
生涯学習課	講座・サークル等の実施・支援
福祉課	介護予防事業の推進、地域福祉体制の支援

■重点プロジェクト5：みんなで守ろう 中城の農業活性化プロジェクト

本村は平坦部を中心に優良農地が広がり、県内有数の農業地域です。近年では令和6年の島ニンジンの GI 保護制度への登録や地域計画における農地の活用など様々な取組みを行い農業の活性化を図ってきましたが、担い手の高齢化や後継者不足は課題となっています。そのため、引き続き遊休農地の活用や担い手育成等を図りつつ、農産物の認知度向上や PR による消費拡大を目指した取り組みを進めます。

【主な内容】

- 地域計画にもとづき、遊休農地の活用や担い手育成に努める
- 中城産農産物を村内外に PR し、認知度向上、消費拡大を図る
- 中城島ニンジンをはじめとした特産野菜の栽培を強化する
- 給食への村内産野菜の使用を進め、食育に活用する

【関係課と主な取組み内容】 ■幹事課：産業振興課

担当課	主な取組み
産業振興課	遊休農地の活用、農産物の販路拡大、
総務課	SNS や HP による農産品の PR
こども課	給食への村内産物利用（幼保）
教育総務課	給食への村内産物利用（小中）

■重点プロジェクト6：わくわく 中城の魅力発信プロジェクト

本村には豊かな自然や世界文化遺産「中城城跡」、美味しい農産物などの素晴らしいものが多くあります。これらを活かして中城の魅力を対外的に発信していく取組みを進めます。

【主な内容】

- 特産品の開発と、販売場所の充実を図る
- ふるさと納税への取組を強化する
- 中城城跡、護佐丸を活用した観光振興を図る

【関係課と主な取組み内容】 ■幹事課：企画課

担当課	主な取組み
企画課	ふるさと納税の取組強化
産業振興課	特産品の開発、村産品の PR、観光振興
生涯学習課	中城城跡・護佐丸の活用